

独立行政法人教員研修センター

主要な事務及び事業の見直し関係資料(未定稿)

目 次

- 独立行政法人教員研修センターの各研修事業三段表
- 各研修の日数（カリキュラム）の設定の考え方
- エルネット及びインターネット（eラーニング）で配信する研修内容について
- 独立行政法人教員研修センター・研修カリキュラム等見直し案整理表
- 独立行政法人教員研修センターの見直しについて（「勧告の方向性」の各研修事業の予算への反映状況）
- 独立行政法人教員研修センターの中期目標（第2期案）
- 独立行政法人教員研修センターの中期計画（第2期案）
- 「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘事項の中期目標・中期計画への主な反映状況

独立行政法人教員研修センターの各研修事業三段表

1. 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修

- ① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 1
- ② 各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修 4
- ③ 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修 6

2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修の先行段階としてセンターが行う研修

- ① 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修 . 7
- ② 道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修 8
- ③ 子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修 . . 9
- ④ ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修 10
- ⑤ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 . . . 11
- ⑥ 体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修 . . 12
- ⑦ 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修 . . . 13
- ⑧ キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修 14
- ⑨ 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修 15
- ⑩ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修 . 16
- ⑪ 指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修 17
- ⑫ 各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成
を目的 18
- ⑬ 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とし
た研修 19
- ⑭ 外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的と
した研修 20
- ⑮ 外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研
修 21
- ⑯ 児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修 22
- ⑰ 健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 23
- ⑱ 食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修 24
- ⑲ 各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修 . . . 25

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

- ① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修 26
- ② 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修 27
- ③ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目
的とした研修 28

各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

【校長・教頭等】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	世界と日本 (講義)	教育課程 (講義)	教職員① (講義)	実践研究① 教育課題演習①
2限		教育改革の 推進	教育と法規 (講義)	進路指導 男女共同参 画社会 (講義)	教職員② (講義)
3限	班長会	班別協議会 ①	班別協議会 ②	学校管理運 営演習事前 検討会	危機管理 (講義)
	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日
1限	実践研究② 企業マネジ メント (講義)	実践研究③ 組織マネジ メント① (演習)	組織マネジ メント④ (演習)	実践研究④ 人権尊重の 教育(講義)	学校管理運 営演習①
2限	不登校・い じめへの対 応(講義)	組織マネジ メント② (演習)	組織マネジ メント⑤ (演習)	学校におけ る組織マネ ジメントの 実態(講義)	学校管理運 営演習②
3限	地方行財政 制度 (講義)	組織マネジ メント③ (演習)	組織マネジ メント⑥ (演習)	産業・経済 芸術 (講義)	
	第15日	第16日	第17日	第18日	第19日
1限	学校管理運 営演習③	学校管理運 営演習⑤	総合的な学 習の時間 (講義)	館外活動 (歌舞伎座)	ボランティ ア活動 (講義)
2限	学校管理運 営演習④	地方教育行 政制度の改 善(講義)	著作権 (講義)	館外活動 (歌舞伎座)	道徳教育 (講義)
3限		教職員のメン タルヘル ス(講義)	情報教育 (講義)		歴史・民族 (講義)
	第22日				
1限	人生論 (講義)				
2限	閉講式				

具体的見直し内容等

<現状>

教職員等中央研修講座については、各地域の中核となる校長、教頭、中堅教員等を対象として、管理職としての使命感の涵養、学校管理運営や服務規律の法規・諸制度、教育改革のねらい等の高度・専門的知識を総合的・体系的に修得させている。

一方で、研修内容が多岐にわたっていること、また実施手法についても、講義のみの講座が一部あり、中核的な校長等に必要の資質能力に鑑み、研修内容の精選、見直しを図る必要がある。

<見直しの背景>

近年の教育改革の動向を踏まえ、学校をめぐる諸課題の解決に向けて学校教育の展開、開かれた学校づくりなどの必要性や特色ある学校づくりに向けた各学校の自主的・自律的な運営が求められる中で、中核的な校長・教頭等が先導的に学校管理運営を進めていく上での高度・専門的な知識等の修得の必要性がより一層高まっている。

<見直し内容>

センターにおいて、各地域の中核となる校長・教頭等に対して、学校管理運営、教育課題等に関する高度・専門的な知識を修得させることは一層重要であるが、より効率的・効果的な研修の実施のため、以下の見直しを行う。

- ①受講対象者について、将来的に各地域において中核的な校長等としての役割を担う者と明確化
 - ②研修内容については、これまでの一般教養、講義一辺倒のものは廃止し、全て演習形式のものに改めるとともに、今後の中核的な校長等に必要とされる資質能力に鑑み、主に以下の内容に厳選・再編
 - ・教育改革の推進
 - ・学校管理運営・組織マネジメント
 - ・学習教育の今日的課題と対応策
 - ・研修講師となるための知識・技術
 - ③一部講座についてはエルネット等を活用した事前研修を導入し、幅広い教員に対して受講機会を提供
 - ④演習等で扱う課題について事前に自主的に調査・把握させた後、研修に参加
 - ⑤受講者及び任命権者に対して、応募段階で研修成果に関する事前計画書等の作成・提出を求める。
 - ⑥受講者に対して、研修成果報告書の作成・提出を義務付け、任命権者に提供
- なお、研修日数については、新任校長・教頭等については、22日から19日に、中堅教員については32日から30日にそれぞれ短縮する。さらに、毎事業年度の評価結果を踏まえ、適宜研修日数の見直しを行う。

<受講者数>

校長・教頭等 800人
中堅教員 1000人

第2期中期目標におけるカリキュラム

【新任校長・教頭等】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究
2限		学校教育を 取り巻く関 係法令① (演習)	学校組織マ ネジメント ② (演習)	学校組織マ ネジメント ⑤ (演習)	学校運営に おける行財 政措置の活 用①(演習)
3限	全国的な教育 改革の流れと取組状 況(研究協 議)	学校教育を 取り巻く関 係法令② (演習)	学校組織マ ネジメント ③ (演習)	学校組織マ ネジメント ⑥ (演習)	学校運営に おける行財 政措置の活 用②(演習)
4限	オリエンテ ーション	学校教育を 取り巻く関 係法令③ (演習)	学校組織マ ネジメント ④ (演習)	学習指導・ 評価の課題 と充実② (演習)	学校経営の 課題と対応 (演習)
	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日
1限	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究
2限	教育課題演 習①	指導計画 上の重要課 題①(人権 教育)(演習)	学校管理運 営演習①	学校管理運 営演習④	学校管理運 営演習⑦
3限	教育課題演 習②	指導計画 上の重要課 題②(道徳 教育)(演習)	学校管理運 営演習②	学校管理運 営演習⑤	学校の危機 管理対策と その充実① (演習)
4限	教育課題演 習③		学校管理運 営演習③	学校管理運 営演習⑥	学校の危機 管理対策と その充実② (演習)
	第15日	第16日	第17日	第18日	第19日
1限	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究
2限	指導計画 上の重要課 題③(環境 教育)(演習)	生徒指導上 の諸課題と 対応策① (演習)	カリキュラム 外の課題と 充実① (演習)	指導計画 上の重要課 題④(国際 理解教育) (演習)	研修講師と なるための 知識・技術 ①(演習)
3限	総合的な学 習の時間の 課題と充実 ②(演習)	生徒指導上 の諸課題と 対応策② (演習)	カリキュラム 外の課題と 充実② (演習)	指導計画 上の重要課 題⑤(特別 支援教育) (演習)	研修講師と なるための 知識・技術 ②(演習)
4限	総合的な学 習の時間の 課題と充実 ③(演習)	生徒指導上 の諸課題と 対応策③ (演習)	カリキュラム 外の課題と 充実③ (演習)	キャリア教 育の工夫改 善 (演習)	閉講式

(注)「学校組織マネジメント①」、「学習指導・評価の課題と充実①」及び「総合的な学習の時間の課題と充実①」はエルネットを活用し、事前研修により実施予定

【中堅教員】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限		リーダー論 (講義)	教育と法規 (講義)	班長会② 教職員① (講義)	教育課題演 習①
2限	開講式 教育改革の 推進(講義)	著作権 (講義)	児童の権利 条約(講義) コミュニケ ーション (講義)	教職員② (講義)	教育課題演 習②
3限	班長会①	班別協議会 ①	班別協議会 ②		危機管理 (講義) 学校管理運 営演習事前 検討会①
	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日
1限	教育課題演 習③	道徳教育 (講義)	教育課程 (講義)	学校指導と 評価(講義)	特別活動 (講義)
2限	教育課題演 習④	不登校・い じめへの対 応(講義)	学校経営 (講義)	人権尊重の 教育(講義)	世界と日本 (講義)
3限	学校管理運 営演習事前 検討会②	実践研究①	実践研究②	実践研究③	実践研究④
	第15日	第16日	第17日	第18日	第19日
1限	総合的な学 習の時間① (講義)	学習の評価 (講義)	生徒指導 (講義)	地方教育行 政制度(講義)	学校管理運 営演習①
2限	総合的な学 習の時間② (講義)	学級経営を めぐる問題 (講義)	地方行政制 度(講義)	自然科学 (講義)	学校管理運 営演習②
3限	総合的な学 習の時間③ (講義)	学校管理運 営演習事前 検討会③	学校管理運 営演習事前 検討会④	個に応じた 学習指導 (講義) 芸術(講義)	
	第22日	第23日	第24日	第25日	第26日
1限	学校管理運 営演習③	学校管理運 営演習⑤	学校管理運 営演習⑦	館外活動 (歌舞伎座)	組織マネジ メント① (演習)
2限	学校管理運 営演習④	学校管理運 営演習⑥	地方教育行 政制度の改 善(講義)	館外活動 (歌舞伎座)	組織マネジ メント② (演習)
3限			意欲を育て る学級経営 (講義) 班長会⑤		組織マネジ メント③ (演習)
	第29日	第30日	第31日	第32日	
1限	特別支援教 育(講義)	選択講義 ①②③	進路指導 (講義)	文学(講義)	

【中堅教員】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限		実践研究	実践研究	実践研究	実践研究
2限		学校経営の 課題と対応 策(演習)	学校教育を 取り巻く関 係法令① (演習)	学校教育を 取り巻く関 係法令④ (演習)	教育課題 演習 ①
3限	開講式 金沢市教育研 究センターの 活動(研究協議)	学校の危機 管理対策と その充実 ①(演習)	学校教育を 取り巻く関 係法令② (演習)	学校運営に おける行財 政措置の活 用①(演習)	教育課題 演習 ②
4限		学校の危機 管理対策と その充実 ②(演習)	学校教育を 取り巻く関 係法令③ (演習)	学校運営に おける行財 政措置の活 用②(演習)	教育課題 演習 ③
	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日
1限	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究
2限	教育課題 演習 ④	教育課題 演習 ⑦	カリキュラム マネジメント の課題と充 実⑦(演習)	カリキュラム マネジメント の課題と充 実⑧(演習)	カリキュラム マネジメント の課題と充 実⑩(演習)
3限	教育課題 演習 ⑤	教育課題 演習 ⑧	カリキュラム マネジメント の課題と充 実⑧(演習)	カリキュラム マネジメント の課題と充 実⑨(演習)	指導計画 上の重要課 題①(環境教 育)(演習)
4限	教育課題 演習 ⑥	教育課題 演習 ⑨	カリキュラム マネジメント の課題と充 実⑨(演習)	カリキュラム マネジメント の課題と充 実⑩(演習)	指導計画 上の重要課 題②(環境教 育)(演習)
	第15日	第16日	第17日	第18日	第19日
1限	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究
2限	生徒指導上 の諸課題と 対応策① (演習)	キャリア教 育の工夫改 善①(演習)	学校管理運 営演習 ②	学校管理運 営演習 ⑤	学校管理運 営演習 ⑧
3限	生徒指導上 の諸課題と 対応策② (演習)	キャリア教 育の工夫改 善②(演習)	学校管理運 営演習 ③	学校管理運 営演習 ⑥	学校管理運 営演習 ⑨
4限	生徒指導上 の諸課題と 対応策③ (演習)	学校管理運 営演習 ①	学校管理運 営演習 ④	学校管理運 営演習 ⑦	学校管理運 営演習 ⑩
	第22日	第23日	第24日	第25日	第26日
1限	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究
2限	学校組織マ ネジメント ②(演習)	学校組織マ ネジメン ト⑤(演習)	指導計画 上の重要課 題④(特別支 援教育) (演習)	学習指導・ 評価の課題 と充実策 ②(演習)	総合的な学 習の時間の 課題と充実 策③(演習)
3限	学校組織マ ネジメン ト③(演習)	学校組織マ ネジメン ト⑥(演習)	指導計画 上の重要課 題⑤(国際理 解教育) (演習)	学習指導・ 評価の課題 と充実策 ③(演習)	指導計画 上の重要課 題⑦(人権教 育)(演習)
4限	学校組織マ ネジメン ト④(演習)	指導計画 上の重要課 題③(特別支 援教育) (演習)	指導計画 上の重要課 題⑥(国際理 解教育) (演習)	総合的な学 習の時間の 課題と充実 策②(演習)	指導計画 上の重要課 題⑧(人権教 育)(演習)
	第29日	第30日			
1限	実践研究	実践研究			
2限	指導計画 上の重要課 題⑨(道徳教 育)(演習)	研修講師と なるための 知識・技術 ①(演習)			

2限	国際理解教育(講義)		スポーツ(講義)	閉講式	
3限	企業マネジメント(講義)				

--	--	--	--	--	--

3限	指導計画上の重要課題⑩(道徳教育)(演習)	研修講師となるための知識・技術②(演習)			
4限	指導計画上の重要課題⑪(道徳教育)(演習)	閉講式			

(注)「学校組織マネジメント①」、「学習指導・評価の課題と充実策①」及び「総合的な学習の時間の課題と充実策①」はエルネットを活用し、事前研修により実施予定

各地域の中核となる事務職員(小中学校)の育成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

【小中学校：幹部】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式 講演 「組織とリーダー①」	班別協議 「学校管理運営①」	班別協議 「学校管理運営②」	班別協議 「学校管理運営③」	班別協議 「学校管理運営④」
2限		講義 「学校教育の現状と課題」	講義 「地方教育行政制度」	講義 「開かれた学校づくりと学校外活動の充実」	班別協議 「学校管理運営⑤」
3限		班別協議 「今後の学校経営について①」	講義 「地方教育財政について」	班別協議 「学校管理運営④」	班別協議 「学校管理運営⑥」
4限		班別協議 「今後の学校経営について②」	班別協議 「今後の学校経営について③」	班別協議 「学校管理運営⑤」	班別協議 「学校管理運営⑦」

	第8日	第9日	第10日
1限	班別協議 「学校管理運営⑧」	班別協議 「学校管理運営⑩」	講演 「仕事に活かすコーチング・スキル①」
2限	講義 「人事業務について」	講義 「企業における人材育成」	講演 「仕事に活かすコーチング・スキル②」
3限	講義 「教育課程の改善について」	班別協議 (全体会) 課題レポート協議/班別協議の発表①	開講式
4限	講演 「危機管理は教育機関の必須マター」	班別協議 (全体会) 課題レポート協議/班別協議の発表②	

【小中学校：中堅】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式 講演 「学校教育の課題と事務職員の役割」	課題研究 「学校管理運営」	課題研究 「学校管理運営」	課題研究 「学校管理運営」	講演 「現代の子どもの現状と課題①」
2限		講義 「地方教育行政」	講義 「教育課程」	講義 「教育財政」	講演 「現代の子どもの現状と課題②」
3限		講義 「総合学習」	講義 「生き抜く力と自己責任」	課題研究 「討議・発表①」	開講式
4限		講義 「学校教育の課題と事務職員の役割」	講義 「学校経営」 課題研究 「学校管理運営」	課題研究 「学校管理運営」	課題研究 「討議・発表②」

具体的見直し内容等

<現状>

事務職員研修講座については、各地域の中核となる事務職員を対象として、地方教育行財政、人材育成、管理運営法規・諸制度、教育改革のねらい等を総合的に修得させている。

一方で、研修内容が多岐にわたっていること、また実施手法についても、講義のみの講座が一部あり、教育改革の流れにあわせて、研修内容等の精選・見直しを図る必要がある。

<見直しの背景>

近年の教育改革の動向を踏まえ、学校をめぐる諸課題の解決に向けて学校教育の展開、開かれた学校づくりなどの必要性や特色ある学校づくりに向けた各学校の自主的・自律的な運営が求められる中で、教育改革、学校管理の担い手として事務職員においても高度・専門的な知識等の修得の必要性がより一層高まっている。

<見直し内容>

センターにおいて、各地域の中核となる事務職員に対して、学校管理運営、教育課題等に関する高度・専門的な知識を修得させることは一層重要であり、より効果的・効果的な研修の実施のため、以下の見直しを行う。

①受講対象者について、事務職員として20年以上の在職経験を有し、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取組の中核的な者として期待される者と明確化

②研修内容については、これまでの一般教養、講義一辺倒のものは廃止し、全て演習形式のものに改めるとともに、今後の中核的な事務職員に必要とされる資質能力に鑑み、主に以下の内容に厳選・再編

- ・教育改革の推進
- ・学校組織マネジメント
- ・学校安全管理
- ・子どもの心のケア
- ・開かれた学校づくり
- ・社会人の活用

③一部講座については事前研修を導入し、幅広い事務職員に対して受講機会を提供(演習「学校組織マネジメント」の一部の講義において予定)

④演習等で扱う課題について事前に自主的に調査・把握させた後、研修に参加

⑤受講者及び任命権者に対して、応募段階で研修成果に関する事前計画書等の作成・提出を求める。

⑥受講者に対して、研修成果報告書の作成・提出を義務付け、任命権者に提供

なお、日数については、小中学校幹部10日、中堅教員5日を、小中学校5日に短縮する。さらに、毎事業年度の評価結果を踏まえ、適宜研修日数の見直しを行う。

<受講者数>

180人

第2期中期目標におけるカリキュラム

【小中学校】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	
1限	開講式	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究	
2限		「学校管理運営演習②」 -子どもの心のケア(演習)	「学校組織マネジメント②」 (演習)	「班別協議①」 -小・中学校事務の課題と対応① (協議)	「班別協議結果発表(全体会)及び講評」 (協議)	
3限		「全国的な教育改革の流れと取組状況」(事例紹介と指導助言) (研究協議)	「学校管理運営演習③」 -学校評議員制度の導入 (演習)	「学校組織マネジメント③」 (演習)	「班別協議②」 -小・中学校事務の課題と対応② (協議)	「研修講師となるための知識・技術」 (演習)
4限		「学校管理運営演習①」 -学校の安全管理の徹底 (演習)	「学校管理運営演習④」 -学社融合・社会人の活用 (演習)	「学校組織マネジメント④」 (演習)	「班別協議③」 -小・中学校事務の課題と対応③ (協議)	開講式

※ 「学校組織マネジメント①」はエルネットを活用し、事前研修により実施予定。

各地域の中核となる事務職員(高等学校)の育成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

【高等学校:幹部】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	
1限	/	班別協議 「学校管理運営」①	班別協議 「学校管理運営」④	班別協議 「学校管理運営」⑦	講義 「ストレスマネジメント」①	
2限		班別協議 「学校管理運営」②	講義 「高等学校事務職員をめぐる話題について」	講義 「企業における人材育成」	講義 「ストレスマネジメント」② 閉講式	
3限		閉講式 講義 「学校教育の課題と動向」①	講義 「地方教育行政制度」	班別協議 「学校管理運営」⑤	班別協議 「発表」①	/
4限		講義 「学校教育の課題と動向」②	班別協議 「学校管理運営」③	班別協議 「学校管理運営」⑥	班別協議 「発表」②	

【高等学校:中堅】

	第1日	第2日
1限	/	班別協議 「学校管理運営」①
2限		班別協議 「学校管理運営」②
3限		班別協議 「学校管理運営」③
4限		閉講式
	講演 「中央教育審議会の動向について」	

具体的見直し内容等

<現状>

事務職員研修講座については、各地域の中核となる事務職員を対象として、地方教育行財政、人材育成、管理運営法規・諸制度、教育改革のねらい等を総合的に修得させている。

一方で、研修内容が多岐にわたっていること、また実施手法についても、講義のみの講座が一部あり、教育改革の流れにあわせて、研修内容等の精選・見直しを図る必要がある。

<見直しの背景>

近年の教育改革の動向を踏まえた学校教育の展開、開かれた学校づくりなどの必要性や特色ある学校づくりに向けた各学校の自主的・自律的な運営が求められる中で、教育改革、学校管理の担い手として事務職員においても教育に関する高度・専門的な知識等の修得の必要性がより一層高まっている。

<見直し内容>

センターにおいて、各地域の中核となる事務職員に対して、学校管理運営、教育課題等に関する高度・専門的な知識を修得させることは一層重要であり、より効率的・効果的な研修の実施のため、以下の見直しを行う。

①受講対象者については、所属する学校の事務長であり、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取組の中核的な者として期待される者と明確化

②研修内容については、これまでの一般教養、講義一辺倒のものは廃止し、全て演習形式のものに改めるとともに、今後の中核的な事務職員に必要とされる資質能力に鑑み、主に以下の内容に厳選・再編

- ・教育改革の推進
- ・学校組織マネジメント
- ・学校評価
- ・情報公開
- ・危機管理

③一部講座については事前研修を導入し、幅広い事務職員に対して受講機会を提供(演習「学校組織マネジメント」の一部の講義において予定)

④演習等で扱う課題について事前に自主的に調査・把握させた後、研修に参加

⑤受講者及び任命権者に対して、応募段階で研修成果に関する事前計画書等の作成・提出を求める。

⑥受講者に対して、研修成果報告書の作成・提出を義務付け、任命権者に提供

なお、日数については、高等学校幹部5日、中堅教員2日を、高等学校5日に短縮する。さらに、毎事業年度の評価結果を踏まえ、適宜研修日数の見直しを行う。

<受講者数>

300人

第2期中期目標におけるカリキュラム

【高等学校】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日	
1限	/	実践研究	実践研究	実践研究	実践研究	
2限		「学校管理運営演習②」 -情報公開と説明責任- (演習)	「学校組織マネジメント②」 (演習)	「班別協議①」 -教育改革の推進における事務の全国的課題と対応①- (協議)	「班別協議結果発表(全体会)及び講評」 (協議)	
3限		研究協議 「全国的な教育改革の流れと取組状況」(事例紹介と指導助言)	「学校管理運営演習③」 -学校危機管理システム- (演習)	「学校組織マネジメント③」 (演習)	「班別協議②」 -教育改革の推進における事務の全国的課題と対応②- (協議)	「研修講師となるための知識・技術」 (演習)
4限		「学校管理運営演習①」-学校評価基準・方法- (演習)	「学校管理運営演習④」 -学校危機管理マニュアル- (演習)	「学校組織マネジメント④」 (演習)	「班別協議③」 -教育改革の推進における事務の全国的課題と対応③- (協議)	閉講式

※「学校組織マネジメント①」はエルネットを活用し、事前研修により実施予定。

国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

【短期派遣(例)】

日次	内容	地名
1日目	移動	東京発
2日目	オリエンテーション	フランクフ
3日目	教育文化施設等視察、日本人学校訪問	ルト
4日目	移動、事前研修	ヴェルツブ
5日目	教育委員会訪問、学校訪問	ルク
6日目	学校訪問	
7日目	学校訪問	
8日目	学校訪問	
9日目	教育関係者との交流	
10日目	家庭訪問	
11日目	課題別研修	
12日目	移動	
13日目	教育文化施設等視察	パリ
14日目	研修資料の整理・まとめ	
15日目	帰国	
16日目		東京着

【長期派遣(6ヶ月の例)】

日次	内容	地名
1～2ヶ月	語学研修(語学研究所において、スピーキング、リスニング、リーディング、ライティングに関する研修を受講)	ロンドン
2～3ヶ月	実地研修(各自が定めるテーマに基づいた研修を実施)	
3～6ヶ月	大学研修(英語教授法、LLC教授法等に関する講義・演習の受講及び各自が定めるテーマに基づく研究を実施)	

具体的見直し内容等

＜現状＞

- 海外派遣研修については、以下の4つを実施。
- ①短期派遣：諸外国の教育、文化及び社会等の諸事情について視察、学校教育関係機関の訪問及び教育関係者との交流。
 - ②若手派遣：初等中等教育諸学校において教育活動に参加、教育行政機関等の訪問、地域社会の視察等。
 - ③日米交流：内容は同上(但し、日米首脳会談による日米国民交流計画に基づく)
 - ④英語派遣：大学における英語教授法等に関する講義等の受講、地域の中学校・高等学校の訪問等。
- 一方で、これらの派遣研修については、目的・内容等を現在の教育改革の流れにあわせて見直し、改善を図る必要がある。

＜見直しの背景＞

経済活動の国際競争の激化、情報革命の急速な進展等の21世紀社会のめまぐるしい変化の中で、各国とも国の将来を見据え、その将来を切り拓く人材を育てる教育改革に真剣に取り組んでいる。このような中、各地域で中核となる教員が、我が国が参考にできる諸外国の施策・取組や、我が国が諸外国に先行している施策・取組の調査等を通じて、我が国における教育改革の世界的な改革の潮流での位置づけ等を評価するなど、このような国際的視野を育成しつつ、我が国及び各地域における教育改革の着実な推進に貢献していくことが急務。

＜見直し内容＞

- 上記の4研修を統合した上で、以下のような見直しを行う。
- ①予め、センターにおいて以下のようなテーマを設定。
 - ・教育制度
 - ・教育課程
 - ・確かな学力の向上
 - ・生徒指導
 - ・学校経営
 - ②受講者について、自主的受講希望に基づき、上記テーマに関して優れた調査研究課題を有する者に限定。
 - ③派遣期間について、受講者の自主的調査研究内容に応じて、16日以内、3ヶ月以内、6ヶ月以内、12ヶ月以内と設定。また都道府県教育委員会の推薦に基づき、センターにおいて受講者を選定。
 - ④研修先については、学校現場、教育行政機関等。短期については、主に学校の取組への直接参加、長期については大学等に長期間所属し研究を実施
 - ⑤予め各地域、学校の教育活動に研修成果を還元する計画書を提出。また研修終了後、研修成果報告書を提出。

＜受講者数＞

段階的に縮小し、平成18年度には以下の受講者数とする

- 16日以内 (900人)
- 3ヶ月以内 (240人)
- 6ヶ月以内 (60人)
- 12ヶ月以内 (10人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

【16日派遣(例)】：(テーマ)コースオブスタディと学校の教育課程編成上の工夫

日次	内容
1日目	移動
2日目	オリエンテーション
3日目	教育行政機関の関係者とのコースオブスタディについての意見交換
4日目	学校における研修 以下のような活動を適宜実施 ・教育課程・授業計画の説明、授業・学級経営の参観、意見交換 ・授業参加 ・各種授業教材の作成に参加 ・教育スタンダード(到達目標)作成についての説明、意見交換 ・大学における教育課程編成論の研究状況の意見交換
14日目	研修内容の整理・成果報告書のまとめ
15日目	帰国
16日目	

【6ヶ月派遣(例)】：(テーマ)学校及び地域全体での文化芸術教育の充実

日次	内容
1ヶ月	基本的に、大学等の教育研究機関に長期間(6ヶ月間程度)所属し、全体的研究を実施 また、その間、上記テーマに基づく実践的調査研究として、 ・学校での指導計画、授業展開、教材活用の参観、補助、参加 ・博物館等学校外施設での学校との連携プログラム作成、教育実践、教材開発への参加、補助 ・学校、博物館等学校外施設での文化ボランティアの活用等の活動を実施
6ヶ月	

児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム			
	第1日	第2日	
1限	/	国語、社会、数学、理科、 外国語等（どの教科を行 うかは各ブロックの協力 者（教育委員会）と調整） （教科別演習）	
2限			開講式・オリエンテー ション
3限			総論 （演習）
4限	特別活動 （演習）	開講式	

具体的見直し内容等	
<現状>	<p>「学習の評価」に関する研修については、都道府県教育委員会との連携・協力の下、小・中学校における評価基準の作成、評価方法の工夫改善等についての説明や事例発表等を行い、目標に準拠した評価の客観性、信頼性を高めるための諸方策についての研修を実施。</p> <p>一方で、当該年度に行う研修内容について十分に絞りきれていない面がある。</p>
<見直しの背景>	<p>新学習指導要領のねらいである「確かな学力」を育成するため、平成14年4月より評価の在り方を、従来の「相対評価」から「絶対評価」に改めたところであるが、その趣旨や具体的な評価の仕方について全国的に十分徹底しきれていないところが見られることから、そのような状況を早急に改善し、各学校において適切な評価の実施される環境を確立することが喫緊の課題。</p>
<研修のねらい>	<p>○ 各市町村等において、受講者により、本研修での評価基準の作成、評価方法の工夫改善等に関する教員研修の実施、研修講師としての活動</p>
<見直し内容>	<p>本研修については、「絶対評価」について、その導入の趣旨等をもとより、評価基準の設定や評価方法等の基本的理解を深めることを目的として、各地域の中核となる校長、教員、指導主事等に対して、平成14年度からの3年間で集中的に実施することとしている。</p> <p>平成16年度については、平成15年度までに実施してきた各学校毎の評価基準の作成手法を踏まえつつ、さらに各学校が作成した評価基準を持ちより、①相互の評価基準の作成の考え方、②実際の授業における活用方法等に関する演習を行い、<u>全国的な評価レベルの統一を図るための研修を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な評価の総括の方法に関する演習（総論） ・評価の客観性、信頼性の向上を図る工夫に関する演習中心（教科、特別活動別） <p>なお、本研修は全国5つのブロック別に開催。また、平成16年度をもって廃止。</p>
<受講者数>	<p>3,000人（全国を5つのブロックに分けて開催）</p>

第2期中期目標におけるカリキュラム			
	第1日	第2日	
1限	/	評価の客観性、信頼性の 向上を図る工夫に関する 演習（国語、社会、数学、 理科、外国語等（どの教 科を行うかは各ブロック の協力者（教育委員会） と調整）	
2限			開講式 オリエンテーション
3限			全国的な評価の総括の方 法に関する演習（総論）
4限	評価の客観性、信頼性の 向上を図る工夫に関する 演習（特別活動）	開講式	

道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

【道徳教育連携・推進講座(中央研修講座)】

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	オリエンテーション	全体講義③ 学校における道徳教育の効果的な推進-「心のノート」を生かした指導の充実	テーマ演習1 「道徳教育に対する教員や家庭・地域の意識向上を図る取組」	全体講義⑤ 道徳教育の充実に向けて(質疑応答を含む)
2限		全体講義④ 子供の心を育てる道徳教育(講演)		
閉講式				閉講式
3限	全体講義① 道徳教育の現状と課題	シンポジウム 「学校、家庭、地域社会の連携による道徳教育の推進に向けて」	テーマ演習2 「学習指導要領の趣旨を生かした道徳の時間の充実への取組」	
4限	全体講義② 現代の若者たち(特別講演)		テーマ演習3 自由演習テーマ	
班別会議				

【道徳教育連携・推進講座(地区別研修講座)】

	第1日
1限	開講式 報告・協議 「道徳教育連携・推進講座(中央)を受講して」
2限	全体講義 「豊かな心を育てる道徳教育」
3限	実践発表・協議 道徳教育推進事業校の取組等
4限	シンポジウム 「学校・地域社会で育む心の教育について」
閉講式	

※地区別研修については、各県各様ではあるが、概ね上記の内容を取り入れて実施

具体的見直し内容等

<現状>

- 現在の道徳教育連携・推進講座(中央研修講座)は、道徳教育推進の指導者養成のため研究を実施。
- また、地区別研修講座は、地域の実情を踏まえた人材養成のため都道府県ごとに開催。
一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていないこと、また中央と地区別とで十分連携が取れていないという面がある。

<見直しの背景>

- 体験の減少、倫理観や社会性の不足、規範意識の低下などが指摘されるとともに、暴力行為、いじめ、不登校など憂慮すべき状況。中央教育審議会答申(平成15年3月)では、児童生徒の道徳性の育成が求められているが、道徳教育推進状況調査(平成12年5月)でも、学校での道徳教育が必ずしも十分な状況にない。
- このため、児童生徒が身に付ける道徳の内容をわかりやすく表した「心のノート」を国が作成した教材として初めて全小・中学校へ配布するほか、新学習指導要領では、体験活動の活用、校長や教頭の参加、家庭や地域社会との連携の推進などの改善を図ったところであり、その趣旨を踏まえ、各学校における道徳教育の指導が心に響くものとなるよう児童生徒や地域の実態、発達段階等に即して創意工夫することが不可欠。また各地域における道徳教育を推進する施策や取組の充実も必要。

<研修のねらい>

- 中央指導者研修
・各地域において本研修内容を踏まえた各学校の管理職員に対する研修の実施、研修講師としての活動
・各学校への指導、助言等
- ブロック別指導者研修(5つのブロック別に開催)
各市町村等における道徳教育の推進者、助言者、研修講師としての活動

<見直し内容>

- 全国的にみて相当程度高度な力量を有する中核的指導者の養成を担う中央指導者研修と、その下で教員への助言を行いうる者の養成を担うブロック別指導者研修を設け、中央指導者研修の修了者がブロック別指導者研修の指導助言者となるなどの双方の関連を図りながら計画的に実施。
- 研修の内容の重点化に努め、全国的な状況に応じた適時適切な主題を中心に取り上げるようにし、例えば次のような内容の充実を図る。
・児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進(「心のノート」の活用を含む)
・社会奉仕体験活動の活用など先進的な事例の分析・応用法
・道徳教育の充実のための研修の在り方
また、一方的な講義は廃止し、研究協議、演習等による研修を実施。なお、中央指導者研修を年2回開催(計8日)から年1回開催(計5日)に短縮する。さらに、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>

- 中央指導者研修 275人
(内訳:都道府県・指定都市4人、中核市1人)
- ブロック別指導者研修 1,100人
(内訳:都道府県・指定都市16人、中核市4人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

【中央指導者研修(仮称)】

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	「学校全体で取り組む道徳教育の効果的な促進方策」(協議)	「児童生徒理解と道徳教育の評価」(演習)	体験活動等の先進的事例の分析・応用法(演習)	「道徳教育の充実のための研修プログラムの作成」(演習)
2限		「道徳教育に関する最新の研究状況を捉えたテーマに基づく協議」(協議)			「学校の実態に応じた道徳教育の指導力向上」(協議)
3限	「道徳教育の現状と課題を踏まえた研究協議」(協議)	「学校、家庭、地域社会との積極的な連携による道徳教育の推進方策」(シンポジウム)	「教材研究の進め方と『心のノート』を生かした道徳教育の展開」(演習)		研修講師となるための知識・技術(演習)
4限	「児童生徒の実態(問題行動等を含む)、道徳教育の問題点・課題の分析・整理等」(演習)			「具体的な道徳教育実践への取組方法等」(演習)	閉講式

※より効率的な研修の実施を図る観点から、年2回開催(各4日、計8日)を年1回開催(計5日間)に短縮。

【ブロック別指導者研修(仮称)】

	第1日	第2日	第3日
1限	開講式	「先進的な道徳教育実践事例の紹介・分析・研究協議(小・中・高校部会別)」(演習・研究協議)	「教材研究の進め方と『心のノート』を生かした道徳教育の展開」(演習)
2限		「地域の実態を踏まえた道徳教育の問題点・課題の分析・整理①」(協議)	
3限	「地域の実態を踏まえた道徳教育の問題点・課題の分析・整理②」(演習)	「具体的な道徳教育実践への取組方法等」(演習)	閉講式
4限	「道徳教育の充実のため研修プログラムの作成」(演習)		

子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	
1限	/	班別実技① 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	班別実技⑤ 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりについての研究協議	
2限		班別実技② 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	班別実技⑥ 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	閉会式	
3限		開会式	班別実技③ 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	班別実技⑦ 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	/
4限		これからの学校体育の在り方（講義）	班別実技④ 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	班別実技⑧ 〈基本、つくり、仕上げ、ボール、バスケットボール、ソフトテニス、柔道、ダンス、レスリング〉	

具体的見直し内容等

<現状>
現在の学校体育指導者中央講習会については、都道府県における学校体育実技指導者講習会等の指導者の養成を図ることを目的として、バスケットボール、柔道、ダンス等の種目別に最新の情報、指導技術、実技を中心とする研修を実施。
一方で、各教科別の実技が中心であり、実施手法、内容について、必ずしも国として実施すべきものに絞られていない面がある。

<見直しの背景>
① 全国的に児童生徒の「体力」が長期的に低下傾向にあり、また肥満等の生活習慣病の危険因子を持つもの割合も増加しており、状態は看過できない事態。
② 現行の学習指導要領を踏まえ、これまでの「運動能力」を中心とした体育の授業の考え方、手法を根本的に改め、運動に親しみ、体力を高めるものとするのが喫緊の課題。

<研修のねらい>
○ 各地域において、各学校の体育教員を対象に本研修での「体ほぐし運動」の趣旨、指導の在り方等を踏まえた研修を実施
○ 各学校への指導・助言等

<見直し内容>
次期中期目標期間においては、これまでの学校体育活動を根本的に変革し、子どもが自ら積極的に運動に親しみ、体力を高めるものとなるための指導者を養成するため、以下のテーマに焦点を絞って演習を中心とした研修を集中的に実施することとする。さらに、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

①「体ほぐし運動」
・ 気付きを促す運動
・ 体の調子を整える（律動的な）運動
・ 仲間との交流をする運動
・ 運動プログラムの作成

②「体力を高める運動」
・ 体の柔らかさや巧みな動きを高めるための運動
・ 力強い動きを高めるための運動
・ 動きを持続する能力を高めるための運動
・ 運動プログラムの作成

なお、本研修は全国3つのブロック別に開催。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>
550人
(内訳：都道府県・指定都市8人、中核市2人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	
1限	/	体ほぐし運動の趣旨を踏まえた指導の在り方①（演習）	体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方①（演習）	研修講師となるための知識・技術①（演習、協議）（小学校部会、中学校・高等学校部会）	
2限		開講式 学習指導要領における学校体育授業の在り方（協議）	体ほぐし運動の趣旨を踏まえた指導の在り方②（演習）	体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方②（演習）	研修講師となるための知識・技術②（演習、協議）（小学校部会、中学校・高等学校部会）
3限		実践発表・指導助言①（研究協議）（小学校部会、中学校・高等学校部会）	体ほぐし運動の趣旨を踏まえた指導の在り方③（演習）	体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方③（演習）	/
4限		実践発表・指導助言②（研究協議）（小学校部会、中学校・高等学校部会）	体ほぐし運動の趣旨を踏まえた指導の在り方④（演習）	体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方④（演習）	

ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	閉講式	情報教育のねらいとカリキュラム (演習)	授業設計 (演習)	コンサルテーション (演習)	校内研修案の作成 (グループ) (演習)
2限		情報倫理とプライバシー、著作権 (演習)	授業案・教材の作成 (教科別グループ) (演習)	コンサルテーション協議 (グループ) (演習)	校内研修案の発表 (グループ) (発表・協議)
3限	学習指導要領における情報化への対応 (講義)	校内ネットワークの基礎知識 セキュリティ、校内ネットワークの設計 (演習)	授業案・教材の発表 (教科別グループ) (発表・協議)	校内研修の進め方 (グループ) (講義・協議)	閉講式
4限	情報化の方向性、情報化社会と教育 (講義・協議)				

具体的見直し内容等

<現状>
 教育情報化推進指導者養成研修については、e-Japan 重点計画に示す、2005年までに概ね全ての教員が IT を使って指導できるようになるという政府目標を達成するための主要な施策として実施。本研修の内容としては、単に教員にコンピュータ等の使い方を教えるものではなく、各教科等の授業において、どのような場面で、どのような IT を使い、どのような使い方をすれば、従来の授業では実現できない教育効果が得られるかということ、学校種・教科別に実施。
 一方で、一部に講義のみの講座もあり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>
 ① 学校の IT 環境の整備が着々と進展している中、教員一人一人に IT を使って教科指導できる能力を身に付けさせることが喫緊の課題。
 ② 現在、深刻化している有害情報の氾濫等に適切に対応できる能力の育成を図ることが喫緊の課題。

<研修のねらい>
 ○ 各地域において、各教科での IT を活用した指導の在り方、情報モラルへの適切な指導等に関する教員研修での研修講師としての活動。

<見直し内容>
 次期中期目標期間においては、以下のテーマに焦点を絞って演習を中心とした研修を集中的に実施することとする。
 ① 現在深刻な問題となっている有害情報の氾濫等を踏まえ、「子どもたちの情報モラルを適切に育成するための指導内容・方法」
 ② 各教科で IT を使って指導できる教員を育成するため、「各地域における効果的・効率的な指導のための研修の充実」
 ③ 研修の実施に当たっては、文部科学省の研究成果等（教育効果の高い授業実施をまとめた最新の教育コンテンツ等）を十分活用
 なお、本研修は全国6つのブロック別に開催。また、平成17年度をもって廃止。

<受講者数>
 平成16年度 680人
 平成17年度 340人

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	閉講式	情報モラルの適切な指導方法 (演習)	各教科における効果的な IT 活用方法 (教科別の演習)	各教科における IT を活用したモデル授業 (教科別の演習)	研修講師となるための知識・技術 (研究協議)
2限		各教科に共通的な IT 活用方法 (演習)	○有害サイト、セキュリティ等に対する指導方法に関する演習	○各教科の IT の活用による教育効果に関する協議	○模擬授業、受講者による相互評価等に関する演習
3限	情報活用能力を育成するための授業の進め方 (演習)	学校における著作物利用の正しい理解、児童生徒への普及 (演習)	各教科における IT を活用した授業設計・評価方法 (教科別の演習)	各教科で IT を使って指導できる能力を育成するための教員研修の在り方 (教科別の演習)	閉講式
4限	○ IT を活用した授業実践事例について協議		○学習指導案作成、教材作成等に関する演習	○校内研修案の作成等に関する演習	

環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	開講式	班別演習Ⅰ (ともに学び分かち合う～ワークショップ体験～)	講義Ⅱ (ともに学び分かち合う～ワークショップ体験～まとめ)	研究協議Ⅲ (～これから環境教育～)
2限				
3限	全体演習Ⅰ (参加・体験型学習における導入法)		研究協議Ⅱ (学校における環境教育の取組と課題)	閉講式
4限	講演 (環境問題の現状とこれからの環境教育について)			
	研究協議Ⅰ 環境教育とは			

具体的見直し内容等

<現状>

現在の環境教育担当教員講習会については、小・中・高等学校における環境教育を担当する教員の指導力の向上を図ることを目的として、環境教育に関わる最新の情報、指導方法等に関し、参加・体験型の演習、ワークショップ、研究協議等を実施。
一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

- ① 環境問題は、人間の生存にかかわる重大な問題であり、産業の有り様から個人のライフスタイルまで、その根本からの見直しの必要性に迫られている。
- ② 地球規模での環境問題の解決や持続可能な社会の構築に向け、学校、家庭、企業、行政、地域社会等あらゆる分野での取組を推進することが急務。
- ③ 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境教育の充実のための教員の資質能力を向上させることが不可欠。
- ④ 学習指導要領の各教科における環境にかかわる学習の充実や新設された「総合的な学習の時間」における環境にかかわる学習を推進する上で、教員の指導力の一層の向上が不可欠。また、各都道府県等（以下「各県等」）における環境教育に関する施策の充実も必要。

<研修のねらい>

- 各地域において各学校の管理職、教員に対する本研修内容を踏まえた研修の実施
- 各学校への指導、助言等
- 環境教育に関する具体的な施策の企画立案・実施
- 環境教育担当教員による研究会等の取組推進

<見直し内容>

次期中期目標期間においては、これまでの成果を踏まえ、学校における環境教育を一層推進する観点から、以下のテーマに焦点を絞って演習を中心とした研修を集中的に実施することとする。

- ① 「全体計画の作成」
・学校として環境教育を進めるに当たっての目標、内容、教科との連携、外部との連携方策等を含む具体的な環境教育の全体計画の作成を中心とした演習
- ② 「NPO等外部との連携や外部資源の活用のあり方」
・専門的な知識、技能、経験を有するNPO等の外部の様々な主体との連携法や身近な自然など外部資源の活用の方法を中心とした演習
- ③ 「環境教育に関わる研修プログラムの作成」
・各県等における環境教育に関する研修プログラムの作成を中心とした演習
- ④ 「各県等における環境教育推進方策」
・各県等における環境教育推進のための具体的な施策の立案を中心とした演習

なお、本研修は、全国2つのブロック別に関催。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>

155人
(内訳：都道府県・指定都市2人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	開講式	部会別演習Ⅰ (小・中・高等学校の学校種ごとの学校における環境教育の全体計画の作成)	部会別演習Ⅲ (学校におけるNPO等外部人材との連携方策について協議)	研究協議Ⅴ (各県等における環境教育推進のための方策について研究協議)
2限				
3限	研究協議Ⅰ (環境教育の意義と必要性について発表・協議)	研究協議Ⅲ (学校種毎の実践事例発表)	部会別演習Ⅴ (環境教育に関する研修プログラムの作成)	閉講式
4限	研究協議Ⅱ (学校におけるNPO等外部との連携や外部資源の活用意義と必要性について発表・協議)	研究協議Ⅳ (実践事例を踏まえた環境教育推進方策について協議)	部会別演習Ⅵ (研修プログラムの評価)	

体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	閉講式	自然体験活動実習1	体験活動プログラムの企画立案に関する講義	体験活動プログラムの発表
2限				
3限	体験活動の教育課程における位置づけに関する講義	自然体験活動実習2	体験活動プログラムの企画立案に関する演習	閉講式
4限	体験活動実習			

具体的見直し内容等

<現状>
現在の自然体験活動担当教員講習会においては、体験活動の教育課程への位置づけに関する講義や活動の実習、プログラム開発に関する講義、演習等を講義中心に受講し、その上で作成したプログラムの発表などを実施している。一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>
近年、都市化や少子化、地域社会における人間関係の希薄化等が進む中で、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むためには、成長段階に応じて、ボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ様々な体験活動を行うことが求められ、平成13年の学校教育法改正により体験活動の充実が規定された。また、「子どもの体験活動等に関するアンケート調査」(平成10年度文部省実施)の結果では、子どもの「生活体験」、「自然体験」をしていることと、「道徳観・正義感」が身についていることと高い相関傾向が見られるところである。こうしたことを踏まえ、文部科学省においては、「平成17年度までに全国の小・中・高校において、7日間以上のまとまった体験活動を実施する」ことを達成目標としている。さらに、平成15年12月学習指導要領の改正により、「総合的な学習の時間」について、各教科等の学習内容との相互の関連や計画的な指導、地域の施設や経験豊かな人材の活用などを通して、体験活動を充実していくことが求められている。こうしたことから学校や地域の実情、児童生徒の発達段階を踏まえ、多様な体験活動を、教育活動のあらゆる領域、場面において行われることが益々求められている。

<研修のねらい>
○ 各地域において、関係指導主事等を対象として、体験活動の指導計画への位置づけ、体験活動プログラム開発等についての研修の実施
○ 各学校への指導、助言等
○ 各地域の関係教員による研究会等での取組の実施

<見直し内容>
次期中期目標期間においては、これまでのような体験活動に関し講義や活動実習を中心とした研修を受講するのではなく、各学校での体験活動の実施、定着を目指し、民間機関の協力も積極的に得つつ、以下の事項に焦点を絞って、演習、事例研究演習を行うこととする。
①体験活動の学校全体における指導計画への位置づけ
②各教科、総合的な学習の時間にまたがった体験活動プログラムの開発
③体験活動の実施に際しての家庭・地域・関係機関との連携、安全管理、評価等
なお、本研修は、全国2つのブロック別に開催。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>
155人
(内訳：都道府県・指定都市2人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	閉講式	体験活動の適切な教育課程への位置づけに関する演習(特別活動、道徳、各教科)	学校全体での体験活動プログラムの開発演習	体験活動実施の際の家庭・地域・関係機関の連携、安全管理、評価に関する実践演習②
2限		体験活動の適切な教育課程への位置づけに関する演習(総合的な学習の時間)		本研修を踏まえた効果的な体験活動の実施について研究協議
3限		体験活動の実施に際する外部人材の活用方法に関する演習		閉講式
4限	体験活動の適切な教育課程への位置づけに関する演習(特別活動、道徳、各教科)		体験活動実施の際の家庭・地域・関係機関の連携、安全管理、評価に関する実践演習①	

生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	児童期の心理と発達段階(小学校)思春期の心理と発達段階(中・高等学校)	生徒指導の原理と方法	LD・ADHD児の理解と指導 青少年問題の理解と対応	カウンセリングマインドを生かした学校・学校づくり
2限					
3限	生徒指導上の諸課題の現状と文部科学省の施策について	関係機関との連携の在り方①警察庁	児童虐待問題の理解と対応	関係機関との連携の在り方②厚生労働省	いじめ問題の理解と対応
4限					
	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日
1限	不登校児童生徒への援助の在り方	学級がうまく機能しない状況への理解と対応	パネルディスカッション「規範意識を育てる積極的な生徒指導」	生徒指導事例研究①(演習講師)	ストレスマネジメント
2限					
3限	スクールカウンセラーを活用した組織的な生徒指導の在り方	薬物問題及び性非行の現状と生徒指導上の課題		生徒指導事例研究②(演習講師)	館外研修
4限					
	第15日	第16日	第17日	第18日	第19日
1限	豊かな心の育成と自然体験活動等	教育指導に生かすロールプレイング	生きる力をはぐくむ生徒指導の在り方	生徒指導に関わる法的諸問題	成果と還元
2限					
3限	心を育てるグループ・エンカウンター等	体験活動の意義とそれを生かした生徒指導	グループカウンセリングの理論と方法等	教師としての在り方、生き方	閉講式
4限					

具体的見直し内容等

<現状>

現在の生徒指導総合研修講座においては、学校現場の教員を受講対象としており、生徒指導の基本である生徒指導の基礎理論、教師の在り方、施策の現状などについて、講義を中心に受講し、その上でカウンセリング技法、生徒指導事例研究を実施している。

一方で、研修内容が多岐にわたっていること、また実施手法についても、講義のみの講座が一部あり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

生徒指導をめぐるのは、平成13年4月に「心と行動のネットワーク」～「心」のサインを見逃すな、「情報連携」から「行動連携」へ～が出され、学校と関係機関との行動連携を推進すべきことが示された。また、平成13年7月には、「学校教育法」が改正され、問題行動への適切な対応を図る観点から、出席停止制度の改善が図られた。さらに、平成15年3月には、「今後の不登校への対応の在り方について(報告)」が出され、将来の社会的自立に向けた支援を充実すること等が示された。これらことは、政府全体の「青少年育成施策大綱」でも取り上げられているところである。

国においては、このような生徒指導をめぐる動向を踏まえ、学校や関係機関からなる「サポートチーム」の組織化や、不登校対策に関する学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムの整備を推進しているところであり、今後、これらの調査研究等の成果を生かし、学校教育活動全体を通じた生徒指導を推進することが益々求められている。

<研修のねらい>

- 各地域において、各学校の生徒指導主事等に対する不登校、いじめ等の問題行動や児童虐待等の生徒指導上の今日的課題に適切に対応するための知識・指導の在り方等についての研修の実施
- 各学校への指導・助言等
- 各地域において生徒指導主事等の研究会等の取組
- 具体的な施策の実施、充実

<見直し内容>

次期中期目標期間においては、これまでのような生徒指導に関して網羅的な研修を行うのではなく、以下のテーマに焦点を絞って、演習、事例研究演習を中心とした研修を実施することとする。

- ①不登校や問題行動等への適切な対応
 - ②生徒指導上の今日的課題
 - ③今日的な生徒指導の在り方
- なお、研修日数については、19日から16日に短縮する。さらに、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜研修日数の見直しを行う。

<受講者数>

155人
(内訳：都道府県・指定都市2人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	問題行動等の現状とその対応②(演習)	問題行動等の現状とその対応④(演習)	問題行動等の現状とその対応⑥(演習)	問題行動等の現状とその対応⑧(演習)
2限					
3限	問題行動等の現状とその対応①(演習)	問題行動等の現状とその対応③(演習)	問題行動等の現状とその対応⑤(演習)	問題行動等の現状とその対応⑦(演習)	問題行動等の現状とその対応⑨(演習)
4限					
	第8日	第9日	第10日	第11日	第12日
1限	生徒指導上の今日的課題①(演習)	生徒指導上の今日的課題③(演習)	生徒指導上の今日的課題⑤(演習)	今日的な生徒指導の在り方①(演習)	今日的な生徒指導の在り方③(演習)
2限					
3限	生徒指導上の今日的課題②(演習)	生徒指導上の今日的課題④(演習)	生徒指導上の今日的課題⑥(演習)	今日的な生徒指導の在り方②(演習)	パネルディスカッション「規範意識を育てる積極的な生徒指導」
4限					
	第15日	第16日			
1限	今日的な生徒指導の在り方について④	研修講師となるための知識・技術	閉講式		
2限					
3限	各県の取組を踏まえた研修成果の発表				
4限					

キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	閉講式	講義 中・高等学校卒業生の進路状況と進路指導の課題	講義 進路指導におけるジェンダー意識	演習 進路相談・カウンセリングの実践その1	演習Ⅱ (高)「産業社会と人間」の実践
2限	開講式 オリエンテーション	講義 (中・高)計画的・組織的な進路指導の実践-全体会(実践発表)	講義 科学技術の発達と人材育成、その現状と課題	演習Ⅱ (中)保護者・地域とともに進める進路指導の実践	演習Ⅱ (高)「産業社会と人間」の実践
3限	講義 現代の青少年と教育の課題	演習Ⅰ (中・高)計画的・組織的な進路指導の実践-第1～第8分散会	講義 小・中・高等学校の連携	演習 進路相談・カウンセリングの実践その2	協議 研修の成果と今後の課題
4限	講義 教育改革の進展とキャリア教育の推進		講義 進路相談の理論と方法		閉講式
5限	講義 産業・経済の構造変化等の現状と課題	演習Ⅱ (中・高)計画的・組織的な進路指導の実践-全体会報告・協議			

具体的見直し内容等

<現状>

進路指導講座は、これまで進路指導の改善充実に資するため、主として中学校、高等学校の進路指導担当教員等を対象に講義、実践発表を中心として、進路指導全般について網羅的に取り上げ、各学校における進路指導の改善に役割を果たしてきているものであるが、必ずしも体系的なものとはなっていない。一方、一部に講義のみの講座が一部あり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

今般、「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」の報告において、キャリア教育を推進するための条件整備として、教員一人一人の資質の向上、学校のカリキュラム開発能力の向上、キャリア・カウンセリングを担当する教員の養成が提起されているところである。また、若年者の就業促進を図るため、平成15年6月に4大臣(文部科学、厚生労働、経済産業、経済政策担当)による「若者自立・挑戦プラン」を決定した。このため、国においては、各都道府県においてキャリア教育を推進していくための中核となる指導主事や指導的立場にある教員を早急に養成するため、現行の進路指導講座を見直し、充実させるものである。

<研修のねらい>

- 各地域において、各学校の進路指導担当教員等に対して、キャリア・カウンセリングを中心としたキャリア教育推進のための研修を実施。
- 各学校への指導、助言等。
- 進路指導担当教員による研究会等で、キャリア・カウンセリングを中心としたキャリア教育に関する取組を実施。

<見直し内容>

- キャリア教育は、小学校段階から実施する必要があることを踏まえ、小学校でのキャリア教育の拡大・定着についてもねらいとすること。
 - キャリア・カウンセリングの研修内容を中心として体系的に改善すること。
 - 前期の受講者に対して課題を与え、後期の受講に向けて、各自が学習を重ね、それぞれの都道府県の実態に応じたキャリア教育のプログラムを開発し、後期における演習で活用する。
- なお、本研修は、全国2つのブロック別に開催。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>

275人
(内訳：都道府県・指定都市4人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

		前期				
		第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	閉講式		企業から見た人材育成(民間人)(研究協議)	小学生・中学生・高校生の心理的・社会的発達理解(演習)	小学生・中学生・高校生を理解することの意味と方法①(演習)	多様な相談場面の理解(演習)
2限		小・中・高等学校が連携した実践と課題(実践発表と班別協議)①(研究協議)	キャリア・カウンセリングの意義(研究協議)小学校からのキャリア教育についての理解(演習)	小学生・中学生・高校生の生きる社会環境(職業や産業)についての理解(演習)	小学生・中学生・高校生を理解することの意味と方法②(演習)	研修講師となるための知識・技術(演習)
3限		小・中・高等学校が連携した実践と課題(実践発表と班別協議)②(研究協議)	コミュニケーションスキルの基礎Ⅰ(演習)	小学生・中学生・高校生の職業にかかわる体験的活動の意義と生かし方(演習)	キャリア・カウンセリングについての理解(演習)	閉講式
4限		保護者・地域と連携した実践と課題(実践発表と班別協議)(研究協議)	コミュニケーションスキルの基礎Ⅱ(演習)	コミュニケーションスキルの向上(演習)	カウンセリングプロセス-相談関係づくりの大切さを知る(演習)	

後期

	第1日	第2日	第3日
1限	閉講式	プログラム開発・運営能力-プログラム開発・評価能力の向上(演習)	カウンセリングプロセスの基本の実践(演習)
2限		コミュニケーションスキルの基礎の復習(演習)	ケーススタディの基本(演習)
3限	グループダイナミクス(集団における力学)の基本(演習)	インストラクション能力の向上-キャリア教育についての理解の深化(演習)	ポートフォリオの活用(演習) コンサルテーション能力の基本(演習)
4限	プログラム開発・運営能力-プログラム開発能力の向上(演習)	ヘルピングスキルの向上-職業・進路情報の活用(演習)	コーディネーション能力の向上(演習) 閉講式

※ 「現代の青少年教育の課題」、「教育改革の進展と課題」は、エルネットを活用し、事前研修により実施予定。

人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム		
第1回		
1限	第1日	第2日 全体講義③ 児童虐待に関する学校の対応
2限	開講式・オリエンテーション	全体講義④ 学校における人権教育
3限	全体講義① 行政説明 法務省	全体講義⑤ 人権尊重の教育
4限	全体講義② 行政説明 文部科学省	閉講式

第2回		
1限	第1日	第2日 事例発表① 人権教育に関する先進校の取組について
2限	開講式 全体講義① 人権教育を進めるための学校運営組織の在り方	
3限	全体講義② 学校教育と子どもの人権	事例発表② 人権教育に関する先進校の取組について
4限	全体講義③ 児童虐待について	閉講式

見直し内容等

<現状>

現在の人権教育セミナーは、人権教育に関する国の取組や、人権教育をめぐる動向等について理解を促進するための講義を行うとともに、研究指定校等の事例発表を取り入れた形での研修を実施している。
一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

人権教育をめぐる平成12年12月に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、平成14年3月には、法務省と文部科学省が中心となって、人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進に関する施策の大綱として、「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定、閣議決定された。
同基本計画においては、学校における人権教育について、「知的理解にとどまり、人権感覚が身に付いていないなどの指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいざわたっていない」などの問題や、人権教育の指導方法の充実に向けた研究や教職員研修の必要性が指摘されているところである。
国においては、このような人権教育をめぐる動向を踏まえ、人権教育に関するモデル事業や、指導方法等に関する調査研究等を実施しているところであり、今後、これらの調査研究等の成果を生かし、学校教育活動全体を通じた人権教育を推進することが益々求められている。

<研修のねらい>

- 各地域において人権教育についての各学校の管理職、教員を対象とする研修の実施
- 具体的な施策の企画立案・実施
- 各地域において人権教育関係教員の研究会等の取組
- 各学校への指導、助言等

<見直し内容>

次期中期目標期間においては、上記「研修のねらい」を達成するため、「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、以下のようなテーマに焦点を絞り、事例研究や演習を中心とした研修を実施することとする。

- ① 国際化、情報化、高齢化、少子化等の近年の社会経済情勢の急激な変化などに伴い生じる様々な人権課題に関する人権教育における取組の在り方
- ② 学校教育活動全体における人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導方法の在り方
- ③ 人権教育の実施に際しての家庭・地域との連携や、校種間の連携を円滑に推進するための方策

なお、平成17年度以降は、研修の実施回数を年2回から年1回とし、集中的に実施することとする。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>

155人
(内訳：都道府県・指定都市2人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

第2期中期目標におけるカリキュラム				
		第1日	第2日	第3日
1限			各学校種(幼・小・中・高等学校)における教育活動全体を通じた人権教育の推進方策 (分科会での事例研究)	人権教育の指導方法等に関する演習② ○効果的な人権教育の指導方法や学習プログラムを開発 ○家庭地域との連携や校種間連携に関する方策
2限		開講式		
3限	学校における人権についての知的理解の増進及び人権感覚の育成の方策 (研究協議)	人権教育を推進するための推進体制の整備、学校・家庭との連携や、校種間の連携のための方策等 (分科会での事例研究)	人権教育の指導方法等に関する演習① また、各分科会において、各研究グループによる発表及び質疑応答等)	
4限	人権教育の校内の推進体制の整備 (研究協議)	人権教育の指導方法等に関する演習① ○効果的な人権教育の指導方法や学習プログラムを開発 ○家庭地域との連携や校種間連携に関する方策	閉講式	

※ 行政説明、緊急な課題等については、エルネットの活用を予定

特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム	
X	

新設内容等	
<p><新設の背景> 学習指導要領については、全国共通に指導すべき内容の厳選や、大綱化・弾力化が一層進められている。このため、学校の裁量により、学校や教員の創意工夫を生かした指導を行うことが一層可能となっている。特に、「総合的な学習の時間」においては、各学校がその目標・内容を定めることとなっており、地域や児童生徒の実態を適切に把握・評価・分析し、適切なカリキュラムを編成することが不可欠である。 一方で、現状においては、教育課程を編成する教員等のカリキュラムマネジメントに関する能力は十分とは言えないことから、各都道府県においてカリキュラムマネジメントに関する研修の指導者となる人材を育成し、全学校の教員に普及・定着させることが喫緊の課題。</p>	
<p>初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について(答申)(平成15年10月7日 中央教育審議会)(抜粋)</p> <p>校長や教員等が学習指導要領や教育課程についての理解を深め、教育課程の開発や経営(カリキュラム・マネジメント)に関する能力を養うことが極めて重要である。</p>	
<p><研修のねらい> ○ 各地域において、各教員が地域・児童生徒の実態を踏まえた適切なカリキュラム編成を行うのに必要な知識・方策等に関する研修の実施、研修講師としての活動 ○ 各学校への指導、助言等</p>	
<p><新設内容> 初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について(答申)(平成15年10月7日 中央教育審議会)等を踏まえ、全国各地域の教員が適切な教育課程の編成を行うことができるよう、各地域において指導的な役割を担う者を育成するため、以下の項目に焦点を絞り演習を中心とした研修を実施する。 ① 現行のカリキュラムの評価及び改善に関する演習 ② 「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム編成に関する演習 なお、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。</p>	
<p><受講者数> 215人 (内訳：都道府県・指定都市3人、中核市1人)</p>	

第2期中期目標におけるカリキュラム					
	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	教育・学習活動の評価・分析①(演習) ○授業の評価・分析に係る事例発表	教育・学習活動の改善方策①(演習) ○共通事例についての評価・分析	具体の授業デザインづくり①(演習) ○「総合的な学習の時間」の全体計画に関する評価・分析	研修講師となるための知識・技術(演習)
2限		学校の教育課程の全般に係る評価・分析(演習) ○発表事例等に基づくグループ別研究協議	教育・学習活動の評価・分析②(演習) ○共通事例の評価・分析結果に関する研究協議	教育・学習活動の改善方策②(演習) ○「総合的な学習の時間」の全体計画に基づく単元指導計画作成	具体の授業デザインづくり②(演習) ○「総合的な学習の時間」の全体計画に関する研究協議
3限	校内のカリキュラム管理体制の構築(演習) ○発表事例等に基づく全体協議	教育・学習活動の評価・分析③(演習) ○参加者の事例についての評価・分析	教育・学習活動の改善方策③(演習) ○参加者の事例についての評価・分析	具体の授業デザインづくり③(演習) ○参加者の単元指導計画に基づくグループ別研究協議	閉講式
4限	カリキュラム管理のネットワークづくり(演習)	教育・学習活動の改善方策④(演習) ○参加者の事例についての評価・分析に関するグループ別協議	演習に関する成果発表	○教育課程の改善の結果、改善の考え方等について協議	

指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

新設内容等
<p><新設の背景></p> <p>① 指導力等に問題のある教員の存在は、児童生徒の健全育成に支障を来し、公教育への期待や信頼を失わせる。よって、これらの教員に対する研修や適切な処遇等を行う体制を整えることが必要である。</p> <p>② 平成15年度までに、全ての都道府県・指定都市教育委員会において、人事管理システムの運用が開始される予定であり、国として、各都道府県等において指導力不足教員に対して継続的な指導・研修が円滑に実施されるため、担当者に対し支援することが喫緊の課題である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>今後の教員免許制度の在り方について(平成14年2月21日 中央教育審議会)(抄)</p> <p>全ての都道府県・指定都市教育委員会において指導力が不足する教員等に対する人事管理システムを早急に構築すべきである。</p> </div> <p><研修のねらい></p> <p>○ 全国各地域において、教員の指導力の程度を判断する基準例の作成、指導力の回復・向上のための個に応じた研修プログラムの作成、指導力不足教員に対する学校及び教育委員会の対応、更には校長等に対して、教員の資質・能力を見る方法についての指導・助言等、指導力不足教員を対象とする研修等の実施。</p> <p><新設内容></p> <p>① 研究協議により、教員として求められる資質・能力、指導力等を明確化し、慎重かつ客観的に指導力等不足教員の判断の基準を検討。</p> <p>② 各自治体における人事管理システム等をもとに指導力等に問題のある教員の資質・能力、指導力等を回復・向上させるための方策を検討。</p> <p>③ 各自治体における事例を研究し、指導力等の課題に即した個別研修プログラムを作成。</p> <p>④ 指導力不足教員の認定や教育委員会の対応について、先行的に実施している自治体の取組を参考として事例研究を実施。</p> <p>⑤ 分限制度を的確に運用するための基盤整備や訴訟への対応等に関する講義を行い、各自治体における対応策を検討。</p> <p>なお、本研修は、全国2つのブロック別に開催。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。</p> <p><受講者数></p> <p style="text-align: center;">275人</p> <p style="text-align: center;">(内訳：都道府県・指定都市4人、中核市1人)</p>

第2期中期目標におけるカリキュラム			
	第1日	第2日	第3日
1限		○演習 ・教員の指導力の程度を判断する基準例の作成	○事例研究 ・指導力不足教員に対する学校及び教育委員会の対応の在り方
2限	開講式 ○研究協議 ・教員に求められている資質・能力について(審議会答申等を参考として協議) ・教員自らが資質・能力を自己点検・自己評価する方法について	○事例研究 ・教員の指導力に応じた研修課題の設定と評価方法について	○講義・協議 ・指導力等に課題のある教員の処遇と法律問題・争訟問題等の対応
3限	○演習 ・各自治体が求める教員の資質・能力について ・教員の自己点検・自己評価票の作成 ・教員の資質・能力、指導力の向上を図る方策の検討(メンタルヘルスを含む) ・校長等が教員の資質能力を見る方法について	○演習 ・指導力の回復・向上のための個に応じた研修プログラムの作成(開発)と研修プログラムの評価	開講式
4限	○事例研究 ・教員の資質・能力を総合的に捉え、指導力の程度を判断する基準の検討	○研究協議 ・指導力不足教員の認定の手順と手続きの在り方	

各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム	
X	

新設内容等	
<p><新設の背景></p> <p>① 校長のリーダーシップの下、教員が個々の得意分野を生かし、協働して学校経営に参画するなど、学校が組織として力を発揮することによる学校運営の改善が必要。</p> <p>② 各都道府県等の教育委員会において、企業等で実施されている組織マネジメントの手法を採り入れつつ、学校の特色を踏まえた組織マネジメントが円滑に実施されるため、各都道府県等の研修で講師となる者の養成が喫緊の課題。</p>	
<p style="text-align: center;">教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案— (平成12年12月22日)(抄)</p> <p>学校運営を改善するためには、現行体制のまま校長の権限を強くしても大きな効果が期待できない。学校に組織マネジメントの発想を導入し、校長が独自性とリーダーシップを発揮できるようにする。組織マネジメントの発想が必要なのは、学校だけでなく、教育行政機関も同様である。</p>	
<p><研修のねらい></p> <p>○ 各地域において、各学校の管理職、教員等に対する学校組織マネジメントに関する研修の実施、研修講師としての活動</p>	
<p><新設内容></p> <p>次期中期目標期間においては、受講者が以下に掲げる内容を含む研修の講師等となるために必要な知識等を修得させる。</p> <p>① 文部科学省が作成したモデルカリキュラム「学校組織マネジメント研修」(管理職版、ミドルリーダー版)の模擬体験研修(学校経営ビジョンの作成等)</p> <p>② 各都道府県等で実施する学校組織マネジメント研修の研修プログラム案の作成</p> <p>なお、本研修は、全国3つのブロック別に開催。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。</p>	
<p><受講者数></p> <p style="text-align: center;">430人</p> <p style="text-align: center;">(内訳：都道府県・指定都市6人、中核市2人)</p>	

第2期中期目標におけるカリキュラム				
	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	開講式	学校経営ビジョンの実現に向けて(ロールプレイティベート)	自校のミッションの設定(演習)	ミドルリーダー研修の振り返り(各県及び校内で実施する学級経営版研修プログラムの作成)(演習)
2限		内外環境の把握と学校の特色づくり(自校のミッション探索)(演習)	管理職版研修の振り返り(各県における研修プログラム案の作成)(演習)	内なる資源の発見(キャリア振り返りシートの作成、キャリアプレゼンテーション、資質・力量マップの作成)(演習)
3限	内外環境の把握と学校の特色づくり(SWOT分析)(演習)	「ミドルリーダー版」オリエンテーションについて(研修生自己プレゼンテーション)(演習)	外部資源の探索と活用(資源マップの作成、支援的助言者・支援的助言マップの作成)(演習)	開講式
4限	学校経営ビジョンづくり(学校経営ビジョン展開シートの作成)(演習)	研修の中間まとめ(研修の企画・実施上の留意点)(協議)	アクションプランの検討(学級経営ビジョン展開シートの作成)(演習)	

児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム
X

新設内容等
<p><新設の背景></p> <p>① 現在、新学習指導要領の下で、「確かな学力」の育成を目指しており、このため、自分の考えや意見をまとめたり表現する力の育成など、あらゆる学習活動の基礎となる、国語力の向上が喫緊の課題となっている。</p> <p>② 国際社会の中で主体的に生きていく日本人を育成するため、国語力の向上が国全体の課題として指摘されており、特に、学校教育における教員の指導力向上が強く求められている。</p>
<p>これからの時代に求められる国語力について (文化審議会答申 平成16年2月3日)(抄)</p>
<p>学校教育においては、国語科はもとより、各教科その他の教育活動全体の中で、適切かつ効果的な国語の教育が行われる必要がある。すなわち、国語の教育を学校教育の中核に据えて、全教育課程を構成することが重要であると考えられる。その際には、国語科で行うべきことと他教科で行うべきことを相互の関連を踏まえて整理していくこと、学習の進度についても様々な子供たちが存在しているという現実を踏まえること、学習の目的を明確にした上で子供たちの意欲を喚起させるような在り方を考えることが必要である。</p>
<p><研修のねらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において、各学校の教務主任等に対して、児童生徒の国語力向上に向け、各教科における適切な国語力向上の取組に関する研修の実施 ○ 各学校への指導・助言等
<p><新設内容></p> <p>「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月文化審議会答申)等を踏まえ、子ども達が自分の意見を持ち、論理的に意見を述べる力を通じて、国語力の向上を図るための指導内容・方法等について、以下の項目に焦点を絞り演習を中心とした研修を実施することとする。</p> <p>①語彙力、表現力、論理的思考力の向上を図るための方法等の工夫に関する演習</p> <p>②各教科の連携について、事例発表等を中心とした演習</p> <p>なお、本研修は、全国2つのブロック別に開催。また、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。</p>
<p><受講者数></p> <p style="text-align: center;">550人 (内訳：都道府県・指定都市8人、中核市2人)</p>

第2期中期目標におけるカリキュラム			
	第1日	第2日	第3日
1限	閉講式	<p>児童・生徒の表現力の向上を図る方法等①(演習・協議)</p> <p>○目的や場面に応じて適切に表現する能力に関する課題把握と指導の在り方(協議)</p>	<p>各教科等や総合的な学習の時間での取組①(演習・協議)</p> <p>○各教科等や総合的な学習の時間での取組の事例発表</p>
2限	<p>国語力向上に向けた教育指導上の諸問題(演習)</p>	<p>児童・生徒の表現力の向上を図る方法等②(演習・協議)</p> <p>○グループによる模擬授業と評価(演習・発表)</p>	<p>各教科等や総合的な学習の時間での取組②(演習・協議)</p> <p>○学校生活全体を通じた言語環境の整備や言語活動の適正化(演習・発表)</p> <p>○研修講師となるための知識・技術(研究協議)</p>
3限	<p>児童・生徒の語彙力向上を図る方法等①(演習・協議)</p> <p>○生活に必要な語彙力に関する課題把握及び指導の工夫(協議)</p>	<p>児童・生徒の論理的思考力向上を図る方法等①(演習・協議)</p> <p>○論理的思考力をはぐくむ指導の工夫(協議)</p>	閉講式
4限	<p>児童・生徒の語彙力向上を図る方法等②(演習・協議)</p> <p>○生活に必要な語彙力向上を目指す授業づくり(演習・発表)</p>	<p>児童・生徒の論理的思考力向上を図る方法等②(演習・協議)</p> <p>○論理的思考力をはぐくむ評価方法の開発について(演習・発表)</p>	閉講式

※ 行政説明、緊急な課題等については、エルネットの活用を予定

外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム		
来日直後オリエンテーション		
	第1日(全体会)	第2日(分科会演習)
1限	開講式	ワークショップI チームティーチングによる 模擬授業と効果的な授業計画
2限	県別オリエンテーション等	ワークショップII 教材の創造的活用と言語活動の組み立て
3限	文部科学省講義、ALTAアドバイザーからの話	閉講式
4限	チームティーチングに関するビデオ視聴	

再契約予定者研修会

	第1日(全体会)	第2日(全体会・分科会)
1限		文部科学省講義 Expectations for Second-year ALTs
2限		文部科学省Q&A、ALTW orkshopI
3限		ALTWorkshopII
	開講式	
4限	基調講演	ALTWorkshopIII
		閉講式

具体的見直し内容等	
<現状>	
①来日直後オリエンテーション 新規に来日した外国語指導助手に対し、必要な知識等が身に付くよう講義・ワークショップを設けて実施。	
②再契約予定者研修会 再契約をしようとする外国語指導助手に対し、必要な知識等が身に付くよう講義・ワークショップを設けて実施。 一方で、研修内容が十分絞りきれていないこと、また来日直後、再契約予定者を対象とする研修を別々に実施し、十分連携が取れていないという面がある。	
<見直しの背景>	
来日直後オリエンテーションと再契約予定者研修会のそれぞれが、個々に独立して実施する研修ではなく、互いに連携体制をとりながら実施していくものであることを明確にする必要がある。 来日直後オリエンテーションと再契約予定者研修会のそれぞれにおけるワークショップを、さらに現場のニーズに合致したテーマ設定にして充実させていく必要がある。	
<研修のねらい>	
来日した外国人児童助手が、本研修を受講することにより、日本の外国語教育の施策やチームティーチング手法等について適切に理解し、各学校で一層効果的な職務遂行ができるようにする	
<見直し内容>	
○「来日直後オリエンテーション」と「再契約予定者研修会」を統合	
○基調講演/シンポジウム/ワークショップを充実	
○本研修は、全参加者を4回に分けて実施	
○統合して実施することにより、先輩ALTAから1年目ALTAに対して経験に基づく助言等が行われる。 なお、本研修は、全国2つのブロック別に開催。	
<受講者数>	
3,830人	
(内訳)	
来日直後参加者 2,760人(平成15年度実績)	
再契約予定者 1,070人	
※ 再契約予定者は、各地域のリーダー的存在となり得る者を選考して参加させることから、1~2契約団体に1名の代表者による参加とする。	

第2期中期目標におけるカリキュラム		
	第1日	第2日
1限	開講式	ワークショップI チームティーチングの在り方 (先進的事例紹介、指導助 言、討議)
2限	日本の教育事情への理解 (協議)	ワークショップII 国際理解教育の在り方 (先進的事例紹介、指導助 言、討議)
3限	シンポジウム① 日本の外国語教育の現状と 課題	閉講式
4限	シンポジウム② 日本の外国語教育の現状と 課題、期待される外国語指 導助手の役割 等	

外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム					
管理職コース					
	第1日	第2日	第3日		
1限	開講式	事例紹介 「学校での受け入れ態勢及び日本語児童の実践」	研究協議 全体発表		
2限			行政説明等	全体講義③ 「JSLカリキュラムについて」	
3限	全体講義① 「外国人児童生徒の背景と日本語指導」	研究協議 「学校における日本語指導の必要な児童生徒の受け入れ	全体講義④		
4限	全体講義② 「学校における受け入れ態勢の整備について」	れ及び指導体制の在り方について」 全体会→ 3分科会	閉講式		
担当教員コース					
	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	全体講義③ 「文字・漢字」	全体講義④ 「言語と文化」	演習B 「教科指向型JSLカリキュラムの授業作り」 4分科会→ 全体発表	全体講義⑦ 「日本語指導の必要な児童生徒教育について」
2限		演習A 授業活動 全体会→ 4分科会	全体講義⑤ 「他文化共生・子ども理解」	閉講式	
3限	全体講義① 「外国人児童生徒の背景と日本語指導」	全体講義② 「日本語教授法」	閉講式		
4限	全体講義② 「日本語教授法」	閉講式			

具体的見直し内容等
<p><現状> 小・中学校等において、外国人児童生徒教育に携わる教員及び外国人児童生徒を受け入れている学校長や教頭等に対して、当該児童生徒の受入体制や指導法についての講義及び研究協議を行っている。 一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。</p> <p><見直しの背景> 外国人児童生徒等に対する指導は、担当教員による指導の実績は積まれてきているものの、学校全体が組織としてバックアップしていく体制が不十分であり、学校組織として外国人児童生徒への指導・支援体制を確立していくことが喫緊の課題。また、近年各地域で少数の来日間もない日本語学習指導等に特別の工夫、配慮が必要な外国人児童生徒の受け入れが求められており、それらへの対応が求められている。</p> <p><研修のねらい></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域において本研修内容を踏まえた、関係学校の管理職、関係教員に対する研修の実施 ○ 各地域において関係教員の研究会等での取組 ○ 関係学校への指導、助言等 <p><見直し内容> <u>学校全体での取組、近年の民間教育機関（NPO法人等）の活発な活動を踏まえた、それらの学校外機関等との連携、効果的な教育の取組に関する最新の研究成果、事例について、演習、事例研究を中心とした内容に精選。</u> なお、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。</p> <p><受講者数> 155人 (内訳：都道府県・指定都市2人、中核市1人)</p>

第2期中期目標におけるカリキュラム				
	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	開講式	学校全体での受け入れ、指導体制づくり (事例に基づく研究協議)	①外国人児童生徒への効果的な教育について (演習)	外国人児童生徒への効果的な教育について (研究協議)
2限		学校外の機関との連携体制づくり (演習)	若しくは、 ②教科指向型JSLカリキュラムを活用した授業づくりについて (演習)	閉講式
3限	学校全体での受け入れ、指導体制づくり ① (演習)	学校外の機関との連携体制づくり (事例に基づく研究協議)	閉講式	
4限	学校全体での受け入れ、指導体制づくり ② (演習)	少人数の外国人児童生徒の受け入れ時の対応について (演習)	閉講式	

児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

平成15年度保健室相談活動研修会				
	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	行政説明1 「健康教育の現状と課題」	講義2 「養護教諭の行う健康相談活動の理論と実際」	講義5 「児童生徒の心の発達と課題や問題行動への対応」	講義6 「健康相談活動における事例研究の意義と基本」
2限	行政説明2 「保健室における健康相談活動と養護教諭の役割」			
3限	講義1 「学校学校教育とカウンセリングの基本」	講義3 「健康相談活動における連携の在り方と進め方」	部会別実習 「養護教諭の行う健康相談活動の理論と実際」	班別事例研究 「健康相談活動の事例研究の進め方と実際」
4限	班別事例研究のための打合せ	講義4 「心の健康問題と身体症状」		

平成15年度養護教諭中央研修会

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	行政説明1 「健康教育の現状と課題」	講義1 「組織活動の推進と連携の在り方進め方」	講義5 「不審者侵入時等の学校の危機管理体制」	課題別研究協議 第1課題 保健指導、保健学習の進め方	講義8 「喫煙、飲酒、薬物乱用に関する指導」
2限	行政説明2 「養護教諭を取り巻く課題への対応」	講義2 「学校におけるアレルギー疾患の管理」		第2課題 「保健管理の進め方」 第3課題 「健康相談活動の進め方」	
3限	行政説明3 「学習指導要領と保健学習」	講義3 「感染症の新たな課題への対応」	講義6・演習 「保健学習の考え方、進め方の理論と実際」		講義9 「性教育の在り方、進め方について」
4限	行政説明4 「学校環境衛生の課題と対応」	講義4 「非常災害時における子どもの心のケアと養護教諭の役割」		講義7 「心の健康問題と生活習慣に関する指導」	講義10 「学校経営と養護教諭」
5限	行政説明5 「保健管理と行政対応」				

具体的見直し内容等

<現状>

児童生徒の健康の現代的課題（保健室登校、感染症、性の逸脱行動等）の複雑化・深刻化への対応及び全国的に子どもの不安や悩み、ストレス等心のケアに適切に対応するため、最新の情報の伝達、指導上留意すべき事項等の講義・演習を中心とした研修を実施。一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

児童生徒の様々な健康問題の中で、心の健康問題と関係が深いと考えられる保健室登校、性の逸脱行動や薬物乱用等の増加・深刻化が指摘されているところである。また、最近、学校内の事件・事故後の子どもたちの心のケアの重要性が指摘されており、各学校の養護教諭において最新の研究成果を踏まえた、保健管理・相談活動の充実が急務である。

<研修のねらい>

- 各地域において、各学校の養護教諭に対して、学校における児童生徒の心のケア等についての専門的かつ最新の知識の修得及び適切な対応に関する研修の実施
- 各学校への指導・助言等

<見直し内容>

次期中期目標期間においては、平成16年度に「保健室相談活動研修会」と「養護教諭中央研修会」を統合し、児童生徒の心のケアについての専門的知識の修得や最新の知見、性の逸脱行動、薬物乱用等の児童生徒の健康の喫緊の課題の中で特に最新の専門的知識、動向、研究成果等について、演習等を通じ対応方策等の修得を図り、各地域で本研修を踏まえた研修等が行われ、各学校の養護教諭への普及を図る。
また、研修プログラム内において児童生徒の体の健康のための喫緊の課題について適切な対応方策等を修得するコースと、健康相談活動に必要な専門的知識・技術を修得するためのコースに分け、研修内容の精選を図る。
なお、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>

275人
(内訳：都道府県・指定都市4人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	閉講式	Aコース 児童生徒を取り巻く環境と疾病構造の変化 (演習・協議)	Aコース 薬物等が心身に及ぼす影響 (演習・協議)	Aコース 性感染症の予防と望ましい行動選択 (演習)
2限	学校保健における課題① ～地域保健との連携～	学校における感染症対策 ～地域との連携と発生時の対応～ (演習)		児童生徒の安全管理と緊急的対応 (演習)
3限	学校保健における課題② ～保護者と協力した児童生徒への個別対応～	生活習慣病とその予防 ～生涯にわたる健康づくりをめざした生活習慣の形成～ (演習)	学校環境衛生の管理と心身への影響 (演習・協議)	閉講式
4限	研修講師となるための知識・技術 (演習)	児童生徒の慢性疾患と生活管理～生活規制を要する児童生徒への対応～ (演習)		
1限		Bコース 児童生徒の発達と心身の健康 (演習)	Bコース 保健室における健康相談活動と養護教諭の役割 (演習)	Bコース 保健室での健康相談活動(ロールプレイ等) (演習)
2限		児童生徒の問題行動への対応 (演習)		
3限	学校生活におけるカウンセリングの基本 (演習)		校種別事例研究、健康相談活動の実際 (研究協議)	閉講式
4限				

※ 行政説明、緊急な課題等については、エルネットの活用を予定

健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

エイズ・薬物乱用防止教育研修会

	第1日	第2日
1限	開会式 行政説明 「エイズ教育・性教育を取り巻く状況について」	講義3 「喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育について」
2限	実践発表 「エイズ教育・性教育の模擬授業」	
3限	講義1 「健康教育の取り組みについて」	講義4 「喫煙防止教育の必要性」
4限	講義2 「エイズ医学の現状と学校教育に求められるもの」	講義5 「薬物乱用と健康」

健康教育指導者中央研修会

	第1日	第2日	第3日
	開会式	学校保健 学校安全	学校保健 学校給食 学校安全
1限	行政説明1 「教育課程の改善と健康教育」	講義1 「子ども・若者の発達・発育」	講義4 「食に関する指導参考資料の活用」
2限	行政説明2 「喫煙、飲酒及び薬物乱用防止の指導」	講義2 「健康と環境」	講義7 「生活習慣病等の予防」
3限	行政説明3 「心の健康に関する指導」	講義5 「子どもたちの食生活」	実践発表 「食に関する指導について」
4限	行政説明4 「食中毒発生時における学校の衛生管理体制」	講義3 「傷害の防止」	講義8 「実践力を育てるための保健学習の指導方法」
5限	行政説明5 「食に関する現代的課題と学校給食」	講義6 「変化する日本の食中毒と予防」	実践発表 「食に関する指導について」

具体的見直し内容等

<現状>

エイズ・薬物乱用防止教育研修会については、都道府県内で指導的立場にある教員や教育委員会の保健教育担当指導主事の養成を図ることを目的として、エイズ教育の推進及び学校における薬物乱用防止教育の一層の充実を図るため実施。また、健康教育指導者中央研修会については、小学校等の健康教育に指導的立場にある教員や教育委員会等の健康教育指導主事等の養成を図ることを目的として、健康教育に関する課題をテーマとして実施。一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

- ① 国内のエイズ患者及び感染者は年々増加傾向にあり2003年度の報告は過去最高となっている。中でも若年層の性感染症の増加が問題であり、児童生徒にエイズに関する正しい知識や予防方法を身につけさせることが喫緊の課題となっている。
- ② 最近、押収量が各最高となっているMDMA（合成麻薬）等の新しい違法薬物による乱用に対して、薬物乱用防止の低年齢からの指導の充実を図る必要がある。また、低年齢からの喫煙や、飲酒経験などの喫緊の課題が生じている。
- ③ 児童生徒を取り巻く社会環境の変化から、ストレスや不安感の高まりなどの心の健康問題の複雑化や、アレルギー疾患の増加、インフルエンザ、SARS等の新たな感染症の発生、学校におけるシックハウス症候群等の問題などが喫緊の課題となっており、教員のこれらへの理解と適切な対応が求められている。

<研修のねらい>

- 各地域において、各学校の保健主事等に対して、各課題、学校における健康教育の全体計画の作成、健康教育推進のための外部との連携の在り方等に関する研修の実施
- 具体的施策の実施、充実
- 各学校への指導、助言等

<見直し内容>

次期中期目標期間においては、エイズ・薬物乱用防止教育研修会及び健康教育指導者中央研修会を統合し、健康影響への喫緊の課題に厳選して、最新の知見、指導の在り方、学校全体での保健指導の推進に向けて焦点を絞って研修を集中的に実施することにより、全国的に愛慮される課題に対応できる指導者を養成することとする。

- ・エイズ予防の指導方法・性教育の考え方・進め方
- ・低年齢層のMDMA等の薬物乱用防止教育の進め方
- ・低年齢層の喫煙、飲酒への指導
- ・児童生徒のアレルギーと対応
- ・新たな感染症への対応
- ・学校における環境衛生の管理の進め方
- ・児童生徒の対処能力の育成

なお、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>

275人
(内訳：都道府県・指定都市4人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日
1限	開講式	健康に影響する課題への対応と指導 ③(演習) - MDMA等の薬物乱用防止 -	健康に影響する課題への対応と指導 ⑦(演習) - シックハウス症候群理解 -
2限	学校全体での指導の進め方(演習)	健康に影響する課題への対応と指導 ④(演習) - 心の健康問題 -	健康行動の醸成、各課題への対処能力の育成に関する効果的な指導の普及に向けた研修プログラムづくり(演習)
3限	健康に影響する課題への対応と指導 ①(演習) - エイズ・性 -	健康に影響する課題への対応と指導 ⑤(演習) - アレルギー疾患理解 -	開講式
4限	健康に影響する課題への対応と指導 ②(演習) - 低年齢期からの喫煙・飲酒 -	健康に影響する課題への対応と指導 ⑥(演習) - 新たな感染症の理解 -	

※ 行政説明、緊急な課題等については、エルネットの活用を予定

食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

【学校栄養職員等研修会】

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	行政説明1 学校給食の現状と課題	行政説明2 学校給食栄養所要量の基準の改定について	講義6 食生活に関する個別指導	行政説明5 学校給食衛生管理の基準の改定について
2限	講義1 健康教育の推進について	行政説明4 学校教育活動全体で取り組む食に関する指導	講義7 栄養士が行う個別指導の実際	講義10 食中毒の発生状況と学校給食の課題
3限	行政説明2 保健学習の中で取り組む食に関する指導	講義4 検査データを活用した個別指導について	講義8 食生活学習教材を活用した食に関する指導	実践発表・研究協議 衛生管理責任者の役割
4限	講義2 生活習慣病予防と食生活	講義5 食物アレルギーについて	講義9・実践発表 食生活学習教材を活用した食に関する指導の実際	
5限	講義3 公衆衛生領域における栄養管理	実践発表 地域と連携した地場産物の活用について		

【衛生管理研修会】

	第1日
1限	行政説明 学校給食における衛生管理の充実について
2限	講義1 SRSV食中毒について
3限	講義2 学校給食衛生管理巡回指導事業から見た調理場の問題点
4限	実践発表 衛生管理の充実について

具体的見直し内容等

<現状>

現在の学校栄養職員等研修会及び衛生管理研修会については、都道府県における学校栄養職員等研修会及び衛生管理研修会等の指導者の養成を図ることを目的として、食に関する指導や学校給食の管理等の種目別に最新の知見や事例等の情報、指導技術を中心とする研修を実施。
一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

- ① 全国的に朝食欠食、孤食、肥満傾向児の増加や偏った栄養摂取などによる生活習慣病の若年化等児童生徒の食に関する現代的課題が指摘されており、このような状態は看過できない事態。
- ② 現行の学習指導要領を踏まえ、学校教育活動全体で行う食に関する指導の充実等を図ることが喫緊の課題。

<研修のねらい>

- 各地域において、各学校の食の指導関係者に対する食の指導等の全体計画の作成、食の指導等の推進のための外部との連携の在り方等に関する研修の実施
- 各学校への指導、助言等
- 食の指導等に関する具体的な施策の企画立案・実施、充実

<見直し内容>

次期中期目標期間においては、「食に関する指導体制の整備について」（平成16年1月中央教育審議会答申）の趣旨を踏まえ、学校における食に関する指導を充実するための指導者を養成するため、以下のテーマに焦点を絞って演習を中心とした研修を集中的に実施することとする。

- ① 児童生徒等に対する個別指導
 - ・ 偏食や肥満傾向等の児童生徒に対する個別の相談指導
 - ・ 食物アレルギーを持つ児童生徒に対する相談指導
 - ② 教科・特別活動等における指導
 - ・ 学校給食の時間や学級活動等の特別活動の時間における指導
 - ・ 家庭科・保健体育科・総合的な学習の時間等における指導
 - ③ 食に関する教育指導の連携・調整
 - ・ 学校全体の食に関する年間指導計画の作成
 - ・ 教職員、保護者、地域の関係者との連携調整
- なお、研修日数については、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜見直しを行う。

<受講者数>

215人
(内訳：都道府県・指定都市3人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	閉講式	児童生徒等に対する個別指導の在り方① (演習)	教科・特別活動等における指導の在り方② (演習)	研修講師となるための知識・技術 (演習)
2限	食に関する指導体制の在り方① (演習)	児童生徒等に対する個別指導の在り方② (演習)	教科・特別活動等における指導の在り方③ (研究協議)	
3限	食に関する指導体制の在り方② (演習)	児童生徒等に対する個別指導の在り方③ (研究協議)	食に関する教育指導の連携調整の在り方① (演習)	閉講式
4限	食に関する指導体制の在り方③ (研究協議)	教科・特別活動等における指導の在り方① (演習)	食に関する教育指導の連携調整の在り方② (研究協議)	

※上記のほか、中期目標期間中に学校給食の管理上の全国的課題が生じた際は必要なコマ数を実施。

各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日
1限	開会式 講義 学校における交通安全教育の考え方、進め方	講義・演習 危険予測を中心とした教材の作成と活用	講義 自転車事故の現状とポイント	講義 事例等に見る交通事故の責任と補償
2限				
3限	シンポジウム 学校、家庭、地域社会との連携による交通安全教育	講義 応急手当の意義と方法	実習 自転車及び二輪車の特性と安全指導	研究発表研究協議 学校における効果的な交通安全教育の進め方 閉講式
4限	講義 交通安全行動と心理	実習 応急手当の手順と方法		
	第1日	第2日	第3日	
1限	開講式 講義 学校における防災、防犯の充実	講義 子どもの犯罪被害の防止	実践発表 研究協議 家庭・地域と連携した学校における効果的な防災・防犯の進め方	
2限				
3限	講義 地震による災害の危険と安全確保の方法	講義 総合的な学習の時間と安全	閉会	
4限	講義 気象災害の危険と安全確保の方法	講義 災害時における子どもの心の健康について		

具体的見直し内容等

<現状>

現在の学校安全指導者研修会については、都道府県における学校安全指導者研修会等の指導者の養成を図ることを目的として、学校における防災、防犯、交通安全教育に関する最新の情報を伝達、研究協議、実習を中心とする研修を実施。一方で、一部に講義のみの講座があり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

- 近年、学校における犯罪件数が増加（外部者侵入事件 平成14年2,168件、平成11年1,042件）するとともに、凶悪犯が増加するなど、学校における事件が大きな問題。13年6月の大阪教育大学池田小学校事件後も、学校や通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶たない状況にあり、「学校安全緊急アピール（平成16年1月）を公表するとともに「子ども安心プロジェクト」を推進しており、各学校における教職員の取組の充実が喫緊の課題。
- また、近い将来、東海、東南海地域等での大規模な地震災害の発生が予想され、学校での児童生徒の安全確保対策を進めるとともに、毎年約400名もの児童生徒が交通事故で尊い命を失っている現状を踏まえた、交通安全をなくすための教育を充実することが喫緊の課題。

<研修のねらい>

- 各地域において、本研修内容を踏まえた各学校の管理職、学校安全担当教員向けの研修の実施
- 各学校への指導、助言等

<見直し内容>

昨今の学校安全活動の緊急の課題への対応に向けて、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携し、地域が一体となって地域の実情に応じた安全確保の対策が図れるよう、指導者を養成するため、以下のテーマに焦点を絞って演習を中心とした研修を集中的に実施することとする。

- 「防犯」
 - ・学校における防犯教育の進め方
 - ・家庭及び地域社会との連携による取組の実践
 - ・安全マップの作成や防犯訓練の方法
 - ・事件・事故災害時における子どもの心の健康
 - 「防災、交通事故半減対策」
 - ・地震等の自然災害における危険と安全確保の方法
 - ・児童生徒交通事故半減対策
- なお、本研修は、前期4日間、後期3日間の計7日を5日間に短縮する。さらに、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜研修日数の見直しを行う。

<受講者数>

215人
(内訳：都道府県・指定都市3人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

	第1日	第2日	第3日	第4日	第5日
1限	開講式	学校への不審者侵入時の対応の方法① (演習)	事件・事故時における子どもの心の健康① (演習)	地震等による災害の危険と安全確保の方法① (演習)	総合的な学習における防犯・防災学習の進め方 (演習)
2限	学校全体における安全活動の進め方、考え方 (演習)	学校への不審者侵入時の対応の方法② (演習)	事件・事故時における子どもの心の健康② (演習)	地震等による災害の危険と安全確保の方法② (演習)	研修講師となるための知識と技術 (演習)
3限	学校における安全管理の方法 (演習)	防犯訓練の実施① (不審者侵入を想定した訓練) (演習)	家庭、地域と連携した学校における効果的な安全活動等の進め方 (演習)	交通事故防止対策 (演習・協議)	閉講式
4限	危険予測学習の進め方 (演習)	防犯訓練の実施② (護身等) (演習)	家庭、地域と連携した学校における効果的な安全活動等の進め方 (演習)		

産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

【6ヶ月派遣】 テーマ：自立型ロボットの制御技術に関する基礎研究

月	内容
	LEGO（生徒学習用教材）を使ったロボットの研究を実施する。
1月目	ロボットの基礎的要素の研究
2月目	ロボットの動力の変換装置とセンサー等の特性についての研究
3月目	ロボットを動作させるためのプログラミングの研究
4月目	ロボットの制御方法の研究
5月目	ロボットの製作実習研究
6月目	研修のまとめ

具体的見直し内容等

<現状>

現在の教職員派遣研修については、都道府県における産業教育・理科教育を担当する教員に対して、長期にわたる大学または産業教育に関する研修に相応しい施設に派遣し、科学技術の高度化や技術革新、製造技術の進展に対応した指導を行うことができる高度な知識及び熟練した技術・技能の修得を目的に実施。一方で、目的・内容等が不明確、適切な者を派遣できていないという面がある。

<見直しの背景>

現在、我が国は、急速な高齢化・少子化の進行、国際的な経済競争の激化等の課題に直面しており、今後、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下などの問題を克服することを必要としている。このため、我が国は、自ら進んで未踏の科学技術分野に挑戦し、社会・国家の存立の基盤となる科学技術の水準の向上を図っていくことが重要である。このような中で、我が国の将来にわたる科学技術の発展を支えるのは人材であり、国の責務として次代を担う科学技術系の人材育成に努めていく必要がある。これまでの我が国の社会経済の発展は科学技術に支えられてきた面が大きく、その中で理科教育・産業教育が果たしてきた役割は極めて大きい。このため、学校における産業教育、理科教育の一層の充実に向け、特に、生徒の理科、数学についての興味・関心を喚起できるような授業を展開できる高度な知識及び熟練した技術を有する教員の育成、資質向上が強く求められる。

<見直し内容>

- ① 本研修は、受講者について、自主的受講希望に基づき、優れた調査研究課題を有する者に限定し、予め受講者自身が明確なテーマを設定し派遣。
- ② 研修内容について、政府のものづくり基盤基本計画や科学技術基本計画、少子化対策基本法や高齢社会対策大綱等に盛り込まれている内容を踏まえ、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応したものとなるようにする。
- ③ 本研修は産業教育に携わる教員個人の専門性の向上と視野の拡大を図り、その資質能力を高めることを目的とするものであることから、次期中期目標期間においては、地方公共団体との共催等による派遣者負担を導入する。
- ④ 研修終了後、研修成果報告書を提出。

<受講者数>

155人
(内訳：都道府県・指定都市2人、中核市1人)

第2期中期目標におけるカリキュラム

【6ヶ月派遣】 テーマ：新しい電気工事技術の取得

(企業派遣研修)

月	内容
	電気設備技術基準が大きく変更したことに対応した最新の知識・技術を修得することを目的とする。
1月目 ～2月目	屋外配線工事における配線図の設計方法の習得 ・屋内配線の設計方法 ・仕様材料の見積 ・仕様工具の選別
3月目 ～4月目	電気工事現場における施工方法の習得 ・電線管の加工方法 ・スラブ（厚板状の鋼片）への配管方法 ・建て込み配管の方法 ・電線管への通線作業
5月目 ～6月目	電気工事現場における施工方法の習得及びまとめ ・ケーブル、電線の配線及び接続 ・照明器具、配線機器の取り付け ・回路の点検、検査方法
	まとめ（習得した技術を生徒が受験する「電気工事士」試験等対策に役立てるのための教材開発等）

産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム		
	午前	午後
1日目	【開校式・講義】 講習の目的とカリキュラム 【講習】 本講習と「情報技術」教育について	【実習】 リナックスマシンの組み立て実習Ⅰ 【実習】 リナックスマシンの組み立て実習Ⅱ
2日目	【実習】 リナックスマシンの組み立て実習Ⅲ	【実習】 LAN設定実習Ⅰ 【実習】 LAN設定実習Ⅱ
3日目～ 4日目	【講義】 ユニックスの操作	【講義】 ユニックスの操作
5日目～ 9日目	【講義】 Javaプログラミング	【講義】 Javaプログラミング
10日目～ 13日目	【講義】 ネットワーク構築・管理・保守	【講義】 ネットワーク構築・管理・保守
14日目	【見学】 電気通信大学	【見学】 東京大学
15日目	【トピックス】 ゲーミングで考えるアプリケーションの実務利用	【トピックス】 ゲーミングで考えるアプリケーションの実務利用
16日目	【講義】 H8 LANボードを使ったハード制御	【講義】 H8 LANボードを使ったハード制御
17日目	【実習】 H8 LANボードを使ったハード制御	【実習】 H8 LANボードを使ったハード制御
18日目	【課題研究】 課題テーマ設定とグループ分け	【課題研究】 各グループでの課題テーマの実施
19日目～ 28日目	【課題研究】 各グループでの課題テーマの実施	【課題研究】 各グループでの課題テーマの実施
29日目	【発表準備】 課題研究成果発表準備	【発表・閉講式】 課題研究発表

具体的見直し内容等
<p><現状> 現在の新産業技術等指導者養成講習については、都道府県における産業教育を担当する教員に対して、新産業技術に関する知識と技術を修得させ、指導者としての資質向上を図ることを目的に実施。一方で、講義が中心であり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。</p> <p><見直しの背景> 現在、我が国は、急速な高齢化・少子化の進行、国際的な経済競争の激化等の課題に直面しており、今後、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下などの問題を克服することを必要としている。このため、我が国は、自ら進んで未踏の科学技術分野に挑戦し、社会・国家の存立の基盤となる科学技術の水準の向上を図っていくことが重要である。 このような中で、我が国の将来にわたる科学技術の発展を支えるのは人材であり、国の責務として次代を担う科学技術系の人材育成に努めていく必要がある。これまでの我が国の社会経済の発展は科学技術に支えられてきた面が大きく、その中で産業教育が果たしてきた役割は極めて大きい。 このため、学校における産業教育の一層の充実に向け、特に、生徒の先端技術についての興味・関心を喚起できるような授業を展開できる高度な知識及び熟練した技術を有する教員の育成、資質向上が強く求められる。</p> <p><見直し内容> ① 研修内容について、政府のものづくり基盤基本計画や科学技術基本計画、少子化対策基本法や高齢社会対策大綱等に盛り込まれている内容を踏まえ、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応したものとなるようにする。 ② これまでの講義中心の研修内容を改め、講義の中に演習を織り交ぜたものとなるよう研修内容の見直しを図る。学校における産業教育の授業の質の向上を図るため、最新の技術に関する知識・技能に裏打ちされた指導方法、実習方法等についても、研修内容に含める。 ③ 本研修は産業教育に携わる教員個人の指導力、指導技術の向上に結びつけることを目的とするものであることから、次期中期目標期間においては、地方公共団体との共催等による派遣者負担を導入する。</p> <p>なお、本研修は、先端技術体験プログラムを吸収・統合するとともに、研修日数を短縮（5～30日程度を10日程度に短縮）する。</p> <p><受講者数> 農業・工業・商業・家庭・情報技術：各60人 水産・看護・福祉：各40人 技術・家庭：210人</p>

第2期中期目標におけるカリキュラム		
	午前	午後
1日目	【開校式・講義】 講習の目的とカリキュラム 【研究協議】 教育における情報技術の在り方	【実習】 最新のOSを使ったパソコンの組み立て実習① 【実習】 最新のOSを使ったパソコンの組み立て実習②
2日目	【実習】 最新のOSを使ったパソコンの組み立て実習Ⅲ	【実習】 様々なOSを使ったLAN設定実習① 【実習】 様々なOSを使ったLAN設定実習②
3日目	【演習】 様々なプログラミング言語の活用法	【演習】 プログラミング言語の指導法①
4日目	【演習】 プログラミング言語の指導法②	【課題研究】 課題テーマ設定とグループ分け
5日目～ 9日目	【課題研究】 各グループでの課題テーマの実施（これまでの実習等を踏まえた、教材の開発例：ファイアーウォールの構築など）	【課題研究】 各グループでの課題テーマの実施（これまでの実習等を踏まえた、教材の開発例：ファイアーウォールの構築等）
10日目	【発表準備】 課題研究成果発表準備	【発表・閉講式】 課題研究発表

産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修

第1期中期目標におけるカリキュラム

	午前	午後
1日目	【開講式】 オリエンテーション	【講義】 「機械システム工学」① 生産システム概論 「機械システム工学」② 機械加工学
2日目	【講義】 「機械システム工学」③ 特殊材料 「機械システム工学」④ 機械要素設計	【講義】 「機械システム工学」⑤ 機械測定 「機械システム工学」⑥ 流れの工学
3日目	【講義】 「機械システム工学」⑦ 摩擦工学 「機械システム工学」⑧ 計算力学	【講義】 「機械システム工学」⑨ 熱工学 「工業科教育法」① 新指導要領改訂の経緯
4日目	【講義】 「工業科教育法」② 新指導要領の総則の概要 「工業科教育法」③ 新指導要領の教科「工業」概要	【講義】 「工業科教育法」④ 新指導要領の総則の概要Ⅱ 「工業科教育法」⑤ 新指導要領の教科「工業」概要Ⅱ
5日目	【講義】 「工業科教育法」⑥ 指導計画の作成Ⅰ 「工業科教育法」⑦ 生徒指導要録の概要Ⅰ	【講義】 「工業科教育法」⑧ 指導計画の作成Ⅱ 「工業科教育法」⑨ 生徒指導要録の概要Ⅱ
6日目	【講義】 「建設工学概論」① 地盤と防災Ⅰ 「建設工学概論」② 道路交通と舗装Ⅰ	【講義】 「建設工学概論」③ 地盤と防災Ⅱ 「建設工学概論」④ 道路交通と舗装Ⅱ
7日目	【講義】 「建設工学概論」⑤ リモートセンシングの基本原理Ⅰ 「建設工学概論」⑥ 容器リサイクル法の概要	【講義】 「建設工学概論」⑦ リモートセンシングの基本原理Ⅱ 「建設工学概論」⑧ 環境評価の方法
8日目	【講義】 「建設工学概論」⑨ 交通騒音 【閉講式】	

具体的見直し内容等

<現状>

現在の高等学校実習助手講習については、都道府県における実習助手の実験・実習の水準の維持・向上を図ることを目的として、農業、工業、水産の各教科別に研修を実施。
一方で、講義が中心であり、必ずしも研修内容を絞りきれていない面がある。

<見直しの背景>

現在、我が国は、急速な高齢化・少子化の進行、国際的な経済競争の激化等の課題に直面しており、今後、産業の空洞化、社会の活力の喪失、生活水準の低下などの問題を克服することを必要としている。このため、我が国は、自ら進んで未踏の科学技術分野に挑戦し、社会・国家の存立の基盤となる科学技術の水準の向上を図っていくことが重要である。
このような中で、我が国の将来にわたる科学技術の発展を支えるのは人材であり、国の責務として次代を担う科学技術系の人材育成に努めていく必要がある。これまでの我が国の社会経済の発展は科学技術に支えられてきた面が大きく、その中で産業教育が果たしてきた役割は極めて大きい。
このため、学校における産業教育の一層の充実に向け、生徒の農業、工業、水産についての興味・関心を喚起できるような授業を展開できる高度な知識及び熟练した技術を有する教員の育成、資質向上が強く求められる。

<見直し内容>

- ① 若者を中心としたものづくり離れや科学技術離れ等に対応するため策定された政府のものづくり基盤技術基本計画や科学技術基本計画においては、産業教育担当教員の研修機会の充実が盛り込まれており、これを具体的に実現するため、技術革新の進展等に適切に対応した研修内容となるようにする。
- ② これまでの講義中心の研修内容を改め、演習を半分程度織り交ぜたものとなるよう研修内容の見直しを図る。さらに、学校における実習教育の授業の質の向上を図るため、最新の技術に関する知識・技能に裏打ちされた指導方法、実習方法等についても、研修内容に含める。
- ③ 本研修は産業教育に携わる実習助手個人の指導力、指導技術の向上に結びつけることを目的とするものであることから、次期中期目標期間においては、地方公共団体との共催等による派遣者負担を導入する。

<受講者数>

農業：30人
工業：30人
水産：15人

第2期中期目標におけるカリキュラム

	午前	午後
1日目	【開講式】 オリエンテーション	【講義】 「電気工学」① エネルギーと環境 「電気工学」② 新しい発電技術の概要
2日目	【講義】 「電気工学」③ 電子材料の種類 「電気工学」④ 半導体デバイスの概要	【演習】 「電気工学」⑤ デジタル信号処理 「電気工学」⑥ デジタル画像圧縮
3日目	【演習】 「電気工学」⑦ アナログ信号処理 「電気工学」⑧ 電気エネルギーの変換	【演習】 「電気工学」⑨ モータ制御とその応用 【講義】 「工業科教育法」① 教科「工業」の評価の在り方Ⅰ
4日目	【講義】 「工業科教育法」② 教科「工業」の評価の在り方Ⅱ 「工業科教育法」③ 教科「工業」の発展学習の在り方	【演習】 「工業科教育法」④ 課題研究の効果的な指導方法の研究Ⅰ 【講義】 「工業科教育法」⑤ 教科「工業」の発展学習の在り方Ⅱ
5日目	【演習】 「工業科教育法」⑥ 課題研究の効果的な指導方法の研究Ⅱ 「工業科教育法」⑦ 生徒に科学技術に興味を喚起させるための実習方法の研究	【演習】 「工業科教育法」⑧ 課題研究の実践事例の研究 「工業科教育法」⑨ 生徒に先端的な科学技術を理解させるための実習方法の研究
6日目	【講義】 「土工学」① 橋梁構造形式の歴史 「土工学」② 地盤工学の役割	【講義】 「土工学」③ 土地利用と交通の相互利用 「土工学」④ 土工学と防災工学
7日目	【演習】 「土工学」⑤ 土木構造物の技術革新の応用 「土工学」⑥ 地盤変形のシミュレーション	【演習】 「土工学」⑦ ゼロエミッション（廃棄物ゼロ）の可能性 「土工学」⑧ 新たな環境問題への対応
8日目	【演習】 「土工学」⑨ 自然災害への新たな対応 【閉講式】	

各研修の日数(カリキュラム)の設定の考え方

1. 考え方

独立行政法人教員研修センターでは、現時点では地方公共団体において独自に行うことができないため、また地方のニーズに応えるため、国として実施する必要がある研修を行っている。今回の各研修の見直しにあたっては、各研修のカリキュラムについてゼロベースから検討を行ったが、その際の日数の設定の考え方は以下のとおり。

- ① 各研修の実施の可否について、視学官、教科調査官等の専門家の意見を踏まえつつ、国として真に実施すべきテーマ、内容に焦点化、厳選。
- ② 国が実施すべき研修として、各地域において中核的な役割が期待される指導主事等を一堂に会して、演習形式を中心として、様々な高度・専門的な知識を修得させるための研修を行うという性格上、1、2日程度では十分な研修効果が期待されないことから、最低3日程度研修を行うことを基本として日数を設定。それとあわせて実施すべき講座内容、数を整理、体系化。
- ③ このような考え方、手順により、全ての研修について、テーマ、内容を焦点化、厳選するとともに、一方的な講義形式の講座は廃止し、演習等を中心とする講座にするなど、内容、方法がかつてないほど抜本的に見直したことから、設定した講座数、日数が適当かどうかについて、研修効果、効率的実施の観点から、実際に研修を実施した上で、検証することが必要。
- ④ このため、毎事業年度の評価結果を踏まえて、適宜、研修日数等の見直しを実施。

2. 具体的な日数設定

(1) 3日間の研修

- ・ 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

(2) 4日間の研修

- ・ 子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修

(3) 5日間の研修

- ・ 各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修
- ・ 道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修
- ・ ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修
- ・ キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修

(4) 2日間の研修

- ・ 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修
- ・ 外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修

(5) 比較的長期間にわたる研修

- ・ 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修(校長・教頭等19日、中堅教員30日)
- ・ 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修(16日、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月以内)
- ・ 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修(16日)
- ・ 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修(6ヶ月、12ヶ月以内)
- ・ 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修(10日程度)
- ・ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修(10日程度)

エルネット及びインターネット(eラーニング)で配信する研修内容について

次期中期目標期間においては、「各地域の中核となる校長、教頭等を育成するための研修」、「各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修」及び『喫緊の重要課題に関する研修』について、センターの研修の受講者による還元、地方独自の研修支援を効率的・効果的に行うため、センターの研修のカリキュラムの一部について、エルネット、インターネット(eラーニング)を活用した配信の充実を行うこととする。

なお、配信は演習部分の全部又は一部となるため、研修効果の観点から、センターの研修の受講者や各都道府県・指定都市教育委員会の教育センターの意見を踏まえ、構成・内容の在り方を不断に見直しつつ、実施することとする。

1. エルネットによる配信(完全配信)

都道府県・指定都市教育委員会の教育センター等においては、その全てでエルネットの受信施設・設備が整備されているものの、現時点では、中核市をはじめ全国の市町村教育委員会等に至るまでエルネットを受信できる環境が整っていないことを踏まえ、基本的には以下の各項目に該当するような内容について、エルネットを活用して配信することとする。

- ① 各研修の内容と関連する事前研修プログラムとして実施するもの
- ② 全国各地域の教員に対して、できる限り早急に周知、普及する必要がある喫緊性の高い内容であるもの。
- ③ 一定の期限後に、各地域において独自に研修等を実施することが望まれる内容であって、各市町村教育委員会等で指導的な立場にある者に対して、各都道府県教育委員会等が実施する研修の一部に活用することが期待される適切な内容(一定の指導者層の形成を目的とする高度・専門的な内容)であるもの。
- ④ 一定の期限後に、各地域において独自に研修等を実施することが望まれる内容であって、センターが実施する研修の受講者が、各地域において、これらの内容を踏まえた研修等の講師等となる場合に、その研修の一部として活用することが可能な内容(同時、講師役となるセンターの研修の受講者による講義及び指導・助言等が必要)であるもの。

2. インターネット(eラーニング)による配信(部分配信)

現在は、ほぼ全ての学校に複数のパソコンが配置され、インターネット接続に必要な環境が整備されているものの、送り手たるセンター及び受け手双方の回線速度の制限により、配信することができる内容が30分程度のものに限定されることを踏まえ、基本的には以下の各項目に該当するような内容について、インターネットを活用して配信することとする。

- ① 全国各地域の教員に対して、早急に周知徹底する必要がある極めて喫緊性の高い内容であるもの。
- ② 全国各地域の教員等が、自己研鑽のための自主研修教材として活用し、個人でも活用することができる内容であるもの。

- ③ センターのカリキュラムについて、30分程度に圧縮した上で単独で配信したとしても、全国各地域の教員等に対して、ある一定の研修効果が期待できる内容であるもの。
- ④ センターのカリキュラムのうち、さらに厳選した一部の内容について、それ単独で配信したとしても、全国各地域の教員等に対して、ある一定の研修効果が期待できる内容であるもの。
- ⑤ 地方独自で実施する研修の一部について、支援するものとなることが期待される内容であるもの。
- ⑥ 研修効果の向上に資するため、センターが実施する研修の受講後も反復して活用することが期待される内容であるもの。

第二期中期計画における情報提供関係事業計画（案）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
<p>事前研修講師の配信</p> <p>(エルネットによる完全配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメント手法の導入 ・学習指導・評価の課題と充実策 ・総合的な学習の時間の課題と充実策 	<p>事前研修講師の配信</p> <p>(エルネットによる完全配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメント手法の導入 ・学習指導・評価の課題と充実策 ・総合的な学習の時間の課題と充実策 ○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・現代の青少年教育の課題 ・教育改革の進展と課題 	<p>事前研修講師の配信</p> <p>(エルネットによる完全配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導・評価の課題と充実策 ・総合的な学習の時間の課題と充実策 ○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・現代の青少年教育の課題 ・教育改革の進展と課題 	<p>事前研修講師の配信</p> <p>(エルネットによる完全配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導・評価の課題と充実策 ・総合的な学習の時間の課題と充実策 ○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・現代の青少年教育の課題 ・教育改革の進展と課題
<p>地方研修支援等</p> <p>(エルネットによる完全配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員等中央研修講座 <ul style="list-style-type: none"> ・教育改革の推進 ・総合的な学習の時間の実践上の課題と対応 ・学習指導要領に基づいた学習の評価 ・教育課程 ○教育情報化推進指導者養成講座 <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領における情報化への対応 ○生徒指導総合研修講座 <ul style="list-style-type: none"> ・LD・ADHD児の理解と指導 ・カウンセリングマインドを生かした学級・学校づくり ・いじめ問題の理解と対応 ・不登校児童生徒への援助の在り方 ・薬物乱用・性非行問題への対応 ・教育指導に生かすロールプレイングの理論と方法 ○学校安全指導者研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校における交通安全教育の考え方、進め方 ・家庭及び地域社会との連携による学校での交通安全教育 ○衛生管理研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における衛生管理の充実について ○エイズ・薬物乱用防止教育研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全行動と心理 ・エイズ教育・性教育を取り巻く状況について ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育について ・喫煙防止教育の必要性 ○保健室相談活動研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・保健教育の現状と課題 ・保健室における健康相談活動と養護教諭の役割 ○小学校英語活動研修講座 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校英語活動の現状と展望 ・英語活動の基本的な理論 ・年活動計画の構想・授業の構成 ・歌、パズル、ゲームなどの実際 ・教材、教員の作成の実際 ○外国人児童生徒等日本語指導講習会 <ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導の必要な児童生徒教育について <p>(インターネットによる部分配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教職員等中央研修講座 <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営 ・危機管理 ・企業マネジメント ・学習指導・評価 ・特別活動 ・生徒指導 ・情報教育 ・不登校・いじめへの対応 ・健康教育 	<p>地方研修支援等</p> <p>(エルネットによる完全配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な教育改革の流れと地方の取組状況 ・学校運営における行財政措置の活用 ○生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への学校の取組 ・いじめ問題への対応の在り方 ・学級がうまく機能しない状況 ・児童虐待（関係機関との連携） ・児童虐待（不登校における事例研究等） ・生徒指導に関する法的経路問題 ○特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学校の教育課程の全般に係る評価・分析 ・校内カリキュラム管理体制の構築 ○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリングについての理解 ・カウンセリングプロセス－相談関係づくりの大切さを知る－ ・小学校からのキャリア教育についての理解 ・小学生・中学生・高校生の職業にかかわる体験的活動の意義と生かし方 ○児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・組織活動の推進と連携の在り方・進め方 ・保健学習の考え方、進め方の理論と実際 ○健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での指導の進め方 ・健康に影響する課題への対応と指導－アレルギー・疾患理解－ ○各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学校、家庭、地域社会との連携による交通安全教育 ・交通安全行動と心理 ○外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での受け入れ、指導体制づくり（事前にに基づく研究協議） ・外国人児童生徒への効果的な教育について ○道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育の現状と課題を踏まえた研究協議 ・児童生徒の実際（問題行動等を含む）、道徳教育の問題点・課題の分析・整理等 ・学校全体で取り組む道徳教育の効果的な促進方法 <p>(インターネットによる部分配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な教育改革の流れと地方の取組状況ダイジェスト版 ・学校経営の課題と対応策ダイジェスト版 ・学校の危機管理対策とその充実ダイジェスト版 ・学校教育を取り巻く関係法令ダイジェスト版 ・学校運営における行財政措置の活用ダイジェスト版 ・生徒指導上の諸課題と対応策ダイジェスト版 ・キャリア教育の工夫改善ダイジェスト版 	<p>地方研修支援等</p> <p>(エルネットによる完全配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な教育改革の流れと地方の取組状況 ・学校運営における行財政措置の活用 ○生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との行動連携 ・LD・ADHDの対応等 ・薬物乱用（関係機関との連携） ○児童生徒の国際力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・国際力向上に向けた教育指導上の諸問題 ・児童・生徒の国際力向上を図る方法等 ○特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム管理のネットワークづくり ・教育・学習活動の評価・分析 ○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションスキルの基礎 ・コミュニケーションスキルの向上 ○児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の発達とこころ ・保健室における健康相談活動と養護教諭の役割 ○健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・健康に影響する課題への対応と指導－エイズ・性－ ・健康に影響する課題への対応と指導－新たな感染症の理解－ ○各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体における安全活動の進め方、考え方 ・学校における安全管理の方法 ○食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導体制の在り方 ○道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育に関する最新の研究状況を扱ったテーマに基づく協議 ・学校、家庭、地域社会との積極的な連携による道徳教育の推進方法 ・児童生徒理解と道徳教育の評価 ○子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・体づくりの運動を踏まえた指導の在り方 <p>(インターネットによる部分配信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理運営演習ダイジェスト版 ・学習指導・評価の課題と充実策ダイジェスト版 ・総合的な学習の時間の課題と充実策ダイジェスト版 ・指導計画上の重要課題（人権教育）ダイジェスト版 ・指導計画作成上の重要課題（道徳教育）ダイジェスト版 	

<p>○総合的な学習の時間に関する事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校 <p>○学習の評価研修に関する講義・説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校園ほか <p>○生徒指導に関する事例発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校 	<p>○各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な教育改革の流れと取組状況ダイジェスト版 ・学校管理運営演習ダイジェスト版 ○児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の育成を目的とした研修ダイジェスト版 ○道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版 ○生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版 ○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版 ○児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版 ○特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版 ○環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版 ○体験活動の内滑な実施を推進するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版 	<p>○各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校事務の課題と対応ダイジェスト版 <p>○道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○各地域において知識マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○児童生徒の国際力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○体験活動の内滑な実施を推進するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p>	<p>○各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校事務の課題と対応ダイジェスト版 <p>○道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○各地域において知識マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○児童生徒の国際力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p> <p>○体験活動の内滑な実施を推進するための指導者の養成を目的とした研修ダイジェスト版</p>
<p>(インターネットによる教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル研修教材 	<p>(インターネットによる教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修教材学校の危機管理 	<p>(インターネットによる教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修教材LD・ADHDの理解と対応 	<p>(インターネットによる教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修教材学校評価の基準・方法と学校評議員の活用
<p>(冊子による教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の評価研修 <p>(その他の情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○測定配信マニュアル ○海外派遣研修報告書 ・日米国民交流・若手教員の米国派遣 ・若手派遣 ・短期派遣研修：ブロック団、養護教諭団 	<p>(冊子による教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の評価研修 <p>(その他の情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師情報 ・各都道府県等の研修の内容・方法等に関する情報の収集・蓄積・提供 	<p>(冊子による教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムマネジメントの課題と対応 <p>(その他の情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師情報 ・各都道府県等の研修の内容・方法等に関する情報の収集・蓄積・提供 	<p>(冊子による教材作成・提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導力不足教員対応事例集 <p>(その他の情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師情報 ・各都道府県等の研修の内容・方法等に関する情報の収集・蓄積・提供

独立行政法人教員研修センター・研修カリキュラム等見直し案整理表

1 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修

研修名	区分	見直し前 (H15)	見直し後 (H18)	主な論点等
①-1 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員 に対する学校管理研修（新任校長・教頭 等）	日数	22日	19日	・エルネット等導入による研修日数の削減の余地 はないのか。 ・喫緊課題研修との重複講座はやめるべき。 ⇒喫緊課題研修が地方に根付けば削減可能。この 形で実施して、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、 研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人数	800人	800人	
	予算額	39,153千円	35,333千円	
	主な見直し内容等	・エルネット導入（3コマ） ・全国の校長の3分の1程度の受講が目標（新 任校長等及び中堅教員の合計）		
①-2 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員 に対する学校管理研修（中堅教員）	日数	32日	30日	同上
	人数	1,000人	1,000人	
	予算額	49,861千円	45,876千円	
	主な見直し内容等	・エルネット導入（3コマ） ・全国の校長の3分の1程度の受講が目標（新 任校長等及び中堅教員の合計）		
②-1 各地域の中核となる事務職員の育成を 目的とした研修（小中学校）	日数	幹部10日 中堅5日	5日	・エルネット等導入による研修日数の削減の余地 はないのか。 ⇒この形で実施して、毎事業年度の評価結果等を 踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うことと したい。
	人数	幹部100人 中堅100人	180人	
	予算額	計1,486千円	1,355千円	
	主な見直し内容等	・幹部職員研修と中堅職員研修を統合し、在職 20年以上の地域の中核的な職員を対象 ・エルネット導入（3コマ）		
②-2 各地域の中核となる事務職員の育成を 目的とした研修（高等学校）	日数	幹部5日 中堅2日	5日	同上
	人数	幹部100人 中堅900人	300人	
	予算額	計2,347千円	1,936千円	
	主な見直し内容等	・幹部職員研修と中堅職員研修を統合し、各校 の事務長で地域の中核的な職員を対象 ・エルネット導入（3コマ）		

(注)「主な論点等」欄の「⇒」以下は、文部科学省の回答である。

研修名	区分	見直し前(H15)	見直し後(H18)	主な論点等
③ 国際的な視野、見識を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修	日人数	<ul style="list-style-type: none"> ・短期派遣 16日間、1,566人 ・若手派遣 2か月間、73人 ・日米交流 3ヶ月間、107人 ・英語担当派遣 2か月間、100人 6か月間、62人 12か月間、11人 (合計1,919人) 	<ul style="list-style-type: none"> ※日数、人数は段階的に縮小。 ・専門的課題派遣 16日以内、900人 3か月以内、240人 6か月以内、60人 12か月以内、10人 (合計1,210人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日数及び人数は、厳に最小限となっているのか。例えば、教員が応募する一定のセレクションを経た場合にのみ派遣されることとはできないか。削減の余地はないのか。 ⇒派遣対象者が持ち回りの運用とならないようにしたい。
	予算額	計856,409千円	617,715千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の4事業を派遣期間別の専門的課題派遣に再編 ・受講者は、優れた調査研究課題を有する者に限定 ・受講者の調査研究課題の目的・内容に照らして最も適切な派遣期間を決定 ・16日以内の研修は、①校長等の学校管理研修受講者の5割の受講が目標 		

(注)「主な論点等」欄の「⇒」以下は、文部科学省の回答である。

2 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修の先行段階としてセンターが行う研修

研修名	区 分	見直し前 (H15)	見直し後 (H18)	主な論点等
① 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の育成を目的とした研修	日 数	2日	2日	(平成16年度に廃止させるものであり、人数以外は大きな見直しを行っていない。)
	人 数	7,500人	3,000人	
	予算額	35,903千円	28,950千円(H16)	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度学習指導要領改定(相対評価から絶対評価)に基づき実施 ・全国5つのブロック別に開催 ・平成16年度をもって廃止 		
② 道徳教育を推進するための中核となる指導者の育成を目的とした研修	日 数	中央研修 4日 地区別研修 1日	中央研修 5日 地区別研修 3日	<ul style="list-style-type: none"> ・日数が増えているのはなぜか。 ⇒今回の見直しを期に抜本的な見直しを行ったため。 なお、喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人 数	中央研修560人 地区別研修30,000人	中央研修275人 地区別研修1,100人	
	予算額	12,040千円	10,764千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・中央教育審議会答申(平成15年3月)では、道徳性の育成が求められているが、道徳教育推進状況調査(平成12年5月)でも、学校での道徳教育が必ずしも十分な状況にないなどから実施 ・中核的指導者の養成を担う中央指導者研修(県単位の指導主事対象)と、その下で教員への助言を行いうる者の養成を担う地区別指導者研修(市単位の指導主事及び教員対象)を設ける ・受講者内訳(中央)県政令市4人、中核市1人、(地区別)県政令市16人、中核市4人 		
③ 子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修	日 数	4日	4日	<ul style="list-style-type: none"> ・日数が減らないのはなぜか。 ⇒今回の見直しを期に抜本的な見直しを行ったため。 なお、喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人 数	1,200人	550人	
	予算額	11,813千円	9,527千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの体力向上のための総合的な方策について」(平成14年9月中央教育審議会答申)等に基づき実施 ・種目別の研修を改め、「体ほぐし運動」、「体力を高める運動」をテーマとして実施 ・全国3つのブロック別に開催 ・受講者内訳 県政令市8人、中核市2人 		
④ ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修	日 数	5日	5日	同 上
	人 数	1,290人	H16 680人 H17 340人	
	予算額	44,593千円	22,445千円(H17)	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・政府のe-Japan重点計画に基づき、平成17年度までに概ねすべての教員がITを活用して指導ができるようにするために実施 ・全国6つのブロック別に開催 平成17年度をもって廃止 		

(注)「主な論点等」欄の「⇒」以下は、文部科学省の回答である。

研修名	区分	見直し前(H15)	見直し後(H18)	主な論点等
⑤ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	日数	4日	4日	<p>・日数が減らないのはなぜか。 ⇒今回の見直しを期に抜本的な見直しを行ったため。</p> <p>なお、喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。</p>
	人数	150人	155人	
	予算額	5,132千円	4,085千円	
	主な見直し内容等	<p>・平成15年7月に成立した環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律等に基づき実施</p> <p>・全国2つのブロック別に開催</p> <p>・受講者内訳 県政令市2人、中核市2人</p>		
⑥ 体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修	日数	4日	4日	
	人数	140人	155人	
	予算額	7,612千円	6,630千円	
	主な見直し内容等	<p>・平成13年の学校教育法改正により体験活動の充実が規定されたことなどから実施</p> <p>・全国2つのブロック別に開催</p> <p>・受講者内訳 県政令市2人、中核市2人</p>		
⑦ 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	日数	19日	16日	<p>・日数の更なる削減の余地はないのか。 ⇒カリキュラムを抜本的に見直し、最大限の短縮を図ったものであり、これ以上は困難。</p>
	人数	140人	155人	
	予算額	11,331千円	8,970千円	
	主な見直し内容等	<p>・平成15年12月に策定された政府全体の「青少年育成施策大綱」等に基づき実施</p> <p>・受講者内訳 県政令市2人、中核市2人</p>		
⑧ キャリア教育の指導者の養成を目的とした研修	日数	5日	前期5、後期3の計8日	<p>・日数が増えているのはなぜか。 ⇒今回の見直しを期に抜本的な見直しを行ったため。</p> <p>なお、喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。</p>
	人数	235人	275人	
	予算額	8,916千円	8,103千円	
	主な見直し内容等	<p>・平成15年6月に4大臣（文部科学、厚生労働、経済産業、経済政策担当）による「若者自立・挑戦プラン」等に基づき、近年の新たな課題であるキャリア教育を推進するため実施</p> <p>・エルネット導入（2コマ）</p> <p>・全国2つのブロック別に開催</p> <p>・前期の受講者に対して課題を与え、後期の受講に向けて、各自が学習を重ね、地元の実態に応じたキャリア教育のプログラムを開発し、後期における演習で活用するという2段階で研修を実施</p> <p>・受講者内訳 県政令市4人、中核市1人</p>		
⑨ 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	日数	2日	3日	同 上
	人数	600人	155人	
	予算額	2,355千円	1,846千円	
	主な見直し内容等	<p>・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年施行）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）等に基づき実施</p> <p>・エルネット導入（行政説明、緊急な課題等）</p> <p>・平成17年度以降、年2回から年1回実施に変更</p> <p>・受講者内訳 県政令市2人、中核市1人</p>		

研修名	区分	見直し前 (H15)	見直し後 (H18)	主な論点等
⑩ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修(新規事業)	日数	—	5日	<ul style="list-style-type: none"> ・日数及び人数の削減の余地はないのか。 ⇒喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人数	—	215人	
	予算額	—	6,238千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について(答申)」(平成15年10月中央教育審議会)等を踏まえ、全国各地域の教員が適切な教育課程の編成を行うことができるよう、各地域において指導的な役割を担う者を育成するために実施 ・平成16年度から実施する新規事業 ・受講者内訳 県政令市3人、中核市1人 		
⑪ 指導力不足教員へ対応ための指導者の養成を目的とした研修(新規事業)	日数	—	3日	<ul style="list-style-type: none"> ・日数及び人数の削減の余地はないのか。 ⇒毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人数	—	275人	
	予算額	—	5,199千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・「今後の教員免許制度の在り方について」(平成14年2月中央教育審議会【全ての都道府県・指定都市教育委員会において指導力が不足する教員等に対する人事管理システムを早急に構築すべきである】)等に基づき実施 ・平成16年度から実施する新規事業 ・全国2つのブロック別に開催 ・受講者内訳 県政令市4人、中核市1人 		
⑫ 各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修(新設事業)	日数	—	4日	<ul style="list-style-type: none"> ・日数及び人数の削減の余地はないのか。 ⇒喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人数	—	430人	
	予算額	—	11,834千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等で実施されている組織マネジメントの手法を採り入れつつ、学校の特色を踏まえた組織マネジメントが円滑に実施されるよう「学校組織マネジメント研修」を行うために必要な知識等を修得させるために実施 ・平成17年度から実施する新規事業 ・全国3つのブロック別に開催 ・受講者内訳 県政令市6人、中核市2人 		
⑬ 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修(新設事業)	日数	—	3日	<ul style="list-style-type: none"> ・日数及び人数の削減の余地はないのか。 ⇒毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人数	—	550人	
	予算額	—	7,224千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月文化審議会答申)等に基づき実施 ・平成17年度から実施する新規事業 ・エルネット導入(行政説明、緊急な課題等) ・全国2つのブロック別に開催 ・受講者内訳 県政令市8人、中核市2人 		

(注)「主な論点等」欄の「⇒」以下は、文部科学省の回答である。

研修名	区分	見直し前 (H15)	見直し後 (H18)	主な論点等
⑭ 外国語指導助手に対して知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修	日数	・来日直後オリエンテーション 2日 ・再契約予定者研修会 3日	2日	
	人数	・来日直後 2,760人 ・再契約者 1,800人	3,800人 (内訳) ・来日直後 2,760人 (H15実績) ・再契約者 1,070人	
	予算額	10,467千円	7,990千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の外国語指導助手 (ALT) に対して、日本の外国語教育等について理解し、一層効果的な職務遂行ができるようにするために実施 ・全国2つのブロック別に開催 (計4回開催) ・来日直後オリエンテーションと再契約予定者研修会を統合、先輩ALTから1年目ALTに対して経験に基づく助言等を行う ・再契約予定者は、1~2契約団体に1名の代表者による参加 		
⑮ 外国人児童生徒等に対して日本語指導を行う指導的な立場にある教員の指導力向上を目的とした研修	日数	管理職コース 3日 担当教員コース 5日	4日	<ul style="list-style-type: none"> ・日数及び人数の削減の余地はないのか。 ⇒喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の見直しを行うこととしたい。
	人数	200人	155人	
	予算額	3,926千円	2,914千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒の受入れ、NPO法人など関係機関との連携等について、必要な知識等を修得させるために実施 ・管理職コースと担当教員コースを1本化 ・受講者内訳 県政令市2人、中核市1人 		
⑯ 児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	日数	・養護教諭中央研修 5日 ・保健室相談活動研修会 4日	4日	同上
	人数	・養護教諭 240人 ・保健室 200人	275人	
	予算額	3,902千円	3,129千円	
	主な見直し内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・養護教諭による個別の健康相談等の充実のために、必要な知識等を修得させるために実施 ・養護教諭中央研修と保健室相談活動研修会を統合 ・エルネット導入 (行政説明、緊急な課題等) ・受講者内訳 県政令市4人、中核市1人 		

(注) 「主な論点等」欄の「⇒」以下は、文部科学省の回答である。

研修名	区 分	見直し前 (H15)	見直し後 (H18)	主な論点等
⑰ 健康教育の推進のための指導者の養成を 目的とした研修	日 数	・健康教育指導者中央 研修会 3日、 ・IIS・薬物乱用防止 教育研修会 2日	3日	・日数が減らないのはなぜか。 ⇒今回の見直しを期に抜本的な見直しを行ったため。 なお、喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、 毎事業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容 の見直しを行うこととしたい。
	人 数	・健康教育 210人 ・IIS・薬物 250人	275人	
	予算額	4,540千円	2,161千円	
	主な見直し 内容等	・保健主事等を対象として、学校での健康教育の 全体計画の作成、各課題への適切な対応と指導等 について、必要な知識等を修得させるために実施 ・健康教育指導者中央研修会とIIS・薬物乱用防 止教育研修会を統合 ・エルネット導入（行政説明、緊急な課題等） ・受講者内訳 県政令市4人、中核市1人		
⑱ 食の指導の充実のための指導者の養成を 目的とした研修	日 数	・学校栄養職員等研修 会 4日 ・衛星管理研修会 1日	4日	同 上
	人 数	・栄養職員 100人 ・衛星管理 110人	215人	
	予算額	3,688千円	2,939千円	
	主な見直し 内容等	・「食に関する指導体制の整備について」（平成 16年1月中央教育審議会答申）等に基づき実施 ・学校栄養職員等研修会と衛星管理研修会を統合 ・受講者内訳 県政令市3人、中核市1人		
⑲ 各地域における学校安全の基盤となる指 導者の養成を目的とした研修	日 数	7日	5日	・日数及び人数の削減の余地はないのか。 ⇒喫緊課題研修は3日間を基本と考えており、毎事 業年度の評価結果等を踏まえ、研修日数など内容の 見直しを行うこととしたい。
	人 数	210人	215人	
	予算額	7,287千円	4,759千円	
	主な見直し 内容等	・池田小学校事件をはじめ近年の学校における犯 罪件数が増加するとともに、凶悪犯が増加するな ど、学校における子どもの安全が危機的な状況に あることを踏まえ実施 ・前期4日間、後期3日間の計7日を5日間に短 縮 ・受講者内訳 県政令市3人、中核市1人		

(注)「主な論点等」欄の「⇒」以下は、文部科学省の回答である。

3 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

研修名	区分	見直し前 (H15)	見直し後 (H18)	主な論点等
① 産業教育、理科教育における指導的立場にある教員の派遣研修	日数	3か月以上1年以内	・6か月以内 ・1年以内	
	人数	・理科教育 80人 ・産業教育 93人	155人	
	予算額	18,989千円	8,342千円	
	主な見直し内容等	・平成17年度から理科教育と産業教育の派遣研修を統合 ・自主的受講希望に基づき、優れた調査研究課題を有する者に限定し、予め受講者自身が明確なテーマを設定し派遣 ・地方公共団体との共催等による派遣者負担を平成17年度から導入、負担割合は18年度に2分の1となることを目標 ・受講者内訳 県政令市2人、中核市1人		
② 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修	日数	5～30日間程度	10日以内	
	人数	907人	630人	
	予算額	44,794千円	18,648千円	
	主な見直し内容等	・平成17年度から先端技術体験プログラムを吸収・統合するとともに、研修日数を短縮(5～30日程度を10日程度に短縮) ・地方公共団体との共催等による派遣者負担を平成17年度から導入、負担割合は18年度に2分の1となることを目標 ・受講者内訳 農業・工業・商業・家庭・情報技術：各60人 水産・看護・福祉：各40人 技術・家庭：210人		
③ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修	日数	8日	8日	
	人数	130人	75人	
	予算額	2,720千円	957千円	
	主な見直し内容等	・地方公共団体との共催等による派遣者負担を平成17年度から導入、負担割合は18年度に2分の1となることを目標 ・受講者内訳 農業：30人、工業：30人、水産：15人		

4 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

事業名	「勧告の方向性」の指摘部分ポイント	具体的な見直し内容	平成15年度 予算額	平成18年度 予算額	主な論点等
衛星研修	・既存のエルネット、eラーニング等 を活用し、効果的・効率的に実施	・経費の節減	98,160千円	78,765千円	
研修支援のための 情報の提供	・地方公共団体に対する研修プログラム や教材の提供、講師の紹介等の支援を、 その成果について厳格な評価を行った 上で実施	・インターネット教材の拡充	30,939千円	66,596千円	
研修教材等作成 (新規)	・地方公共団体に対する研修プログラム や教材の提供、講師の紹介等の支援を、 その成果について厳格な評価を行った 上で実施	・冊子教材の新設作成	—	12,828千円	
都道府県・指定 都市等教育（研 修）センター等 協議会（新規）	・地方公共団体に対する研修プログラム や教材の提供、講師の紹介等の支援を、 その成果について厳格な評価を行った 上で実施	—	—	1,222千円	
データベースの 構築並びに情報 提供（移替）	・地方公共団体に対する研修プログラム や教材の提供、講師の紹介等の支援を、 その成果について厳格な評価を行った 上で実施 ・既存のエルネット、eラーニング等 を活用し、効果的・効率的に実施	—	—	39,755千円	

(注)「主な論点等」欄の「⇒」以下は、文部科学省の回答である。

独立行政法人教員研修センターの見直しについて（「勧告の方向性」の各研修事業の予算への反映状況）

※ 平成17年度以降の予算見込みについては、毎年度予算要求一査定の過程を通じて更なる明確化がなされる見込み。

研修事業名	具体的な見直し内容(予算関係)	平成15年度予算額	平成16年度予算案(財務省査定後)	平成17年度予算見込み	平成18年度予算見込み
① 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修					
各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修(新任校長・教頭等)	○日数減【H17~】 (新任校長・教頭等22日→19日、中堅教員32日→30日)	39,153	37,307	36,054	35,333
各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修(中堅教員)	○集合研修の演習等への重点化【H17~】	49,861	47,738	46,812	45,876
各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修(小中学校)	○統合、再編(2事業→1事業)【H16~】 ○人数減(200人→180人)【H16~】 ○集合研修の演習等への重点化【H17~】	1,168	1,411	1,383	1,355
		318			
各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修(高等学校)	○統合、再編(2事業→1事業)【H16~】 ○人数減(1,000人→300人)【H16~】 ○日数減(10日→5日)【H16~】 ○集合研修の演習等への重点化【H17~】	1,035	2,144	1,975	1,936
		1,312			
国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修	○統合、再編(4事業→1事業)【H16~】 ○人数減【H16~】 (H15:2,053人→H16:1,697人→H17:1,455人→H18:1,210人)	363,532	746,599	687,806	617,715
		318,490			
		54,582			
		119,805			
② 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修					
児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修	○平成16年度をもって廃止	35,903	28,950	/	/
道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修	○統合、再編(2事業→1事業)【H17~】 ○回数減(中央:2回→1回)【H17~】 ○人数減【H17~】 (中央:560人→275人、ブロック別:30,000人→1,100人) ○日数増(中央:4日→5日、ブロック別:1日→3日)【H17~】 ○ブロック別開催実施【H17~】	2,978	2,786	10,984	10,764
		9,062	8,779		
子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修	○人数減(1,200人→550人)【H17~】	11,813	11,161	9,721	9,527
【英語教育指導者講座】	○平成15年度をもって廃止	39,221	/	/	/
ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修	○人数減【H16~】 (H15:920人→H16:680人→H17:340人→H18:e-japan重点計画に伴い廃止)	44,593	31,483	22,445	/
環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修		5,132	4,440	4,168	4,085
体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修		7,612	7,117	6,765	6,630

研修事業名	具体的な見直し内容(予算関係)	平成15年度予算額	平成16年度予算案(財務省査定後)	平成17年度予算見込み	平成18年度予算見込み
【総合学科等新科目実技指導講座】	○平成15年度をもって廃止	574			
生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	○日数減(19日→16日)【H16~】	11,331	10,733	9,153	8,970
キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	○人数増(233人→275人)【H16~】 ○日数増(5日→8日)【H16~】	8,916	8,578	8,268	8,103
人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	○回数減(2回→1回)【H17~】 ○人数減(600人→155人)【H17~】 ○日数増(2日→3日)【H17~】	2,355	2,107	1,884	1,846
外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修	○統合、再編(3事業→1事業)【H17~】 ○人数減(14,760人→3,830人)【H17~】	9,731	9,236	8,153	7,990
		736	707		
		9,644	9,335		
外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修	○日数減(8日→4日)【H17~】	3,926	3,770	2,973	2,914
児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	○統合、再編(2事業→1事業)【H16~】 ○人数減(440人→275人)【H16~】	2,724	3,354	3,193	3,129
		1,178			
健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	○統合、再編(2事業→1事業)【H17~】 ○人数減(460人→275人)【H17~】	2,917	2,465	2,205	2,161
		1,623	1,487		
食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修	○統合、再編(2事業→1事業)【H17~】	2,986	2,813	2,999	2,939
		702	666		
各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修	○日数減(7日→5日)【H17~】	7,287	7,058	4,856	4,759
特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修	○新設、再編(2事業→1事業)【H16~】 ○人数減(665人→215人)【H17~】		15,350	6,365	6,238
		12,036			
指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修	○新設【H16~】		5,390	5,305	5,199
各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修	○新設【H17~】			12,076	11,834
児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	○新設【H17~】			7,371	7,224

研修事業名	具体的な見直し内容(予算関係)	平成15年度予算額	平成16年度予算案(財務省査定後)	平成17年度予算見込み	平成18年度予算見込み
③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修					
産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修	○統合、再編(2事業→1事業)【H17~】	7,357	7,044	8,512	8,342
	○派遣者負担(1/2)の導入【H17~】 ○人数減(173人→155人)【H16~】	11,632	11,055		
産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修	○統合、再編(3事業→1事業)【H17~】	16,383	15,446	19,029	18,648
	○派遣者負担(1/2)の導入【H17~】	26,267	24,916		
	○人数減(793人→630人)【H17~】	2,144	2,029		
産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修	○派遣者負担(1/2)の導入【H17~】 ○人数減(150人→75人)【H16~】	2,720	1,942	977	957
④ 初等中等教育関係の研修に特化することにより廃止する事業					
【国立大学事務長研修】	○平成15年度をもって廃止	445			
【国立学校等課長補佐級研修】		726			
【国立学校等幹部職員研修(課長級)】		1,148			
【国立学校等幹部職員研修(部長級)】		634			
【会計事務特別研修】		2,598			
【地区別会計事務研修】		4,238			
【留学生交流研究協議会】		14,864			
【留学生担当者研修会】		998			
		1,276,390	1,075,396	931,432	834,474

支援、助言及び援助事業名	具体的な見直し内容(予算関係)	平成15年度予算額	平成16年度予算案(財務省査定後)	平成17年度予算見込み	平成18年度予算見込み
衛星研修	○経費の節減【H16~】	98,160	82,013	80,373	78,765
研修支援のための情報の提供	○インターネット教材の拡充【H16~】	30,939	69,342	67,956	66,596
研修教材等作成	○冊子教材の新設作成【H16~】		13,357	13,090	12,828
都道府県・指定都市等教育(研修)センター等協議会	○新設【H16~】		1,272	1,247	1,222
データベースの構築並びに情報提供(移替)		移替(41,394)	41,394	40,566	39,755
		1,405,489	1,282,774	1,134,664	1,033,640
		(対前年度比)	-8.7%	-11.5%	-8.9%
			(対15年度比)		-26.5%

独立行政法人教員研修センターの中期目標（第2期案）

文部科学大臣指示
平成16年4月1日

（序文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定に基づき、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

（前文）

義務教育を中心とする学校教育の全国的な水準の維持向上と機会均等の確保は、国の重大な責務である。そして、昨今の社会経済情勢の変化に伴う新たな教育課題への対応や、国民の教育に対する高い期待を背景として、教育改革を着実に推進していくことが求められている。

学校教育の成否の鍵は教職員であり、このような教育改革を全国的に着実に実現していく上で、これらの教職員の資質能力の向上を図る取組を不断に推進していくことが不可欠である。このため、国は、地方公共団体との適切な役割分担のもと、教員等の学校教育関係職員に対する国として行うべき研修等を積極的に実施していく必要がある。

センターは、国として実施する責務を有する研修を一元的・体系的に実施することを目的として、平成13年4月に設立された独立行政法人であり、平成16年3月までの中期目標（以下「第1期中期目標」という。）期間を通じて、各地域において中核的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する研修や、学校教育に係る喫緊の重要課題に関する研修等を一元的・体系的に実施することにより、これらの学校教育関係職員の資質能力の向上に努めてきたところである。

センターの第1期中期目標期間における業務の実績については、文部科学省独立行政法人評価委員会から高い評価を得ているところであり、また、学校教育の全国的な水準の維持向上と教育の機会均等の確保のためには、センターにおいて、これらの研修等の業務を、引き続き実施していく必要がある。

一方で、独立行政法人通則法、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）等に基づき、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化・集中するとの考え方に立って第1期中期目標期間終了時におけるセンターの組織及び業務全般にわたる検討を行い、センターが担うべき研修等の業務について、抜本的な見直しを行った。

以上のことを踏まえ、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの3年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 学校教育関係職員に対する研修

(1) 国として実施する責務を有する研修の基本概念は以下の①から③であり、センターはこれに沿った、別紙に掲げる各研修（以下、「各研修」という。）を実施する。なお、各研修ごとの日数、人数については、中期計画に基本となる日数、人数を定め、これを基本としつつ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

一方で、①から③に該当するものであって、別紙以外に緊急に実施する必要性が生じた研修等については、関係行政機関等の委託等により実施する。

(2) 各研修の目標とする成果については、以下に掲げるような方法を基本として各研修毎に定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

① センターが設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。

② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

③ 受講者の任命権者である都道府県教育委員会等に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の還元状況等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等が行う研修等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

(3) 各研修の実施にあたっては、個々の研修目的等に照らして、以下に掲げるような点について検討のうえ、各研修の効果的・効率的な実施に適当なものを導入する。

① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を踏まえ、各研修内容・方法の改善点、受講者等のニーズ等を把握し、その結果を次年度以降の研修内容・方法等に反映する。

② 研修の一部にエルネット、eラーニング等を活用することが可能な研修については、これらの活用に努める。

- ③ 民間企業等のノウハウを活かせる研修については、これらの機関との連携・協力、共同実施の推進に努める。
- ④ 企画・実施段階における大学教員等の活用や、大学等との連携・協力を努める。
- ⑤ 研修終了時に、受講者に対して研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者等に提供する。

(4) 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

- (1) 各都道府県教育委員会等において、独自に学校教育関係職員に対する研修を実施することが可能となるよう、各都道府県教育委員会等に対して、研修に関するコンテンツの作成・提供、研修プログラムの内容、方法、講師等の情報提供、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催等の指導、助言及び援助を行う。
- (2) 各都道府県教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズ等を把握するとともに、その結果を踏まえて次年度以降の指導、助言及び援助に反映しつつ、内容を厳選して行う。

3. その他

各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容、方法等に関する情報の収集、調査を行い、それらの結果をセンターが行う研修に対するニーズの把握や、指導、助言及び援助の実施等に活用する。

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

1. 経費等の効率化

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、一般管理費（人件費を含む）については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%減以上の効率化を図る（ただし、毎事業年度の土地借料の減分は含まない。）ほか、その他の事業費については、中期目標期間中、毎事業年度において、研修事業の抜本的な見直しに伴い、対前年度比8%減以上の縮減を図る。

2. 組織体制の見直し

事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、柔軟な組織体制の構築を図る。

3. 業務運営の点検・評価の実施

業務運営について定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に

反映させる。

IV 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、宿泊料等、自己収入の確保に努める。また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。

2. 固定経費の節減

管理業務の効率化を図るとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

V その他業務運営に関する重要事項

1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施

- (1) 施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設整備を進めることとする。

2. 人事に関する計画

研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性を高めるよう努める。

1. 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修

① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修

(内容等)

学校が管理職のリーダーシップの下で組織的に機能し、適切な管理運営、服務規律の確保、特色ある教育活動の推進がなされるよう、以下の事項について高度・専門的な知識等を修得させる。

- ・ 全国的な教育改革の推進と地方の取組状況
- ・ 関係法規を理解・活用し、自主性・自律性を確保した学校管理運営・学校組織マネジメント
- ・ 学校の創意工夫を生かしたカリキュラムの編成、生徒指導等の学校教育の今日的課題とそれへの対応

また、研修の実施にあたっては、研修プログラムとして、エルネット等を活用した事前研修プログラムを設定し、集合研修プログラムの研修内容の基礎事項を中心に修得させる。集合研修プログラムにおいては、演習、討論等を中心とした学校現場での実践に資する高度な知識等を修得させる。

さらに、本研修については、全国の小学校等の校長の1/3程度が本研修を受講していることを目標とし、受講対象区分と受講者数の設定を図る。

(対象)

小学校等の新任校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者。

② 各地域の中核となる事務職員の育成を目的とした研修

(内容等)

教育改革の担い手の一員である事務職員が、校長のリーダーシップの下で校長、教頭、教員とともに適正な学校管理運営、教育活動に取り組む上で必要な全国的な教育改革の推進、学校管理運営・学校組織マネジメント、学校教育の今日的課題等に関して高度・専門的な知識等を修得させる。

また、研修の実施にあたっては、研修プログラムとして、エルネット等を活用した事前研修プログラムを設定し、集合研修プログラムの研修内容の基礎事項を中心に修得させる。集合研修プログラムにおいては、演習、討論等を中心とした学校現場での実践に資する高度な知識等を修得させる。

(対象)

小学校、中学校については事務職員として20年程度の在職経験を有する者、また高等学校等については所属する学校の事務長程度の者であって、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取組において中核的な役割が期待される者。

③ 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修
(内容等)

国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するため、各地域において教育改革、国際理解教育等に資する優れた自主的調査研究課題を有する者を海外に派遣し、各国の大学や学校現場等における教育実践等の取組についての知識等を修得させる。その際、国の教育政策、諸外国の教育動向等を踏まえ、センターにおいて予め設定したテーマに基づき、受講者に自主的に研修計画書を作成させる。

また、派遣期間については16日以内、3ヶ月以内、6ヶ月以内、12ヶ月以内に区分し、各都道府県教育委員会等において、受講者の自主的調査研究課題の目的・内容に照らし、最も適切な派遣期間を選択した上で、選抜・推薦する者の中から、センターが受講者を選定する。

さらに、16日以内の研修については、①の研修受講者の5割が受講対象となることを目標として、中期目標期間を通じて、段階的に受講者数の見直しを図る。

(対象)

小学校等の新任校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、優れた自主的調査研究課題を有する者。このうち16日以内の研修については、①の各地域の中核となる校長等の育成のための研修の受講者のうち、特に優れた自主的調査研究課題を有する者。

2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

① 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

平成14年度の学習指導要領の改訂を受けて、児童生徒の評価のあり方を「相対評価」から「絶対評価」に改めたことから、小学校及び中学校における評価規準の作成、評価方法の工夫改善等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成16年度をもって廃止する。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

② 道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

児童生徒の問題行動の多発、規範意識の低下等の状況の中で、児童生徒の豊かな心を育む道徳教育の充実が不可欠であることから、児童生徒の実態に即した道徳教育の推進、社会奉仕体験活動の活用等について、必要な知識等を修得させ、受講者

により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、各都道府県での研修等を行う指導者の養成、各市町村等での道徳教育の指導者の養成を図るため、開催地、回数、研修内容等を工夫する。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中央で行う研修については都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者、また地区別で行う研修については市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

③ 子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

「子どもの体力向上のための総合的な方策について」(平成14年9月中央教育審議会答申)等を踏まえ、体育の授業において児童生徒が自ら積極的に運動に親しみ、体力を高めるため、体ほぐし運動の趣旨を踏まえた指導、体を動かす意識を持たせる学習指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

④ ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

政府のe-Japan重点計画に基づき、平成17年度までに概ねすべての教員がITを活用した指導ができるようにするため、情報モラルを育成するための指導、各教科における効果的なITの活用等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、研修規模の段階的な縮小を図りつつ、平成17年度をもって廃止する。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑤ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

平成15年7月に成立した環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律等を踏まえ、子ども達自身が環境についての正しい理解を深め、環境保全に配慮した行動がとれるようにするため、環境教育に関する全体計画の作成、外部

機関との連携等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑥ 体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成13年の学校教育法改正等を踏まえ、学校教育における社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめとした様々な体験活動の一層の充実を図るため、体験活動の指導計画への位置づけや、体験活動プログラムの開発等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成17年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑦ 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年12月に策定された政府全体の「青少年育成施策大綱」等を踏まえ、近年の全国的課題である児童生徒の不登校や問題行動等への適切な対応、生徒指導上の今日的課題についての最新の知見、対応策、全国的動向や、今日的な生徒指導の在り方等について必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑧ キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成15年6月の4府省合意による「若者自立・挑戦プラン」等を踏まえ、近年の新たな課題であるキャリア教育を推進するため、キャリアカウンセリングの技法、キャリア教育プログラム開発等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学

校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑨ 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成14年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、学校教育における人権教育の一層の充実を図るため、今日的な人権課題である学校教育活動全体において人権教育を推進するためのプログラム開発、関係機関との連携等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑩ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

平成14年度の学習指導要領改訂において「総合的な学習の時間」が創設されるなど、各学校において教育課程を適切に編成し、組織的・計画的に取り組むことが重要であることを踏まえ、現行のカリキュラムの評価・改善、それを踏まえたカリキュラム編成等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑪ 指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

教科に対する専門的知識の不足や児童生徒と適切な関係を築くことができない、いわゆる指導力不足教員への対応が求められていることを踏まえ、指導力不足教員の判断基準、指導力の回復・向上のための研修プログラム等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の管理主事、指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

- ⑫ 各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

校長のリーダーシップの下、教員が個々の得意分野を生かし、協働して学校経営に参画するなど、学校が組織として力を発揮することで、学校運営の改善を図ることが求められていることを踏まえ、企業等で実施されている組織マネジメントの手法を取り入れた「学校組織マネジメント研修」を行うために必要な知識等を修得させ、受講者により、本研修が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成17年度から開始し、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

- ⑬ 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修
(内容等)

「これからの時代に求められる国語力について」(平成16年2月文化審議会答申)等を踏まえ、子ども達が自分の意見を持ち、論理的に意見を述べる力を高めるため、児童生徒の語彙力、表現力、論理的思考力の向上を図るための方法等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

なお、本研修については、平成17年度から開始し、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

- ⑭ 外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修
(内容等)

我が国の外国語教育を推進し、国際社会に生きる子ども達を育成するため、全国の外国語指導助手(ALT)に対して、日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校において一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

文部科学省、総務省及び外務省が合同で実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手。

- ⑮ 外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

国際化の進展に伴い、外国人児童生徒の増加及び在留の長期化により帰国児童生徒においても日本語指導が必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、学校全体での外国人児童生徒の受入れ、関係機関との連携等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者。

⑯ 児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

児童生徒の様々な健康問題の中で、心の健康問題に関係が深いと考えられる保健室登校、性の逸脱行動、薬物乱用等の増加・深刻化が指摘されていることを踏まえ、養護教諭による特に全国的な課題への対応、増加する課題への対応、保健室における児童生徒の心のケア等の個別の健康相談活動等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の養護教諭であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑰ 健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

エイズ患者及び感染者の増加、喫煙・飲酒の低年齢化、アレルギー疾患の増加等課題となっている中で、児童生徒の健康に関する主要課題への理解と適切な対応が求められていることを踏まえ、学校での健康教育の全体計画の作成、各課題への適切な対応と指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑱ 食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

「食に関する指導体制の整備について」(平成16年1月中央教育審議会答申)等を踏まえ、全国的に食に関する指導体制の整備を図るため、児童生徒への個別的

な相談指導、教科・特別活動等における教育指導等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。なお、学校給食の管理上の全国的な重要課題が生じた場合には、適宜これらに対応する内容を含める。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の食の指導関係者であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

⑨ 各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

近年の学校における犯罪件数が増加するとともに、凶悪犯が増加するなど、学校における子どもの安全が危機的な状況にあることを踏まえ、学校全体の安全活動の進め方、安全管理の在り方等について、必要な知識等を修得させ、受講者により、これらの内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。

本研修については、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等並びに小学校等の校長及び教員であって各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者。

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修

(内容等)

政府の科学技術基本計画、ものづくり基盤技術基本計画等を踏まえ、産業教育、理科教育に関して優れた自主的調査研究課題を有する者について、大学又は産業教育に関する研修を行うに相応しい施設に派遣し、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術等を修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中学校、高等学校及び中等教育学校での産業教育並びに小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の理科教育を担当する教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、優れた自主的調査研究課題を有する者。

② 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修

(内容等)

政府の科学技術基本計画、ものづくり基盤技術基本計画等を踏まえ、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術、情報技術等について、情報化・技術革新その他社会情勢の変化に適切に対応した最新の知識・技術を修得させるとともに、それらに裏打ちされた指導方法、実習方法等についても修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

中学校、高等学校及び中等教育学校で産業教育を担当する教員並びに都道府県教育委員会等の指導主事及び教育センターの研修担当主事等であって、各地域において中核的な役割が期待される者。

③ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修

(内容等)

政府の科学技術基本計画、ものづくり基盤技術基本計画等を踏まえ、学校における実習等の授業の質の向上を図るため、急速に発展・進歩する産業技術について、技術革新の進展等に適切に対応した最新の知識・技術を修得させるとともに、それらに裏打ちされた指導方法、実習方法等についても修得させる。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

(対象)

高等学校で産業教育に関する教科（農業、工業、水産）を担当する実習助手。

独立行政法人教員研修センターの中期計画（第2期案）

文部科学大臣認可
平成16年4月1日

（序文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人教員研修センター（以下、「センター」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

（1）センターは、国として真に実施する必要のある研修として、中期目標に示された以下の基本概念に沿って、別紙1に掲げる各研修（以下「各研修」という。）を実施する。

なお、各研修ごとの日数、人数等の詳細については、別紙1に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果等を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。

① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修

② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

一方で、①から③に該当するものであって、別紙以外に、社会的な情勢の変化、予期できない事態が生じた場合等、緊急に新たに実施する必要性が生じた研修等については、国、地方公共団体等からの委託等の方法により実施する。

（2）各研修の目標とする成果については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- (3) 各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。
- ① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、中央で行うものは集合研修に特化・重点化することにより、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催することにより、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用し、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進することにより、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果

等に関する報告書（研修成果報告書）等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。

⑧ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

(4) 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、引き続き実施することに検討を要するとされた研修については、研修自体の廃止、縮減、またそれに該当しない研修についても、必要に応じて、研修の効果的・効率的な実施の観点から、研修内容・方法の見直し等の措置を講じることとする。

2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

(1) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。具体的には、以下のような指導、助言及び援助を行う。

① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修の講義の教材等、事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、エルネット、eラーニング等で提供

② センターが行う研修プログラムの内容、方法等のノウハウについての情報提供

③ 研修講師についての情報提供

④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供

⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行

⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催

⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣

⑧ センターの研修施設・設備の提供

(2) 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。

なお、その際、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。

3. その他

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に依頼又はセンターにおいて独自に調査を実施し、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積するとともに、必要に応じて都道府県・指定都市・中核市教育委員

会等に対して提供する。

また、その結果について、センターが実施する研修内容、方法について各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が期待するニーズ等の把握のための検討材料等として活用するとともに、指導、助言及び援助の実施・見直しのための検討材料等としても活用する。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 経費等の効率化

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む）については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図る（ただし、毎事業年度の土地借料の減分は含まない。）。またその他の事業についても、中期目標期間中、毎事業年度において、研修事業の抜本的な見直しに伴い、対前年度比8%以上の縮減を図る。この際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮する。

例えば、以下のような点について、毎事業年度、法人内部の自己点検・評価委員会等において検討を行い、効率化を図る。

- ① 省エネルギー、リサイクル、ペーパーレスを推進する。
- ② 汎用品の活用や一般競争入札の導入により、調達価格の削減を図る。

2. 組織体制の見直し

事務及び事業の見直しに対応し、業務が最も効果的・効率的に行えるよう、責任と役割分担を明確にした機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた人員配置を行うとともに、継続的に組織の在り方を見直しを進める。

3. 業務運営の点検・評価の実施

センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。

Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。

1. 予算（中期計画の予算）

別紙2のとおり。

2. 収支計画

別紙3のとおり。

3. 資金計画

別紙4のとおり。

IV 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入りに遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。

V 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

VI 剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設・設備に関する計画

別紙5のとおり。

- (1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。
- (2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

(2) 人事に関する指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考1)

- ・ 期初の常勤職員数 53人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 50人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 1,451百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び共済組合掛金等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

独立行政法人教員研修センターが実施する研修事業

研修事業名	受講対象	具体的研修内容	研修成果の目標(※1)	研修手法(※2)	研修日数・受講者数(※3)
1. 各地域の基幹たる校長、教頭等の教職員に対する学校管理研修					
① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修	<p>以下の者であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長、教育委員会事務局職員としての役割が期待される者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭及び中堅教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 	<p>【事前研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校組織マネジメント手法の導入 ・学習指導・評価の課題と充実 ・総合的な学習の時間の課題と充実 <p>【集合研修】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な教育改革の推進と地方の取組状況 ・学校管理運営における教育行財政制度の活用 2. 学校管理運営・学校組織マネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・学校管理運営の課題と対応 ・学校教育を取り巻く関係法令 ・学校の危機管理対策とその充実 3. 学校教育の今日的課題 <ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムマネジメントの課題と充実 ・総合的な学習の時間の課題と充実 ・環境教育、国際理解教育、人権教育、特別支援教育、道徳教育の充実 ・生徒指導上の諸課題と対応策 ・進路指導の工夫改善 	①、②、③	①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧	<p>(研修日数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職 : 19日 ・中堅教員等 : 30日 <p>上記の日数を基本として実施しつつ、適宜、研修内容等を検証し、見直しを図る。</p> <p>(受講者数) 1,800人</p>
② 各地域の中核となる事務職員の育成を	以下の者であって、各地域の学校管理運営、学校事務の改善充実の取	<p>【事前研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校組織マネジメント手法の導入 	①、②、③	①、②、③、⑤、⑥、⑦、	<p>(研修日数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校

<p>目的とした研修</p>	<p>組において中核的な役割が期待される者 (小・中学校) ・小学校、中学校の事務職員として20年程度の在職経験を有する者(高等学校等) ・所属する学校の事務長程度の者</p>	<p>【集合研修】 1. 教育改革の推進 ・全国的な教育改革の推進と地方の取組状況 2. 学校管理運営・学校組織マネジメント(小・中学校) ・学校の安全管理の徹底 ・子どもの心のケア ・学校評議員制度の導入 ・学社融合・社会人の活用 (高等学校) ・学校評価基準・方法 ・情報公開と説明責任 ・学校危機管理 3. 学校教育の今日的課題(小・中学校) ・小・中学校事務の課題と対応 (高等学校) ・教育改革推進における事務の全国的課題と対応</p>		<p>⑧</p>	<p>：5日 ・高等学校 ：5日 (受講者数) ・小・中学校 ：180人 ・高等学校 ：300人</p>
<p>③ 国際的な視野、識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修</p>	<p>・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者であって、優れた調査研究課題を有する者。 ・16日以内の研修については、①の受講者のうち特に優れた自主的調査研究課題を有する者</p>	<p>以下に掲げるようなテーマに基づき、受講者に対して、研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。(小項目は例) 1. 教育制度 ・国家としての共通の教育と地方(州・地域)独自の教育比重 2. 教育課程 ・教育課程の編成 ・環境教育 ・国際理解教育 3. 確かな学力の向上 ・学習指導と評価 ・児童生徒の多様化に応じた教育 4. 生徒指導 ・いじめ問題への対応</p>	<p>①、②、③</p>	<p>①、⑤、⑥、⑦、⑧</p>	<p>(研修日数) 16日 ・3ヶ月以内 6ヶ月以内 12ヶ月以内 (受講者数) ・16日 ：900人 ・3～12ヶ月 ：310人 上記の人数まで段階的に見直しを図る。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒への対応 <p>5. 学校経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色ある学校運営 ・学校と地域との連携 ・情報公開、説明責任 			
2. 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修					
① 児童生徒の学習状況を適切に評価するための指導者の養成を目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校並びに中等教育学校（前期課程）の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な評価の総括の方法に関する演習（総論） ・評価の客観性、信頼性の向上を図る工夫に関する演習（教科、特別活動別） 	①、②、④	①、④、⑥	<p>（研修日数） 2日</p> <p>（受講者数） 3,000人</p>
② 道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修	<p>（中央で行う研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 <p>（地区別で行う研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態に即した課題の明確化と道徳教育の効果的な推進に関する演習 ・社会奉仕体験活動の活用など先進的な事例の分析・応用法に関する演習 ・道徳教育の充実のための研修の在り方に関する演習 <p>なお、中央で行う研修の修了者が地区別で行う研修の指導助言者となる等、双方の関連を図りながら計画的に実施。</p>	①、②、④	①、④、⑥、⑧	<p>（研修日数） 中央：5日 地区別：3日</p> <p>（受講者数） 中央：275人 地区別： 1,100人</p>
③ 子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を</p>	①、②、④	①、④、⑥、⑧	<p>（研修日数） 4日</p>

<p>目的とした研修</p>	<p>じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者</p>	<p>踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・体ほぐしの運動の趣旨を踏まえた指導の在り方に関する演習 ・体力を高めるために体を動かす意識を持たせる学習指導の在り方に関する演習 ・各地域での実践事例を基にした研究協議</p>			<p>(受講者数) 550人</p>
<p>④ ITを活用した指導の拡充のための指導者の養成を目的とした研修</p>	<p>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者</p>	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動が行われるようにする。 【事前研修】 ・現代の青少年教育の課題 ・教育改革の進展と課題 【集合研修】 ・子どもたちの情報モラルを適切に育成するための指導内容・方法に関する演習 ・各教科における効果的なITの活用に関する演習 ・各地域における効果的・効率的な指導のための研修の充実に関する演習</p>	<p>①、②、④</p>	<p>①、④、⑤、⑥、⑧</p>	<p>(研修日数) 5日 (受講者数) 340人 上記の人数まで段階的に見直しを図る。</p>
<p>⑤ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修</p>	<p>・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者</p>	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。 ・環境教育に関する全体計画の作成に関する演習 ・NPO等外部との連携や外部資源の活用に在り方に関する演習 ・研修プログラム作成に関する演習 ・各県等における環境教育推進方策についての立案を中心とした演習</p>	<p>①、②、④</p>	<p>①、④、⑤、⑥、⑧</p>	<p>(研修日数) 4日 (受講者数) 155人</p>

<p>⑥ 体験活動の円滑な実施を促進するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験活動の学校全体における指導計画への位置づけに関する演習 ・各教科、総合的な学習の時間にまたがる体験活動プログラムの開発に関する演習 ・体験活動の実施に際しての家庭・地域・関係機関との連携、安全管理、及び評価等に関する演習 	<p>①、②、④</p>	<p>①、④、⑤、⑥、⑧</p>	<p>(研修日数) 4日</p> <p>(受講者数) 155人</p>
<p>⑦ 生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校やいじめ等の問題行動等への適切な対応に関する演習 ・児童虐待、LD・ADHDへの対応等、生徒指導上の今日的な課題に関する演習 ・体験活動の在り方等、今日的な生徒指導の在り方に関する演習 	<p>①、②、④</p>	<p>①、②、⑤、⑥、⑦、⑧</p>	<p>(研修日数) 16日</p> <p>(受講者数) 155人</p>
<p>⑧ キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリングの技法に関する演習 ・小学校からのキャリア教育のプログラム開発、学校と保護者・地域との連携に関する研究協議 ・コミュニケーションスキルの向上に関する 	<p>①、②、④</p>	<p>①、③、④、⑤、⑥、⑧</p>	<p>(研修日数) 前期 5日 後期 3日</p> <p>(受講者数) 275人</p>

		る演習			
⑨ 人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育活動全体を通じた人権教育の推進に関する研究協議 人権教育を推進するためのプログラム開発や効果的な指導の在り方に関する演習 家庭・地域との連携や、校種間の連携を円滑に推進するための方策に関する演習 	①、②、④	①、⑥、⑧	(研修日数) 3日 (受講者数) 155人
⑩ 特色ある教育課程を円滑に編成するための指導者の養成を目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、必要な知識等を修得させるとともに、各地域において、受講者により、本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等が行われるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行のカリキュラムの評価及び改善に関する演習 「総合的な学習の時間」を中心としたカリキュラム編成に関する演習 	①、②、④	①、⑥、⑧	(研修日数) 5日 (受講者数) 215人
⑪ 指導力不足教員に対応するための指導者の養成を目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の管理主事、指導主事及び教育センターの研修担当主事 上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、各学校の校長等に対する指導・助言、指導力不足教員を対象とする研修等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 客観的な指導力不足教員の判断基準に関する研究協議 指導力等の課題に即した個別研修プログラムの作成に関する演習 指導力等に課題のある教員の処遇と対応の在り方に関する研究協議 	①、②、④	①、④、⑤、⑥、⑧	(研修日数) 3日 (受講者数) 275人
⑫ 各地域において組	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市・中核市教育 	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、	①、②、④	①、④、⑤、	(研修日数)

<p>織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修</p>	<p>委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョンの作成等、文部科学省が作成したモデルカリキュラム「学校組織マネジメント研修」（管理職版、ミドルリーダー版）の模擬体験研修 ・各都道府県等で実施する学校組織マネジメント研修のプログラム案の作成等を行う演習 	<p>⑥、⑧</p>	<p>4日</p> <p>(受講者数) 430人</p>
<p>⑬ 児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の語彙力、表現力、論理的思考力の向上を図るための方法等の工夫に関する演習 ・各教科や総合的な学習の時間との連携について、事例発表等を中心とした演習 	<p>①、②、④</p>	<p>①、④、⑥、⑧</p> <p>(研修日数) 3日</p> <p>(受講者数) 550人</p>
<p>⑭ 外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省、総務省及び外務省が合同で実施しているJETプログラムにより招致した外国語指導助手 	<p>受講者が日本の外国語教育等について適切に理解し、各学校で一層効果的な職務遂行ができるようにするために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の外国語教育の現状と課題等に関するシンポジウム ・ティームティーチングの在り方、国際理解教育の在り方に関する事例紹介等を通じた指導助言、討議 	<p>①、②</p>	<p>①、④、⑤、⑥</p> <p>(研修日数) 2日</p> <p>(受講者数) 3,830人</p>
<p>⑮ 外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p>	<p>①、②、④</p>	<p>①、⑤、⑥</p> <p>(研修日数) 4日</p> <p>(受講者数) 155人</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での外国人児童生徒の受入れ、指導体制づくりに関する演習 ・学校外の機関との連携体制づくりに関する演習 ・外国人児童生徒への効果的な教育の取組に関する研究協議 			
⑯ 児童生徒の心身の健康問題に対応するための指導者の養成を目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の養護教諭であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校保健をめぐる昨今の課題に関する研究協議 ・性の逸脱行動、薬物乱用等の児童生徒の健康問題への適切な対応に関する演習 ・保健室における児童生徒の心のケア等についての健康相談活動に関する演習 	①、②、④	①、⑤、⑥、⑧	<p>(研修日数) 4日</p> <p>(受講者数) 275人</p>
⑰ 健康教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体での保健指導の進め方に関する演習 ・エイズ、薬物乱用、感染症等の児童生徒の健康に影響する課題への対応と指導に関する演習 ・健康行動の醸成、各課題への対応等に関する研修プログラムの作成に関する演習 	①、②、④	①、⑥、⑤、⑧	<p>(研修日数) 3日</p> <p>(受講者数) 275人</p>
⑱ 食の指導の充実のための指導者の養成を目的とした研修	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、中等教育学校(前 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p>	①、②、④	①、⑤、⑥、⑧	<p>(研修日数) 4日</p> <p>(受講者数) 215人</p>

	<p>期課程)の食の指導関係者であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーや肥満傾向等を持つ児童生徒への個別指導に関する演習 ・給食時間や教科等における食に関する指導に関する演習 ・学校全体の食に関する教育指導の連携・調整の在り方に関する演習 <p>なお、学校給食の管理上の全国的な重要な課題が生じた場合には、適宜これらに対応する内容を含める。</p>			
<p>⑱ 各地域における学校安全の基盤となる指導者の養成を目的とした研修</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 ・小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特殊教育諸学校の校長及び教員であって、各地域で本研修を踏まえた研修等を行う予定である者 	<p>以下に掲げる内容を含む研修を実施し、各地域において、受講者が本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動、各学校への指導・助言等を行うために必要な知識等を修得させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校全体における安全活動の進め方、安全管理の在り方等に関する演習 ・学校における防犯教育の進め方、家庭・地域社会との連携、事件・事故時における子どもの心の健康問題に関する演習 ・自然災害の危険と安全確保の方法、交通事故防止対策に関する演習 	①、②、④	①、⑤、⑥、⑧	<p>(研修日数) 5日</p> <p>(受講者数) 215人</p>

3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

<p>① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修</p>	<p>以下の者であって、優れた自主的調査研究課題を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高等学校及び中等教育学校での産業教育並びに小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の理科教育を担当する教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者 	<p>政府全体のものづくり基本計画、科学技術基本計画等の内容を踏まえた最新のテーマに基づき、受講者に対して、研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。(小項目は例)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 産業教育 <ul style="list-style-type: none"> ・物質材料工学 ・エネルギー工学 ・エレクトロニクス 2. 理科教育 <ul style="list-style-type: none"> ・生命科学研究 ・海洋科学研究 	①、②	①、⑤、⑥、⑦	<p>(研修日数) 6ヶ月以内 12ヶ月以内</p> <p>(受講者数) 155人</p>
---------------------------------------	---	--	-----	---------	---

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1/2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

② 産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修	以下の者であって、各地域において中核的な役割が期待される者 ・中学校、高等学校及び中等教育学校で産業教育を担当する教員 ・都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの研修担当主事並びにそれに準じる者	以下の分野について、実習等の授業の質の改善に資する最新の高度専門的な知識及び技術、それに裏打ちされた指導方法、実習方法について修得させる。 ・農業 ・工業 ・商業 ・水産 ・家庭 ・技術・家庭 ・看護 ・福祉 ・情報技術	①、②	①、⑤、⑥、⑦	(研修日数) 10日程度 (受講者数) 630人
--------------------------------	---	---	-----	---------	---------------------------------------

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1/2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

③ 産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修	・高等学校で産業教育に関する教科(農業、工業、水産)を担当する実習助手	以下の分野について、実習等の授業の質の改善に資する最新の高度専門的な知識及び技術、それに裏打ちされた指導方法、実習方法について修得させる。 ・農業 ・工業 ・水産	①、②	①、⑤、⑥、⑦	(研修日数) 8日 (受講者数) 75人
--	-------------------------------------	--	-----	---------	-----------------------------------

(備考) 本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等との負担割合が1/2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

- (※1) 研修成果の目標の欄にある①から④までの数字は、中期計画本文中、I 1. (2) の①から④までの数字にそれぞれ該当する。
 (※2) 研修手法の欄にある①から⑧までの数字は、中期計画本文中、I 1. (3) の①から⑧までの数字にそれぞれ該当する。
 (※3) 研修日数・受講者数については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

中期計画予算

平成16年度～平成18年度中期計画予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	5,849
施設整備費補助金	506
自己収入	435
受託事業収入	0
計	6,790
支 出	
運営費事業	6,284
一般管理費	2,833
うち人件費	1,451
うち研修支援管理費	1,382
業務経費	3,451
研修事業費	3,451
受託事業等経費	0
施設整備費	506
計	6,790

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = W(y) \times \alpha (\text{係数}) + Q(y) \times \beta (\text{係数}) - C(y) + \pi(y)$$

- B(y) : 当該事業年度における運営費交付金。
 α : 一般管理費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。
 β : 業務経費に係る効率化係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

$$\pi(y) = P(y) + K(y)$$

当該事業年度における特殊経費。退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費(P(y))及び一般管理費の土地借料(K(y))。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方法も反映し具体的に決定。

○一般管理費 $W(y) = \{V(y) + N(y)\}$

・人件費

$$V(y) = V(y-1) \times \varepsilon \text{ (係数)}$$

$V(y)$: 当該事業年度における人件費 ($P(y)$ を除く)。

$V(y-1)$: 直前の事業年度における $V(y)$ 。

ε : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

・研修支援管理費

$$N(y) = N(y-1) \times \delta \text{ (係数)}$$

$N(y)$: 当該事業年度における研修支援管理費。

$N(y-1)$: 直前の事業年度における $N(y)$ 。 ($K(y)$ を除く)。

δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○業務経費 $Q(y)$

・研修事業費

$$Q(y) = Q(y-1) \times \gamma \text{ (係数)} \times \delta \text{ (係数)}$$

$Q(y)$: 当該事業年度における業務経費。

$Q(y-1)$: 直前の事業年度における $Q(y)$ 。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

δ : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

○自己収入 $C(y)$

・自己収入

$$C(y) = C(y-1) \times \eta \text{ (係数)} \times \zeta \text{ (係数)}$$

$C(y)$: 当該事業年度における自己収入の見積額

$C(y-1)$: 直前の事業年度における $C(y)$ 。

η : 収入調整係数。事業の見直し等による自己収入への影響等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ζ : 自己収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]

・前提条件：運営費交付金の算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算。

一般管理費に係る効率化係数	α	$\Delta 3\%$	(0.970)
業務経費に係る効率化係数	β	$\Delta 2\%$	(0.980)
人件費調整係数	ε	$\pm 0\%$	(1.000)
業務政策係数	γ		
平成17年度		$\Delta 9.741\%$	(0.90259)
平成18年度		$\Delta 7.044\%$	(0.92956)
消費者物価指数	δ	$\pm 0\%$	(1.000)
自己収入調整係数	η		
平成17年度		$\Delta 10.251\%$	(0.89749)
平成18年度		$\Delta 1.508\%$	(0.98492)
自己収入政策係数	ζ	$+1\%$	(1.010)

※ 業務政策係数については、本中期計画策定時において、「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘事項を踏まえた見直し結果を反映させた係数で設定。

なお、平成16年度予算編成過程において、平成16年度における係数等は下記のように決定。

一般管理費に係る効率化係数	α	$\Delta 3\%$ (0.970)
業務経費に係る効率化係数	β	$\Delta 2\%$ (0.980)
人件費調整係数	ε	$\Delta 0.580\%$ (0.99420)
業務政策係数	γ	$\Delta 9.056\%$ (0.90944)
消費者物価指数	δ	$\Delta 0.600\%$ (0.99400)
自己収入調整係数	η	$\Delta 17.586\%$ (0.82414)
自己収入政策係数	ξ	$+ 1.000\%$ (1.01000)

・施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定される本部用地購入、施設・設備改修（更新）等についての試算である。

(別紙3)

収 支 計 画

平成16年度～平成18年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	6,357
一般管理費	2,833
業務経費	3,451
受託事業等経費	0
減価償却費	73
収益の部	6,357
運営費交付金収益	5,849
受託事業収入	0
自己収入	435
資産見返運営費交付金戻入	69
資産見返物品受贈額戻入	4

(別紙4)

資 金 計 画

平成16年度～平成18年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	6,790
業務活動による支出	6,284
投資活動による支出	506
資金収入	6,790
業務活動による収入	6,284
運営費交付金による収入	5,849
自己収入	435
投資活動による収入	506
施設整備費補助金による収入	506

施設・設備に関する計画
平成16年度～平成18年度

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
本部用地購入費	446	施設整備費補助金
本部施設等施設整備	60	
計	506	

【注記】

金額については見込みである。
なお、上記のほか、施設・設備の老朽化度合等を勘案した改修(更新)等があり得る。

「独立行政法人教員研修センターの主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」の指摘事項の中期目標・中期計画案への主な反映状況

「勧告の方向性」指摘事項	中期目標・中期計画案への反映状況
<p>第1 学校教育関係職員に対する研修</p> <p>○ センターの研修は、</p> <p>① センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修</p> <p>② 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修</p> <p>③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修</p> <p>に特化し、該当しない研修はできる限り早期に廃止、移管等を実施。</p>	<p>【中期目標案における記載（抜粋）】</p> <p>(1) 国として実施する責務を有する研修の基本概念は以下の①から③であり、センターはこれに沿った、別紙（略）に掲げる各研修（以下、「各研修」という。）を実施する。なお、各研修ごとの日数、人数等については、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、中期計画及び年度計画において定める。</p> <p>① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修</p> <p>② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修の先行段階としてセンターが行う研修</p> <p>③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修</p> <p>【中期計画案における記載（抜粋）】</p> <p>(1) センターは、国として真に実施する必要のある研修として、中期目標に示された以下の基本概念に沿って、別紙1（略）に掲げる各研修（以下「各研修」という。）を実施する。</p> <p>なお、各研修ごとの日数、人数等の詳細については、別紙1（略）に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果等を踏まえて、年度計画において明確に定める。</p> <p>① 各地域の基幹たる校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修</p> <p>② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修の先行段階としてセンターが行う研修</p> <p>③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修</p>
<p>○ 研修の実施に当たっては、特に①の研修へと重点化。</p>	<p>＜平成15年度をもって廃止する研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語教育指導者講座 ・ 総合学科等新科目実技指導講座 ・ 国立大学事務長研修 ・ 国立学校等課長補佐級研修 ・ 国立学校等幹部職員研修（課長級） ・ 国立学校等幹部職員研修（部長級） ・ 会計事務特別研修 ・ 地区別会計事務研修 ・ 留学生交流研究協議会 ・ 留学生担当者研修会 <p>＜現時点で平成16年度以降に廃止することとしている研修＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「学習の評価」に関する研修会（平成16年度をもって廃止） ・ 外国語指導助手に対する研修（中間期研修会）（平成16年度をもって廃止） ・ 教育情報化推進指導者養成研修（段階的に縮小し、平成17年度をもって廃止）
<p>○ IT 技術の活用、地方開催等による国・地方を通じた総コストの効率化、民間人材育成機関、今後設立される各地域の国立大学法人等の協力を得た幅広い連携やその知見等の活用等を一層図る。</p>	<p>【中期目標案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照</p> <p>(3) 各研修の実施にあたっては、個々の研修目的等に照らして、以下に掲げるような点について検討のうえ、各研修の効果的・効率的な実施に適当なものを導入する。</p> <p>② 研修の一部にエルネット、eラーニング等を活用することが可能な研修については、これらの活用を努める。</p> <p>③ 民間企業等のノウハウを活かせる研修については、これらの機関との連携・協力、共同実施の推進に努める。</p> <p>④ 企画・実施段階における大学教員等の活用や、大学等との連携・協力を努める。</p>

【中期計画案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照

(3) 各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑥の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。

③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、e-ラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、中央で行うものは集合研修に重点化することにより、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。

④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催することにより、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。

⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用し、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。

⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営（研修資料の作成配布、講師対応等）等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進することにより、効果的・効率的な研修の実施に努める。

○ 研修の実効性を具体的に把握・評価することが必要。

【中期目標案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照

(2) 各研修の目標とする成果については、以下に掲げるような方法を基本として各研修毎に定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

① センターが設定する受講定員に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。

② 受講者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。

③ 受講者の任命権者である各都道府県教育委員会等に対して、研修終了後、相当の期間内に研修成果の還元状況等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「センターでの研修成果を各都道府県教育委員会等が行う研修等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。

【中期計画案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照

(2) 各研修の目標とする成果については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講定員に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講定員の見直し等、必要な措置を講じる。

② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目的として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上（任意抽出調査）から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

③ 受講者の任命権者である各都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目的としてアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）から、「研修成果を各学校等で効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が毎事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、毎事業年度平均で80%以上（任意抽出調査）の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が毎事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

1. センターが担うべき各地域の基幹たる校長・教頭等に対する学校管理研修

- 本研修は、教育の構造改革の旗手となる校長等の中核的教員を対象として実施。また地方公共団体では実施が困難な内容に精選し、現場にフィードバックが可能な形でメリハリを付けて実施。

- 任命権者への研修成果の情報提供等により、キャリアパスの一環として位置付けられ得るものとする。

(1) 教職員等中央研修講座

- 本研修は、集合研修について、研修効果を維持しつつ、日程を最大限短縮し、十分な受講機会と高い参加率を効果的・効率的に確保するため、
 - ・ 既存のエルネット等を利用して、厳選された質の高い内容の講義等を広く提供する事前研修プログラム
 - ・ 教職員等中央研修講座の中心プログラムとして、事前研修プログラムを受講して成果を修めた中核的教員を対象に行う演習、討論、行政当局との意見交換等に重点化した集合研修プログラムとに再編合理化。

【中期目標（別紙（略））、中期計画（別紙1（略））における記載（抜粋）】

- ① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修（対象）

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭並びに中堅教員及び各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長等としての役割が期待される者。

- ③ 国際的な視野に立つ識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修（対象）

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の中核的教員であって優れた自主的調査研究課題を有する者。このうち16日間の研修については、①の各地域の中核となる校長等の育成のための研修の受講者のうち、特に優れた自主的調査研究課題を有する者。

【中期目標案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照

- (3) 各研修の実施にあたっては、個々の研修目的等に照らして、以下に掲げるような点について検討のうえ、各研修の効果的・効率的な実施に適切なものを導入する。
 - ⑤ 研修終了時に、受講者に対して研修成果報告書等の作成を義務付け、これらを任命権者等に提供する。

【中期計画案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照

- (3) 各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。
 - ⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。

【中期目標（別紙（略））における記載（抜粋）】

- ① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修（内容等）

学校の自主性を高める取組みが進められる中で、学校が管理職のリーダーシップの下で組織的に機能し、学校の適切な管理運営、服務規律の確保、特色ある教育活動の推進がなされるよう、各地域の教育実践、教育行政において、将来、中核的な校長等としての役割が期待される者に対して、以下の事項の実践力を向上させる上で資する内容の研修を実施する。

- ・ 全国的な教育改革の推進と地方の取組状況
- ・ 関係法規を理解・活用し、自主性・自律性を確保した学校管理運営・組織マネジメント
- ・ 学校の創意工夫を生かしたカリキュラムの編成、生徒指導等の学校教育の今日的課題

また、研修の実施にあたっては、研修プログラムとして、エルネット等を活用した事前研修プログラムを設定し、集合研修プログラムの研修内容の基礎事項を中心に修得させる。集合研修プログラムにおいては、演習、討論等を中心とした学校現場での実践に資する高度な知識等を修得させる。

さらに、本研修については、全国の小学校等の校長の1/3程度が本研修を受講していることを目標とし、受講対象区分と定員設定を図る。

（対象）

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭並びに中堅教員及び各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長等としての役割が期待される者。

【中期計画（別紙1（略））における記載（抜粋）】

研修事業名	受講対象	具体的研修内容	研修成果の目標(※1)	研修手法(※2)	研修日数・定員(※3)
① 各地域の中核となる校長・教頭等の育成を目的とした研修	以下の者であって、将来、各地域の教育実践、教育行政の中核的な校長等としての役割が期待される者 ①小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校並びに幼稚園の新任校長、教頭並びに中堅教員 ②都道府県・指定都市教育委員会の指導主事等	(事前研修) ・組織マネジメント手法の導入 ・学習指導・評価の課題と充実策 ・総合的な学習の時間の課題と充実策 (集合研修) 1. 教育改革の推進 ・全国的な教育改革の推進と地方の取組状況 ・学校管理運営における教育行財政制度の活用 2. 学校管理運営・組織マネジメント ・学校管理運営の課題と対応策 ・学校教育を取り巻く関係法令 ・学校の危機管理対策とその充実 3. 学校教育の今日的課題 ・カリキュラムマネジメントの課題と充実策 ・環境教育、国際理解教育、人権教育、道徳教育の充実に向けた教育課程の編成 ・生徒指導上の諸課題と対応策 ・進路指導の工夫改善 4. 研修講師となるための知識・技術	①、②、③	①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧	(研修日数) ・管理職 : 19日 ・中堅教員等 : 30日 上記の日数を基本として実施しつつ、適宜、研修内容等を検証し、見直しを図る。 (定員) 1,800人

(※1)「研修成果の目標」の欄にある①から④までの数字は、中期計画本文中、1.(2)の①から④までの数字にそれぞれ該当する。

(※2)「研修手法」の欄にある①から⑧までの数字は、中期計画本文中、1.(3)の①から⑧までの数字にそれぞれ該当する。

(※3)「研修日数・定員」の欄については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

○ 本研修については、センター内に、講師となることができるような高い専門性を有する職員を中期的に確保・育成し、組織におけるそのような職員の割合を高める。

【中期目標案における記載(抜粋)】

2. 人事に関する計画
研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性を高めるよう努める。

【中期計画案における記載(抜粋)】

2. 人事に関する計画

(1) 方針

限られた人員での効率的・効果的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。

また、都道府県教育委員会等の職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。

(2) 教職員短期海外派遣研修

- 本研修は、教育の構造改革に資する特に優れた自主的調査研究課題を有する中核的教員のみを厳選して海外に派遣。このため、
 - ・ 海外事例等の調査研究費用の一部助成、
 - ・ 調査研究先となる海外の学校等に関する情報提供、
 - ・ 他の中核的教員との共同調査研究のコーディネート等に支援を重点化、厳選。
- 本研修は、調査研究結果の蓄積を踏まえ、次期中期目標期間を通じて調査研究課題、派遣の規模等について見直しを行い、一定の支援を行うことが引き続き必要不可欠であると認められるものに限り実施。

【中期目標（別紙（略））における記載（抜粋）】

③ 国際的な視野に立つ識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修（内容等）

国際的な視野に立つ識見を有する教員を育成するため、各地域において教育改革、国際理解教育等に資する優れた自主的調査研究課題を有する者を海外に派遣し、各国の大学や学校現場等における教育実践等の調査研究に関する研修を実施する。その際、国の教育政策、諸外国の教育動向等を踏まえ、センターにおいて予め設定したテーマに基づき、受講者に自主的に研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。

また、派遣期間については16日間、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月とし、各都道府県教育委員会等において、受講者の自主的調査研究課題の目的・内容に照らし、最も適切な派遣期間を選択した上で、選抜・推薦する者の中から、センターが受講者を選定する。

さらに、16日間の研修については、①の研修受講者の5割が受講対象となることを目標として、中期目標期間を通じて、段階的に受講者数の見直しを図る。

（対象）

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の中核的教員であって優れた自主的調査研究課題を有する者。このうち16日間の研修については、①の各地域の中核となる校長等の育成のための研修の受講者のうち、特に優れた自主的調査研究課題を有する者。

【中期計画（別紙1（略））における記載（抜粋）】

研修事業名	受講対象	具体的研修内容	研修成果の目標(※1)	研修手法(※2)	研修日数 定員(※3)
③ 国際的な視野に立つ識見を有する中核的教員を育成するための海外派遣研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校の教員であって、優れた調査研究課題を有する者。 ・ 16日間の研修については、①の受講者のうち特に優れた自主的調査研究課題を有する者 	以下に掲げるようなテーマに基づき、受講者に対して、研修計画書を作成させた上で、派遣研修を実施する。(小項目は各項目の例) <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家としての共通の教育と地方(州・地域)独自の教育比重 2. 教育課程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育課程の編成 ・ 環境教育 ・ 国際理解教育 3. 確かな学力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導と評価 ・ 児童生徒の多様化に応じた教育 4. 生徒指導 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題への対応 ・ 不登校児童生徒への対応 5. 学校経営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある学校運営 ・ 学校と地域との連携 ・ 情報公開、説明責任 	①、②、③	①、⑦	(研修日数) 16日 3ヶ月以内 6ヶ月以内 12ヶ月以内 (定員) ・ 16日 : 900人 ・ 3~12ヶ月 : 310人

(※1) 「研修成果の目標」の欄にある①から④までの数字は、中期計画本文中、11.(2)の①から④までの数字にそれぞれ該当する。

(※2) 「研修手法」の欄にある①から⑧までの数字は、中期計画本文中、11.(3)の①から⑧までの数字にそれぞれ該当する。

(※3) 「研修日数・定員」の欄については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

2 喫緊の重要課題について地方公共団体が行う研修等の先行段階としてセンターが行う研修

- 本研修は、個別に文部科学大臣からの明確な中期目標や委託に基づいて実施するものとし、事業・テーマに予め一定の時限を設けて終了させるとともに、定期的に効果等の評価を行い、研修内容を見直す。
- また、本研修は、地方公共団体が独自に研修等を実施することが早期に可能となるよう、各教育委員会の指導主事等を対象に、廃止期限・テーマ見直し期限等を定めつつ集中的に実施。

【中期目標（別紙（略））における記載例（喫緊の重要課題に関する研修全てについて、基本的に以下と同様の内容を記載）】

- ① 指導力不足教員を対象とする研修等を円滑かつ効果的に実施するための指導者の養成を目的とした研修（内容等）

教科に対する専門的知識の不足や児童生徒を理解する能力に欠けるいわゆる指導力不足教員の対策が全国的な課題となっていることから、各都道府県において指導力不足教員対策の研修等を実施し、該当教員の指導力向上等を図ることに資するよう、各都道府県教育委員会等の担当指導主事等が、研修プログラムの作成等を含めた研修等の実施等を円滑に行うことができるようにするための研修を実施する。

本研修については、平成18年度を目的として評価を行い、内容等を見直す。

（対象）

各都道府県・指定都市教育委員会の指導主事、教育センターの研修担当主事及びそれに準じる者

【中期計画（別紙1（略））における記載例（抜粋）（喫緊の重要課題に関する研修全てについて、基本的に以下と同様の内容を記載）】

研修事業名	受講対象	具体的研修内容	研修成果の目標(※1)	研修手法(※2)	研修日数定員(※3)
① 指導力不足教員を対象とする研修等を円滑かつ効果的に実施するための指導者の養成を目的とした研修	・都道府県・指定都市教育委員会の指導主事、教育センターの研修担当主事 ・上記に準じる者	以下に掲げる内容を含む研修を実施し、受講者が研修の企画・立案を行う場合や、講師となる場合等に必要な知識等を修得させる。 ・効果的な研修プログラムの作成の演習 ・全国的な取組の意見交換 ・管理職としての該当教員への対応、保護者への対応に関する演習	①、②、④	①、④、⑤、⑥	（研修日数） 3日 （定員） 300人

（※1）「研修成果の目標」の欄にある①から④までの数字は、中期計画本文中、1.（2）の①から④までの数字にそれぞれ該当する。

（※2）「研修手法」の欄にある①から⑧までの数字は、中期計画本文中、1.（3）の①から⑧までの数字にそれぞれ該当する。

（※3）「研修日数・定員」の欄については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める

- 既存のエルネット、e-ラーニング等を活用し、効果的・効率的に実施。

【中期目標案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照

（3）各研修の実施にあたっては、個々の研修目的等に照らして、以下に掲げるような点について検討のうえ、各研修の効果的・効率的な実施に適切なものを導入する。

- ② 研修の一部にエルネット、e-ラーニング等を活用することが可能な研修については、これらの活用等により、効果的・効率的な研修の実施に努める。

【中期計画案における記載（抜粋）】 ※全体はP9参照

（3）各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。

- ③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、e-ラーニングを活用した遠隔

研修、ビデオ等を配布することによる自主的研修等により行い、中央で行うものは集合研修に重点化することにより、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。

- ⑧ 研修内容の一部に研修講師として必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

3 地方公共団体の共益的事業として例外的に実施する研修

○ 本研修は、地方公共団体の共益的事業としてふさわしいものを、当該地方公共団体の委託等により実施。その際、社会経済情勢、研修参加率の状況、コスト比較等を踏まえつつ、必要最小限度の研修とし、また派遣者負担の導入等により、運営費交付金に依存しないものとする。

【中期目標（別紙（略））における記載例（共益的事業に関する研修全てについて、基本的に以下と同様の内容を記載）】

- ① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修
（内容等）

産業教育振興法や理科教育振興法、政府の科学技術基本計画、ものづくり基盤技術基本計画の趣旨を踏まえ、産業教育、理科教育において指導的立場にある教員を長期にわたり大学または産業教育に関する研修を行うに相応しい施設に派遣し、児童生徒の理科及び算数・数学、先端技術について興味・関心を喚起するなど授業の質を高めるための高度な知識及び熟練した技術・技能の修得を目的とする研修を実施する。

本研修については、研修の実施状況等を勘案しつつ、平成17年度より派遣者負担を導入する。負担割合については、平成18年度までに1/2となることを目標とする。また、平成18年度を目途として評価を行い、内容等を見直す。

（対象）

中学校、高等学校で産業教育を担当し、各地域の研究会等の講師となるなどの指導的な役割が期待される教員。

【中期計画（別紙1（略））における記載例（抜粋）（共益的事業に関する研修全てについて、基本的に以下と同様の内容を記載）】

研修事業名	受講対象	具体的研修内容	研修成果の目標(※1)	研修手法(※2)	研修日数 定員(※3)
① 産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修	・中学校、高等学校で産業教育を担当し、各地域の研究会等の講師となるなど指導的な役割が期待される教員	以下の機関等に派遣し、授業の質の改善に資する高度な知識及び熟練した技術・技能等を修得させる。 ・国立大学、短期大学、高等専門学校 ・各種工場 ・農場 ・試験研究所 ・その他理科教育、産業教育に関する研修としてふさわしい施設	①、②	①、⑤、⑥、⑦	(研修日数) 3、6ヶ月 12ヶ月 (定員) 180人

（備考）本研修にかかる経費については、国と各都道府県・指定都市教育委員会等との負担割合が1/2となることを目標として、平成17年度から段階的に派遣者負担を導入する。なお、派遣者が負担する研修経費は、センターにおいて収入として計上しない。

（※1）「研修成果の目標」の欄にある①から④までの数字は、中期計画本文中、11.（2）の①から④までの数字にそれぞれ該当する。

（※2）「研修手法」の欄にある①から⑧までの数字は、中期計画本文中、11.（3）の①から⑧までの数字にそれぞれ該当する。

（※3）「研修日数・定員」の欄については、ここに掲げられているものを基本としつつ、毎事業年度の年度計画において定める。

第2 学校教育関係職員に対する研修に関する指導、助言及び援助

○ センターが担う喫緊の重要課題に関する研修について、廃止期限・テーマ見直し期限内に地方公共団体が自ら実施することが可能となるよう図る。

【中期目標案における記載（抜粋）】

（1）各都道府県教育委員会等において、独自に学校教育関係職員に対する研修を実施することが可能となるよう、各都道府県教育委員会等に対する研修プログラムの内容、手法、講師等の情報提供や、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催等の指導、助言及び援助を行う。

【中期計画案における記載（抜粋）】

（1）各都道府県・指定都市教育委員会等において、独自にその所属する学校教育関係職員に対して研修を実施することが可能となるよう、各都道府県・指定都市教育委員会等に対して必要な指導、助言及び援助を行う。具体的には、以下のような指導、助言及び援助を行う。特に、センターが行う各研修事業について、集合研修によらなくても効果が見込まれるものについては、コンテンツ教材の提供等により、各地域で研修を行うことが可能となるよう図るものとする。

- ① センターの研修について、集合研修を精査しつつ、研修効果を維持向上させるために、教職員等中央研修での講義の教材、学校安全管理研修の教材など事前研修で行うものや、受講者が各地域で研修を行う際に活用できるものについて、コンテンツ教材として整備し、インターネット等で提供
- ② センターが行う研修プログラムの内容、手法等のノウハウについての情報提供
- ③ 研修講師についての情報提供
- ④ センターにおいて蓄積している研修成果の情報提供
- ⑤ 各研修プログラムの教材、事例集等の刊行
- ⑥ 各都道府県・指定都市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催
- ⑦ センターの職員を各都道府県・指定都市教育委員会等が行う研修に派遣
- ⑧ センターの研修施設・設備の提供

○ 地方公共団体の研修を一層有効なものとするため、地方公共団体に対する研修プログラムや教材の提供、講師の紹介等の支援を、その成果について厳格な評価を行った上で実施。

【中期目標案における記載（抜粋）】

（2）各都道府県教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズ等を把握するとともに、その結果を踏まえて次年度以降の指導、助言及び援助に反映しつつ、内容を厳選して行う。

【中期計画案における記載（抜粋）】

（2）各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、毎事業年度、アンケート調査等を行うことにより、各都道府県・指定都市教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズを把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の指導、助言及び援助の内容についての見直しに適切に反映する。

なお、その際、各都道府県・指定都市教育委員会等のニーズ、毎事業年度の評価結果等を踏まえて、真に国として必要となる指導、助言及び援助に内容を厳選して行う。

その他（経費の効率化）

【中期目標案における記載（抜粋）】

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、一般管理費（人件費を含む）については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%減以上の効率化を図るほか、その他の事業費については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比2%減以上の効率化を図る。

【中期計画案における記載（抜粋）】

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（人件費を含む）については、計画的な削減に努め、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図る。またその他の事業についても、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。この際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮する。

例えば、以下のような点について毎事業年度、法人内部の自己点検・評価委員会等において検討を行い、効率化を図る。

- ① 省エネルギー、リサイクル、ペーパーレスを推進する。
- ② 汎用品の活用や一般競争入札の導入により、調達価格の削減を図る。

(参考) 中期計画案抜粋

1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 学校教育関係職員に対する研修

(2) 各研修の目標とする成果については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙1に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。

- ① これまでの受講者数又は毎事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが自ら設定する受講定員に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講定員の見直し等、必要な措置を講じる。
- ② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、毎事業年度平均で85%以上(任意抽出調査)から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が毎事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ③ 受講者の任命権者である各都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上(任意抽出調査)の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

(3) 各研修の実施にあたっては、各研修毎に、以下の①から⑧の方法について別紙1に掲げる項目について検討を行ったうえで、効果的・効率的な実施に資するものについては導入する。

- ① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえて、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義等を中心とするいわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、エルネットを活用した講義等の配信、eラーニングを活用した遠隔研修、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修等により行い、中央で行うものは集合研修に特化・重点化することにより、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催することにより、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ⑤ 民間企業等との連携・協力、共同実施を推進することにより、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)や研修プログラムの設定等において、これらの機関等のノウハウを活用し、より一層、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ⑥ 研修内容・方法の企画・実施段階において教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所の専門家を活用することや、研修の運営(研修資料の作成配布、講師対応等)等において、教員養成系大学・学部をはじめとする大学や国立教育政策研究所との連携・協力を推進することにより、効果的・効率的な研修の実施に努める。
- ⑦ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書(研修成果報告書)等の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者等に提供する。
- ⑧ 研修内容の一部に研修講師として必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、エルネット、eラーニング等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。